

近代活版印刷における
平仮名字体の研究

銭谷真人

目次	
序章	1
第一節 先行研究と本稿の目的	1
第二節 本稿の用語及び構成について	8
第一章 文学作品における平仮名	11
第一節 明治初期の草双紙における仮名字体および仮名文字遣い	11
第二節 明治期翻刻本における仮名字体および仮名文字遣い—馬琴作合巻の版本と活字本の比較—	24
第三節 明治中期の小説における仮名字体および仮名文字遣い	40
第二章 新聞における平仮名	55
第一節 『仮名読新聞』における仮名字体および仮名文字遣い	55
第二節 『横浜毎日新聞』における仮名字体および仮名文字遣い	89
第三章 辞書における平仮名	116
第一節 『言海』における仮名字体および仮名文字遣い	116
第二節 明治期国語辞書における仮名字体および仮名文字遣い	137
第四章 出版物の原稿における平仮名	151
第一節 近代作家の自筆原稿における仮名字体—手書きに残った異体仮名について—	151
終章	168
第一節 各章のまとめ	168
第二節 結論と今後の課題	172
参考文献一覧	175
初出一覧	180

序章

第一節 先行研究と本稿の目的

漢字を字母として成立した平仮名は、字母となる漢字の数だけ異体が存在し、かつては一つの仮名が複数の字体を有することは当たり前であった。さらに同字母であっても、草体化の度合いによって、字形が著しく異なることがあり、異体とみなされることもある。ただ矢田（2012）⁽¹⁾に、「平仮名体系がその成立初期、後世に見えるほど多くの字体を持っていなかったのは周知のことである。」(p343)とあるように、当初は後世ほどの多様な字体を有している訳ではなかった。「平安期を通して、平仮名史は字体数の増加という方向をとった。」(同 p298)のであり、字体は次第に数を増やしていったのである。

現在のところ、平仮名の字体数について通時的に扱った研究はなく、その後どのような変遷を辿ったのかは定かではない。だが近世の出版物において、字体収斂の傾向が見られることが、浜田（1979）⁽²⁾において指摘されている。浜田（1979）では、近世初期の仮名草紙、元禄期の西鶴本（浮世草紙）、近世後期の馬琴本（読本）に用いられる平仮名の字体数を数え上げて比較し、近世の文学作品においては時代が下るにつれて字体数が減少していることを明らかにしている。それでも近世においては、完全に一仮名一字体となることはなかった。

現代においては、仮名遣いに関するものを除けば、ほぼ完全に一仮名一字体であると言って良いであろう。「い」「こ」「さ」など、中間の部分の続けて書くか離して書くかといった細かな字形上の違いはあるかもしれないが、それらは字体上の違いとはみなされず、基本的には誰もが同じ字体を用いているのである。それは直接には学校教育において学ぶ平仮名の字体が、定められていることによるものであろう。学校教育における平仮名の字体は、明治 33 年（1900）の小学校令施行規則によって初めて定められた。明治 33 年 8 月 20 日に小学校令が改正され、翌 21 日に、文部省令第十四号小学校令施行規則が公布されたのであるが、その中で「第十六條 小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體ハ、第一號表ニ、字音假名遣ハ第二號表下欄ニ依リ（後略）」として、具体的な字体⁽³⁾が示されている。今後は小学校教育においては、その字体のみを用いるように指示されたのである。それではこの施行規則が契機となり、その後一仮名一字体が定着したのであろうか。

古田（1974）⁽⁴⁾では明治期の教科書を取り上げて、国語教育における異体仮名の取り扱いについて述べている。それによれば教科書においても次第に掲載される異体仮名の数は減少し、ついには明治 33 年の小学校令施行規則の字体表に準じて国定第一期『尋常小学読本』では異体仮名が掲載されなくなったとのことであった。明治の教科書以外の出版物にも言及しているが、それらの出版物に用いられる平仮名の字体について「施行規則が出されたから一定していったのではない。その出されたことは、ただ一定して

いく上でのきっかけを与えるに過ぎなかったのである」(p95)と述べており、小学校令施行規則以前に出版界にも字体統一の流れがあったことを指摘している。

何故出版物においては、施行規則以前に統一の動きがあったのか。この時期、近世以来の木版による整版印刷から、近代的な活版印刷へのシフトという出版界の一大転換があった。整版印刷においては、手書きをベースにしているので、漢字、仮名ともに、使用できる字体に制限はない。どのような字体であっても、それをそのまま彫れば良いのである。だが活版印刷においては、使用できる字体は活字の有無によって制限される。多くの字体を使いたいと思えば、それだけ多くの種類の活字の母型を用意しなければならないのである。かつて日本には中世末から近世初期にかけて、古活字版と呼ばれる活版印刷の技術が存在した。だが種類が多く字形も複雑な漢字の活字を作成するよりも、版木にその都度彫る整版の方が効率的であるなどの理由により、衰退したものと一般的には考えられている。近代の鉛活字においては、複雑な字形の漢字でも、一度母型を作ってしまうと、大量に生産できるので、字形の複雑さは問題にならない。問題は種類で、表意文字である漢字はともかく、表音文字であり、音価は同じであるはずの平仮名に異体があることは、きわめて非合理的であるとみなされ、一仮名一字体に統一しようと考えられても何ら不思議はない。

ただ実際には、整版印刷から活版印刷への転換がそのまま仮名字体の統一へと結びついた訳ではなく、活版印刷においても、しばらくの間は複数の仮名字体が用いられ続けた。活字本の版面にもそれらは見られ、活字見本にも掲載されている。何故活版印刷においても、複数の仮名字体が使用されたのか。そのことを考えるためには、そもそも何故長期にわたって一つの仮名に対して複数の字体が用いられてきたのかを考えなければならない。

平仮名に複数の字体が存在することと、個人が複数の字体を用いることは、別の話である。音価が同じである平仮名を、わざわざ複数字体用いる必要はなく、個人で自分好みの一字体を選び、それだけを使えば良いとも言える。一仮名一字体あれば、十分に日本語を記述できるのである。それが何故一つの仮名に対して複数の字体が用いられてきたのか。矢田(1996)⁵⁾では、以下のように述べてられている。

過去において、平仮名書記の世界では、それが受け持つ音価の等しい複数の仮名字体が並び用いられ、時にそれらが互いに異なる用いられ方をすることによって、何らかの情報がそこに込められているということがあった。それは、特定の語彙に特定の仮名字体が結びつくことによって仮名連続の中からその語を浮かび上がらせるということであったり、文節頭と文節中・文節末とで使用される仮名字体を区別することによって、切れ続きを表示することであったりした。(p439)

すなわち文節頭や助詞に用いる仮名の字体を使い分けることによって、語ひいては文節の切れ目を示し、判読の補助としたことが、複数の字体が用いられた背景の一つであ

ると考えられるのである。ただし複数の字体の使用は、必ずしも明確な目的をもって行われた訳ではない。前述の矢田（2012）には以下のような指摘がある。

一方、異体仮名の使い分けは全くプラグマティックな要求から出るものであって、これまで文字を持たなかった人々が文字言語を獲得するに当たって、新しい踊り字法と共に、より使いやすい書記を目指して採られた一つの方針である。（中略）こうした使い分けが次第に伝統的書記の世界にも浸透していくのであって、仮名遣書類に異体仮名使い分けの記述が現れるのはその一つの到達点である。ただ、その過程で本来の使い分けが要請された目的意識が希薄となり、寧ろ俊成に見られるような「傾向」まで含めることで徒に数を増やし、仮名遣的なものへと変貌しているようである。（p355～p356）

字体を使い分けて判読の補助とする新しい書記法によって、複数の字体が用いられることが広まったという側面もある一方で、当初の目的とは離れたところでも複数の字体が使用されるようになったのである。「仮名遣書類に異体仮名使い分けの記述が現れる」との言及があるが、宇野（1986）^⑥においては、異体仮名の使い分けについて指南している中世から近世にかけての書物が取り上げられている。ただやはり規則というよりは「傾向」に近いものであったようで、書物によって異なる見解が示されている仮名があることが指摘されている。

複数の字体が併用される根底には、使い分けることによって判読の補助とする意識があったことに間違いはない。だがそれは全ての仮名について等しく行われていた訳ではなく、また使い分けに絶対的な規則があった訳でもなかった。使い分けの意図をもって複数の字体が用いられていた仮名は限られており、なおかつそれらの仮名についても、使い分けを行うことは義務ではなく任意であり、使い分けが徹底されていたものとは考え難い。使い分けの成立当初においては、判読する上で有効であった複数字体の使用であるが、増え過ぎてしまった字体がかえって判読の妨げになってしまっていた可能性も考えられる。

そうってしまった時点で一仮名一字体に収斂していったということも考えられるが、やはり連綿体で書かれていたことによって、そうはならなかったのではないだろうか。書記上の問題として、平仮名には連綿させ易い字体とそうではない字体がある。現行の字体はどちらかといえば、独立性が高く連綿させ難い部類に入り、やはり連綿させ易い字体の使用を止めることはできなかったのであろう。それならば連綿し易い字体のみを用いれば良いのかもしれないが、それはそれで可読性に問題を生じる場合がある。連綿させ易いように線を単純にすると、どれも似たような字形になり、判別が困難になる場合があるのだ。特に文節頭にそのような単純化された字体を用いると、文節の切れ目がどこにあるのか判断が難しくなる。「ㇿ」「ㇾ」ではなく、「か」「た」のように比較的複雑な字形を持つ字体を文節頭に持ってくることにより、連綿体の中で文節の切れ目を明

確にしようと試みていたことが考えられるのである。複数の仮名字体の使用は一見すると可読性を損なっているようにも思えるが、文節の切れ目に特定の字体を用いることによって、結果的には判読の補助となっているのである。

それが近世の出版物においては、収斂の傾向が見られるようになったのは、何故であろうか。その理由としては、特に後期の戯作などでは、連綿していながらも一字一字の独立性が高く、判読の補助の必要性が薄れたということが考えられる。読本などの中には、整版でありながら、まるで活字のように形の整った字が用いられているものがあり、連綿していながらも、文字と文字の境界が明確なことがある。その結果、文節単位での判読から文字単位での判読へとシフトし、字体を使い分ける意義が失われつつあったものと思われるのである。

それでも近世においては完全には一仮名一字体に収斂しなかった。それが何故明治に入ってから統一を見たのか。その理由はやはり活版印刷の導入にあると考えられる。整版印刷は手書きの版下をベースにしており、連綿もそのまま再現されるが、活字は基本的には一字一字が完全に独立しており、仕上がりの版面においても、一字ずつ判読することが可能である。読み易くなったとはいえ、連綿体で書かれていた近世の整版本においては、まだ字体を使い分ける意味があった。それが明治期の活字本においては、字体の使い分けを行っても判読上の効果は発揮されず、徒に使用する活字の種類を増やすだけとなったのである。一仮名一字体を合理的とみなし、そこに帰結していったのは当然のことであろう。それでも初期の活版印刷においては、多くの異体仮名の使用が確認された。初期の活字本においては、句読点や改行などの近代的な書記法が確立されておらず、使い分けの効果を期待して用いられたものと思われる。また単に近世からの慣習の残存によって用いられたという側面も考えられる。それまで当たり前に行ってきたことを急に変えられるものでもない。非合理性が浮き彫りになるまでには時間を要したであろう。

ところで使い分けを行う必要がなくなり、二字体以上用いられていたものを一つの字体に統一しようとする時、現行の字体が選択されたのは何故であったのか。使用状況に鑑みれば現行の仮名字体が優勢という訳ではなく、「ㇿ」「ㇾ」「ㇽ」など、より頻繁に用いられた字体の方に統一された可能性もある。そうならなかった背景には、やはり矢田（1995）⁹などで指摘されている「平仮名書きいろは歌」の存在があったものと思われる。いろは歌の表記に用いられる仮名字体は時代を通じてほぼ一定であり、実際の使用頻度とは関係なく、平仮名を学んだ者ならば誰でも読み書きできる字体なのである。また「ハ」「ㇿ」などは頻繁に用いられるが助詞としての使用が大半であり、使用頻度が低かった「は」「に」の方が特定の語との結びつきもなく中立的であった。それ故にそれらに用いられる字体を「正体」として統一に至ったものと考えられる。

本論文では版本から活字本への過渡期である明治期の出版物について、以上のような

ことを具体的に検証していきたい。それによって近代の出版物においてどのような過程を経て現行の仮名字体へと統一されていったのかを明らかにする。明治期の整版本や、近代作家の自筆原稿における仮名字体についても言及するが、中心として扱うのは明治期の活字印刷による出版物になるので、表題は「近代活版印刷における平仮名字体の研究」とした。

なお近年では明治期の出版物の仮名字体について扱った論文も増えており、岡田(2014ab)⁽⁸⁾、小林ベター(2014)⁽⁹⁾などが見られる。岡田(2014a)においては、明治期の「平仮名書きいろは歌」を取り上げ、現行の字体との共通性を見出していた。岡田(2014b)は、明治検定期読本においては、いろは仮名(一部異なるがほぼ現行の字体と一致する)を先に学習し、その後に異体仮名を学習するという方針であったと指摘している。小林ベター(2014)においては、明治初年から明治33年頃にかけての様々な出版物における仮名字体数を調査し、「やはり『小学校令施行規則』が公布される以前に、活版本における平仮名字体がおおむね一仮名一字体におさまったことがわかる」(p40)としている。

岡田の指摘により、教育界において、既に字体統一の下地が作られていたことがうかがえる。また小林ベターの調査は明治前期の版本と活字本の広範囲に及んでおり、版本は結局字体の統一を見ないまま姿を消し、活字本へと完全にシフトした後に、字体の統一を見たことを明らかにしている。これらの調査結果は、活版印刷の導入が、出版物における字体の統一を完遂させる原因となったと考える稿者の見解と一致している。

ただしこれらの論文においては、明治期において現行の字体へと収斂するその過程については言及されていない。字体を一つに絞るとき、初学者の誰もが学ぶ「平仮名書きいろは歌」の字体へと帰結していくのは必然であったかのもかもしれない。だがそこに至るまでにはいくつかの段階を経ていたことが考えられる。やはりそれまで複数の字体を使い分けていた仮名については、すぐには統一されず、最後まで残ったのではないかと考えられるのである。本論文においては明治期における字体の使い分けについても検証を行い、どのような過程を経て、出版物において現行の字体のみが用いられるようになったのかを明らかにしたい。

注

- (1) 矢田勉 (2012) 第三編第七章「異体仮名使い分けの発生」『国語文字・表記史の研究』汲古書院
- (2) 浜田啓介 (1979) 「板行の仮名字体—その収斂的傾向について—」『国語学』118
- (3) 実際に示された字体は以下の通りである。

第一號表		第二號表	
平假名	片假名	平假名	片假名
あいうえお	アイウエオ	らりるれろ	ラリルレロ
かきくけこ	カキクケコ	わゐうゑを	ワヱウエヲ
さしすせそ	サシスセソ	ん	ン
たちつてと	タチツテト	がぎぐげご	ガギグゲゴ
なにぬねの	ナニヌネノ	ざじずぜぞ	ザジズゼゾ
はひふへほ	ハヒフヘホ	たちづでと	ヂヂヅデド
まみむめも	マミムメモ	はびぶべほ	バビブベボ
やいゆえよ	ヤイユエヨ	はびぶべほ	バビブベボ

文部省編『小学校令・小学校令施行規則・小学校令改正ノ要旨及其施行上注意要項』
 国立国会図書館デジタルコレクション (NDL 請求記号 328.373-M7534s) より
 URL : <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/992598>

- (4) 古田東朔 (1974) 「変体がなからひらがなへ」『言語生活』272、273
- (5) 矢田勉 (1996) 「異体がな使い分けの衰退—トの仮名の場合—」『山口明徳教授還暦記念 国語学論集』明治書院

- (6) 宇野義方（1986）「異体がなの使い分け」『松村明教授古稀記念 国語研究論集』明治書院
- (7) 矢田勉（1995）「いろは歌書写の平仮名字体」『国語と国文学』72-12
- (8) 岡田一祐（2014a）「明治期のいろは仮名」国語文字史研究会編『国語文字史の研究 14』和泉書院、（2014b）「明治検定期読本における平仮名字体」『日本語の研究』第10巻4号
- (9) ダニエル・小林ベター（2014）「明治前期の出版物における平仮名字体の使用傾向について」『国文論叢』第48号、神戸大学文学部国語国文学会

第二節 本稿の用語及び構成について

1、本稿の用語について

前述のように「現行の字体」は、明治 33 年の小学校令施行規則で示された字体に基づいている。現代においては「現行の字体」＝「正体」ということになり、それ以外の字体は「変体」と言えるのである。だがかつてはどの字体を「正体」として用いるかは、個々人に委ねられており、現代においては「変体仮名」と称される現行の字体以外のものが、「正体」として用いられることも当然あった。そのため過去の文献を調査する上で、現行の字体と異なるからと言って、それを「変体仮名」と称してしまうと誤解を生じる場合がある。「正体」と「変体」の意識については、使用されている全ての字体を吟味した上で、個別に判断しなくてはならないものなのである。必ず「現行の字体以外」＝「変体」になる訳ではない。そこで本稿においては現行の字体と字母を異にするものを「異体仮名」、現行の字体と字母は同じだが著しく字形の異なるものを「同字母異字体」としている。

「異体仮名」「同字母異字体」の字体の認定については、先行研究を参考に行った。字体に対し字形は個々の文字の具体的な形を示し、そのため手書きにおいて、全く同じ字形となるものは存在しない。その字形を近似するもの同士で分類するための抽象的な概念が字体である。現在のところ平仮名の字体を認定する明確な基準は存在せず、ある程度の共通認識はあるものの、個々人によって多少の違いを生じている。字母が異なれば、当然字形も異なり、異体と認定することは容易い。字母の異なりを字体の異なりとすれば、基準は明確となるが、それだけでは処理できない場合がある。同一の字母でも著しく字形が異なることが多々あり、それらは別字体としてみなされてきた。例えば「多」を字母とする平仮名は、草体化の度合いによって、「ㇿ」と「ㇻ」は別字体としてみなされてきた。また現行の字体と同字母であっても、「わ」（お）や「ろ」（そ）は異体として扱われてきたのである。本稿においても、先行研究を参考にそれらを区別して字体の認定を行った。ただし一部の調査においては、字母を基準としている。

「現行の字体」「異体仮名」「同字母異字体」、これらはかつてみな「平仮名」として、区別なく扱われてきたものかもしれない。ただ本稿においては、「現行の字体の定着」という観点から、現行の字体が用いられていなかった場合、かわりにどのような異体仮名や同字母異字体が用いられていたのかを際立たせるために、敢えてこのように分類するものである。

なお本稿においては、仮名の音を〈 〉、平仮名の字体を「 」、語を『 』で示すこととした。異体仮名および同字母異字体については、出来得る限り字体そのもので示しているが、一部の字体については、字母の漢字で代用している場合がある。ただし「ハ」を字母とする〈ハ〉の字体のみは、字母の漢字ではなく「ハ」と示した。それ故に〈ハ〉

の各字体は、「は」「も」「ハ」「~~者~~」のように示している。

また本稿においては「ルビ」に対して「本行」という言い方を使用する。ルビが振られる漢字と同じレベルで用いられる平仮名が「本行」である。例えばある作品において「^{かな}仮名づかい」と言う用例があるとすれば、「かな」がルビ、「仮名づかい」を本行とする。なお本来「ルビ」は、活字における振仮名のことを示すが、本稿においては、活字本に合わせて版本についても「ルビ」という名称を用いた。

2、本稿の構成について

本稿は第一章から第四章に序章、終章を加えた六章立てとなっている。第一章から第三章においては、明治期の多様な出版物について扱う。それぞれのジャンルによって、使用される字体に違いが見られるのかを明らかにするのは当然のことであるが、文学作品、新聞、辞書を取り上げた理由はそれだけではない。様々な角度から、明治期の出版物における字体を検証するためである。

まず第一章の文学作品であるが、これは近世においては出版の主流であった整版印刷との比較を行うために取り上げるものである。明治になってすぐに整版印刷が廃れた訳ではなく、初期においては活版印刷と並行して行われていた。近世から続く文学作品の一ジャンルである草双紙（長編小説）は、実際に整版と活版の両方の形態で出版されている。また近世に整版で出版された草双紙が、明治になってから活版で出版し直される場合もある。同じジャンル、さらには同じ作品において、整版と活版では使用される字体にどのような違いが見られるのか検証を行う。その上で、整版印刷が廃れ、草双紙も刊行されなくなった明治中期の近代小説においては、どのような字体が使われるようになっていたのかを調査する。これによって活版印刷による「小説」という非常に大きな括りではあるが、明治初期（草双紙）から中期（近代小説）にかけての字体の変化を概観する。

次に第二章の新聞であるが、これは一つの出版物について、通時的に使用される字体の変化を追って行くために取り上げている。大衆向けの「小新聞」である『仮名読新聞』、知識層向けの「大新聞」である『横浜毎日新聞』を用いて、その中でどのように使用字体が変遷していったのかを検証する。特に長期間に亘って刊行された『横浜毎日新聞』については、使用される活字の変化にも注目し、活字の変化が使用字体にもたらす影響についても考察する。活版印刷においては、活字の存在しない字体は当然使用することができず、それによって使用する字体が制限されていたことも、考慮しなければならないのである。

そして第三章の辞書であるが、これは当時の字体に対する規範意識について考えるために取り上げている。前述のように、小学校令施行規則において字体表が示されるまでは、公的に字体が定められることはなかった。そのような中で、明治期に新たに生まれ

た「国語辞書」においては、字体はどのように扱われていたのか。国語辞書は人々に規範を示すものであるが、仮名字体についても規範が示されていたのか。凡例などにおける字体に関する記述のみならず、実際に辞書の見出し語や語釈に用いられている字体から、辞書の編者の字体に対する規範意識および、それを実際の辞書にも反映させていたかどうかを検証する。

第一章から三章においては、出版物の印刷された紙面に見られる字体について扱うが、出版物には当然手書きの原稿が存在する。第四章においては、手書きの原稿について取り上げる。手書きにおいては、使用する字体を自由に選択することが可能であったと考えられるが、実際にはどうであったのか。近代作家の自筆原稿に用いられている字体について調査を行う。特に明治 33 年前後に書かれた原稿に注目し、小学校令施行規則における字体の制定が、人々の書記活動に影響を及ぼしていたのかを考察する。

第一章 文学作品における平仮名

本章では文学作品における平仮名を中心に扱う。明治期になると、新聞や学校教科書などが大量に発行され、それらに比べて文学作品の一般性は低いかもしれない。だが近世からの連続性を考えたとき、文学作品を調査することは意味を持つてくるのである。

明治期には新聞、国語辞書、学校教科書など、近世までには見られなかった様々なジャンルの出版物が登場する。むろん近世においても、瓦版、節用集、往来物など、それらに類似するジャンルの出版物は存在したが、その延長上に明治期のものがあるとは捉え難い。それらに使用される仮名字体の調査を行い、近世と明治で差異が見つかったとしても、それはジャンルの違いという可能性が捨て切れないのである。やはり同一のジャンルにおける比較が必要であろう。そこで本章で取り上げるのが草双紙である。草双紙は近世を通じて出版され、さらに明治の初期まで出版され続けた。明治のものは従来通りの整版のものと、新たに出現した活版のものが存在し、版本と活字本で比較することもできる。また近世のものを明治期に翻刻したのものも存在する。近世から連続するジャンルとして、第一節、二節では草双紙を取り上げる。ただ草双紙に関しても、明治中期以降はその姿が見られなくなってしまう。そこで第三節においては、近代小説を対象とし、その後の文学作品における仮名字体の使用状況を調査することとした。

第一節 明治初期の草双紙における仮名字体および仮名文字遣い

1、はじめに

近世の出版物においては、異体仮名が当然のように用いられていた。現代の感覚からすると、平仮名に複数の字体があることを非合理的と感じるかもしれない。だが異体仮名の使用は、安田（1971）⁽¹⁾において提唱された字体の使い分け—「仮名文字遣」（本稿においては「仮名文字遣い」と表記する）を行うことによって、崩し字を判読し易くするという合理的な側面もあった。仮名文字遣いには、文節頭とそれ以外では字体を変えたり（文節頭に「と」、それ以外に「し」など）、助詞に用いる字体を変えたり（係助詞「は」に「ハ」など）することで、文節の区切りを示す効果がある。この仮名文字遣いを行うと、字体数は増えてしまうが、版本においては異体仮名をそのまま版木に彫ることができるので、あまり問題はない。

ところが明治になって本格的に導入されるようになった活版印刷においては、そうはいかない。活字にない字体は印刷することができず、異体仮名を印刷するためには、その活字を製作しなければならないのである。また活字本においては、一字一字が独立し、版本よりも読み易くなっているために、仮名文字遣いの効果はあまり発揮されない。活字本における異体仮名の使用は非合理的な側面が強い。

明治 33 年に仮名字体が統一された背景には、このような出版における異体仮名使用

の非合理性があったものと思われる。むろん小学校令施行規則という形式で出されているので、教育上の配慮によることが考えられるが、それについても教科書の問題など、出版とは無縁ではないであろう。

ただ明治になってからかなり時間が経過してから統一されたのであり、活字化の段階でただちに仮名字体が統一されたのではない。異体仮名を活字化した上で結果的に字体が統一される運びとなったのである。実際に明治初期の活字本には異体仮名が多用されており、次第にそれが見られなくなる。字体が統一されていった過程を検証し、現行の平仮名がいかにして定着していったのかを明らかにすることを目的とするが、本節においては、その過程の第一段階である、版本から活字本への移行について考察する。

2、版本と活字本の仮名字体の比較

2-1. 合巻を用いる意義

今回の考察においては、草双紙の一種である合巻を使用した。草双紙は、赤本、青本、黒本、黄表紙、合巻と、呼び名や内容を変えつつも、近世を通じて出版された絵入りの読み物である。絵を中心に据え、空いたスペースに字を書き込むというスタイルで、字はほぼ平仮名で書かれているという特徴がある。そしてこの草双紙—近世末の合巻は、明治になっても出版されるのである²⁾。媒体も版本と活字本の両方で出版され、比較検討するのに都合が良い。ただし明治の合巻は平仮名主体ではなく、漢字仮名交じり総ルビという形式になり、さらに活字本においては絵主体から文章主体になったことには注意が必要である。

今回の調査では、明治期の合巻について版本、活字本、それぞれ 20 作品を扱った。字母の違いを異体の判定の基準とし、どの仮名に異体が見られるのかを本行とルビで分けて調べた。また 1 作品ごとの仮名字体数を数えて平均値を算出した。仮名字体数は、1 作品における字体数の合計で、異体を用いない現在ならば 48 となるが、異体がいればその数を上回る事となる。これらの調査によって、木版から活版へと移行する段階で、どの程度まで字体数が削減されたのかを考察する。

なお現行の字体と字母を同じくするが、著しく字形の異なる同字母異字体（「わ」「ろ」など）も存在し、また異体仮名についても同じ字母由来だが、異なる字形を持つもの（「ゐ」と「ゐ」など）が存在する。本来であればこれらについても区別してカウントするべきかもしれないが、草双紙においては、一字母一字体であることが多く、本調査に限っては字母の違いを基準とした。また現行の字体の定着ということを考えるとき、「同字母異字体」の使用からのシフトということも勘案しなくてはならないが、まずは異体仮名から現行字体もしくは同字母異字体へのシフトという流れについて考えたい。次節以降の調査において、異体仮名はむろんのこと、同字母異字体をも排して、現行の字体と完全に一致していく段階が現れることになるので、そこで改めて同字母異字体については考

察していきたいと思う。

2-2. 版本における仮名字体

明治期の版本について近世との比較を交えつつ見ていく。まずは仮名字体数について、明治11年（1878）から明治16年（1883）の間に刊行された木版の合巻20作品^③について、個々の作品の仮名字体数を調べたところ、表1のようになった。

表1、明治期の版本における仮名字体数

作品名	刊年	仮名字体数		
		全体	本行	ルビ
『夜嵐阿衣花廻仇夢』初編	明治11年	68	67	59
『高橋阿伝夜刃譚』	明治12年	63	61	55
『綴合於伝仮名書』	明治12年	61	61	56
『滋賀県美談今常磐布施譚』初編	明治12年	61	60	57
『小栗判官代一代記』	明治12年	62	59	53
『倭洋妾横浜美談』	明治13年	63	63	55
『復讐殿下茶店聚』	明治13年	63	63	53
『疵傷於石冬児立闇鴟』初編	明治13年	62	61	57
『白菖阿繁顛末』初編	明治13年	61	61	56
『雪月花三遊新話』初編	明治13年	63	63	57
『恋相場花王夜嵐』初編	明治13年	63	60	55
『昇平鼓腹三府膝栗毛』初編	明治14年	63	62	57
『徳川東国武勇伝』初編	明治14年※	63	61	54
『冬楓月夕栄』初編	明治14年	62	60	56
『恋娘昔八丈』	明治14年※	63	62	56
『大久保政談松前屋五郎兵衛一代記』	明治14年※	66	64	58
『笠松峠鬼人於松伝』	明治14年※	63	62	54
『大岡美政談』	明治15年	60	59	53
『橋供養梵字文覚新皿屋舗月雨暈』	明治16年	61	59	52
『宮城野信夫一代記』	明治16年※	62	60	53

（刊年に※のあるものは推定）

以上の20作品の仮名字体数の平均値を算出すると次のようになる。

平均値（全体62.65・本行61.4・ルビ55.3）

本行に比べてルビは仮名文字遣いの必要性がほとんどないためか、字体数は少なくなっている。全体の平均値は 62.65 となるが、この数値と以前調査した近世の合巻^④の平均値とを比べると、近世の合巻の平均値は 61.7（ほぼ平仮名のみで書かれており、ルビと本行の区別なし）であり、数値だけでみると、仮名字体数はわずかに増加しているようであった。

次に異体が見られる仮名について見ていく（表 2）。異体の組合せについて、共通したものがみられるものについては〔 〕で示した。

表 2、明治期の版本において異体が見られる仮名

	本行		ルビ		全体	
	作品数	割合	作品数	割合	作品数	割合
〈ア〉〔あ・ ア 〕	10	50%	1	5%	11	55%
〈カ〉〔か・ カ 〕	20	100%	0	0%	20	100%
〈キ〉〔き・ キ 〕	18	90%	12	60%	18	90%
〈ケ〉〔け・ ケ 〕 ※1	19	95%	19	95%	20	100%
〈コ〉〔こ・ コ 〕	4	20%	1	5%	5	25%
〈シ〉〔し・ シ 〕	20	100%	18	90%	20	100%
〈ス〉 ※2	20	100%	11	55%	20	100%
〈タ〉〔た・ タ 〕	19	95%	5	25%	19	95%
〈ツ〉〔つ・ ツ 〕	5	25%	1	5%	5	25%
〈ト〉〔と・ ト 〕	1	5%	0	0%	1	5%
〈ニ〉 ※3	12	60%	3	15%	12	60%
〈ネ〉〔ね・ ネ 〕	15	75%	20	100%	20	100%
〈ノ〉〔の・ ノ 〕	1	5%	0	0%	1	5%
〈ハ〉 ※4	20	100%	15	75%	20	100%
〈ヘ〉〔へ・ ヘ 〕	6	30%	0	0%	6	30%
〈ホ〉〔ほ・ ホ 〕	1	5%	0	0%	1	5%
〈マ〉〔ま・ マ 〕	20	100%	19	95%	20	100%
〈ミ〉〔み・ ミ 〕	4	20%	2	10%	5	25%
〈メ〉〔め・ メ 〕 ※5	2	10%	0	0%	3	15%
〈リ〉〔り・ リ 〕	16	80%	10	50%	16	80%
〈レ〉〔れ・ レ 〕	20	100%	12	60%	20	100%
〈ヲ〉〔を・ ヲ 〕	8	40%	0	0%	8	40%

※1、本行「~~ケ~~」、ルビ「け」、本行〔け・~~ケ~~〕ルビ〔け・~~ケ~~・~~ケ~~〕各 1 例あり

- ※2、「す」「そ」「は」の内、二種以上の組合せとなる
- ※3、「に」「ぬ」「み」の内、二種以上の組合せとなる
- ※4、「は」「そ」「ハ」「~~そ~~」の内、二種以上の組合せとなる
- ※5、本文「~~そ~~」ルビ「め」1例あり

以上のように〈ア〉〈カ〉〈キ〉〈ケ〉〈コ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ツ〉〈ト〉〈ニ〉〈ネ〉〈ノ〉〈ハ〉〈へ〉〈ホ〉〈マ〉〈ミ〉〈メ〉〈リ〉〈レ〉〈ワ〉の仮名において、異体が認められた。これを近世の合巻（表3）と比較してみる。

表3、近世の合巻において異体がみられる仮名

	合巻 14 作品	
	作品数	割合
〈ア〉 [あ・ あ]	1	7.1%
〈カ〉 [か・ か]	14	100.0%
〈キ〉 [き・ き]	14	100.0%
〈ケ〉 [け・ け]	14	100.0%
〈コ〉 [こ・ こ]	2	14.3%
〈シ〉 [し・ し]	14	100.0%
〈ス〉 ※1	13	92.9%
〈タ〉 [た・ た]	14	100.0%
〈ツ〉 [つ・ つ]	5	34.7%
〈ニ〉 ※2	10	71.4%
〈ネ〉 [ね・ ね]	14	100.0%
〈ノ〉 [の・ の]	5	35.7%
〈ハ〉 ※3	14	100.0%
〈ホ〉 [ほ・ ほ]	3	21.4%
〈マ〉 [ま・ ま]	11	78.6%
〈ミ〉 [み・ み]	4	28.6%
〈リ〉 [り・ り]	14	100.0%
〈レ〉 [れ・ れ]	10	71.4%
〈ワ〉 [わ・ わ]	4	28.6%
〈ヲ〉 [を・ を]	6	42.9%

- ※1、「す」「そ」「は」の内、二種以上の組合せとなる
- ※2、「に」「ぬ」「み」の内、二種以上の組合せとなる

※3、「は」「も」「ハ」「~~ホ~~」の内、二種以上の組合せとなる

〈カ〉〈キ〉〈ケ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ネ〉〈ハ〉〈マ〉〈リ〉〈レ〉の仮名については、近世の合巻と同様に多くの作品において異体が確認された。〈ト〉〈メ〉に関しては、近世においては異体が見られなかった仮名であるが、明治期の版本においては異体が使用されていた。ただこれについては使用する作品数が少なく、時代による差ではなく、それぞれの作品の個別的な差であると考えられる。〈ア〉〈へ〉に関しては近世においては見られない、あるいは見られても一例のみであったものが、比較的に見られるようになっている。逆に近世で見られた〈ノ〉〈ワ〉が明治期においては、あまりもしくは全く見られなくなっている。目だった違いはこれぐらいであろうか。〈コ〉〈ツ〉〈ミ〉〈ヲ〉に関しては、異体が用いられる作品数は近世と同様にあまり多くはないが、ある程度の作品で共通して見られるという点では似た傾向を示していた。

多少の差異はあるものの、大部分は共通するようである。版本の合巻は、漢字仮名交じりになってはいるものの、使用される字体の面では基本的に近世のものを踏襲しているようであった。これが活字本の草双紙になると、用いられる字体はどのようになっているのか。字体数とともに検証する。

2-3. 活字本における仮名字体

版本と同様の調査を活字本においても行った。明治12年(1879)から明治18年(1885)の間に刊行された活版の合巻20作品⁵⁾について、個々の作品の仮名字体数を調べたところ、仮名字体数は表4のような結果となった。

20作品の仮名字体数の平均値を算出すると以下ようになる。

平均値(全体 60.65・本行 58.9・ルビ 51.65)

これらの値は、版本の平均値(全体 62.65・本行 61.4・ルビ 55.3)に比べて、全ての項目において平均値は小さくなっている。全体については、版本よりも2少ない。確かに字体数は減少しているようであるが、近世の合巻(61.7)と比べた場合には、1ほどしか違いがなく、思ったよりもはっきりとした違いは見られないようであった。ただルビについては、版本よりもかなり低い数値を示している。最小値が48であり、一つも異体を持たない作品も確認されていた。ことルビに関しては確実に字体が削減されているようであった。このような傾向がみられたのも、やはりルビに仮名文字遣いの必要性をあまり感じなかったからであろう。版本の場合はそれでも異体を用いようと思えば、手書きなので自由に用いることができる。だが版本においては、ルビはルビとして本行とは別に、ルビの大きさの活字を用意しなければならないのだが、そこまでする必要性を感じなかったのであろう。このことは版本から活字本へと媒体が移行したことに伴う、仮名字体数の減少を示すものと思われるのである。

表 4、明治期の活字本における仮名字体数

作品名	刊年	仮名字体数		
		全体	本行	ルビ
『高橋阿伝夜叉譚』初編	明治 12 年	54	54	48
『巷説兒手柏』初編	明治 12 年	61	61	50
『昼夜帯加茂川染』	明治 16 年	60	59	52
『人情清談蜀魂雲井一声』上巻	明治 16 年	63	63	52
『地質は会津鍛錬は三条 長脇差小鉄乃利刀』前編	明治 16 年	59	58	52
『小夜千鳥波の音信』上巻	明治 16 年	63	61	51
『絶世拷問雲霧阿辰青木廼夕栄』	明治 17 年	59	56	49
『打回鳴戸岸波濤』上巻	明治 17 年	62	61	51
『霜夜鐘十時の辻占』	明治 17 年	60	59	50
『復讐浮木亀山』上巻	明治 17 年	68	68	58
『怪談深閨屏』	明治 17 年	57	54	51
『北国奇談檐の橘』	明治 17 年	65	65	52
『開明小説 四季の花籠』	明治 17 年	56	54	50
『弁天於浪長船奇談』	明治 17 年	63	53	55
『横浜奇文菊浜風噂高島』	明治 17 年	60	58	52
『佐の松事件縫綉葵襦袢』	明治 17 年	64	63	53
『怪猫奇談岩瀬於菊仇討新話』	明治 17 年	59	53	55
『奇説異聞備後土産稻生夜話』	明治 17 年	60	59	50
『鳥追阿松海上新話』	明治 17 年	65	64	52
『貞烈美談小夜時雨』	明治 18 年	55	55	50

それでは具体的に使用字体について見ていきたい。次の表 5 のように、〈ア〉〈エ〉〈カ〉〈キ〉〈ケ〉〈コ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ノ〉〈ハ〉〈ホ〉〈ミ〉〈メ〉〈リ〉〈レ〉〈ワ〉の仮名において、異体が認められた。これを明治期の版本と比較してみると、〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ハ〉の仮名はほとんどの作品において異体を使用されることが共通している。そして〈ニ〉は、全ての活字本において異体を使用され、版本においても 6 割と活字本にはやや劣るものの、かなりの割合で異体を使用されていた。逆に版本においてはほとんどの作品で異体が確認されるが、活字本においてはそれがやや減っているのが、〈ケ〉〈レ〉である。〈キ〉〈リ〉に関しては、活字本においても異体が見られるものの、版本に比べてその作品数はかなり減っている。〈ア〉は版本と同程度であり、〈コ〉〈ミ〉

〈メ〉は版本よりもやや異体が使用される割合が高い。版本では〈ツ〉〈ト〉〈ネ〉〈へ〉〈マ〉に異体が確認されたが、活字本ではそれが見られなくなった。〈ネ〉〈マ〉については、版本の多くの作品において異体が使用されているのにもかかわらず、活字本はそれが全く見られないことは注目される。逆に版本では〈エ〉〈ワ〉に異体が見られなかったが、活字本ではそれが見られた。

表 5、明治期の活字本において異体がみられる仮名

	本行		ルビ		全体	
	作品数	割合	作品数	割合	作品数	割合
〈ア〉〔あ・𑖀〕	10	50%	2	10%	11	55%
〈エ〉〔え・𑖄〕	8	40%	10	50%	14	70%
〈カ〉〔か・𑖇〕	20	100%	5	25%	20	100%
〈キ〉〔き・𑖉〕	7	35%	0	0%	7	35%
〈ケ〉※1	13	65%	0	0%	13	65%
〈コ〉〔こ・𑖓〕	10	50%	8	35%	13	65%
〈シ〉〔し・𑖛〕	18	90%	13	65%	19	95%
〈ス〉※2	19	95%	13	65%	20	100%
〈タ〉〔た・𑖞〕	15	75%	1	5%	15	75%
〈ニ〉※3	20	100%	1	5%	20	100%
〈ノ〉〔の・𑖞〕	6	30%	0	0%	6	30%
〈ハ〉※4	20	100%	9	45%	20	100%
〈ホ〉〔ほ・𑖏〕	4	20%	2	10%	5	25%
〈ミ〉〔み・𑖓〕	11	55%	3	15%	13	65%
〈メ〉〔め・𑖓〕	8	40%	1	5%	9	45%
〈リ〉〔り・𑖓〕	4	20%	0	0%	4	20%
〈レ〉〔れ・𑖓〕	11	55%	2	10%	12	60%
〈ワ〉〔わ・𑖓〕※5	5	25%	1	5%	6	30%

※1、本文〔け・𑖛〕12例、〔け・𑖓〕1例

※2、「す」「そ」「せ」の内、二種以上の組合せとなる

※3、本文〔に・𑖓〕19例、〔𑖓・𑖓〕1例

※4、「は」「そ」「ハ」の内、二種以上の組合せとなる

※5、本文「𑖓」ルビ「わ」1例あり

活字本の特徴としては、全体的に版本よりも異体が見られる仮名が少ないことにある。版本よりも作品間で使われる字体の共通性が高かったように思われた。これは字体の差が、個人差から使用する活字の差によって現れるようになったことを示しているのではないと思われる。いずれにせよ仮名字体数においては、大きな差は見られなかったものの、使用される字体の内容に目を向けると、版本と活字本の間には確実に差異があることが見受けられるのである。

3、活字本における仮名文字遣い

活字本においては、仮名文字遣いの効果は、版本に比べて著しく低下するが、多くの作品において共通して見られる字体に関しては、仮名文字遣いが行われている可能性も考えられる。この節では、その可能性について検証する。

活字本における仮名字体の調査の結果、多くの作品において共通して異体が用いられたものが〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉であった。調査した活字本の内、『貞烈美談 小夜時雨』はこれらを全て含み、さらに本文においてはその他の仮名に異体を持たなかったため、この作品をサンプルとして調査を試みた。ルビを除いた本文を調査対象とし、基本的には「文節頭」、「文節中末」、「準語頭」、「助詞」に分類して行った。助詞による使い分けがあることなどから、文節単位で区切ったが、中には複合語をその造語成分単位で区切り、文節とは異なった次元で使い分けがなされているように見受けられたものもあり、それを「準語頭」としている。なお助詞の使用状況など、それぞれの仮名の用いられ方の特徴によって、分類の項目が異なっている場合もある。以下はその結果を簡単にまとめたものである（表 6～11）。

表 6、〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	12	51	8	0
㇗	2	114	9	199

「か—㇗」という「上一下」（文節頭と文節中末）による使い分けの意識がうかがえた。

表 7、〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
し	14	305	25
と	20	0	16

「と—し」という上下による使い分けの意識が見受けられた。

表 8、〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『ず』
す	15	37	6	0
そ	5	24	6	45

どちらかといえば「す」を文節頭に持ってきたように思えるが、〈シ〉に比べると、使い分けは徹底されていないようである。「す」「そ」に関しては、その字形が似ていることもあり、あまり使い分けを意識せず、どちらも同じように用いたその結果、仮名文字使用の実践のためとは異なる理由で、多くの作品において、ルビはもとより本行においても「す」「そ」が併用されたものと思われた。

表 9、〈タ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
た	6	122	4
と	8	160	1

〈タ〉は全体的には若干「と」の使用が多いものの、どちらかが優勢ということにはなかった。またそれぞれの項目の用例数を見る限りでは、使い分けの意識のようなものは見受けられなかった。活字本においては、「と」が圧倒的に優勢であるということはなく、どちらかといえば「た」を多く用いる傾向があるように見受けられた。

表 10、〈ニ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	0	0	179
ぬ	0	2	0	386

〈ニ〉については、助詞とそれ以外の使い分けがあるのではないかという予測のもとに調査をすすめたのだが、本行については、期待していた結果は得られなかった。ただ本行とルビによる使い分けがあった可能性が考えられた。本行とルビの関係はほぼ助詞とそれ以外という使い分けに置き換えられ、本行の大半が「ぬ」であるのに対し、ルビには「に」しか用いられていなかった。

表 11、〈ハ〉

	文節頭 ha	文節中末 wa	準語頭 ha	助詞『は』	助詞『ば』
は	5	13 (ぱ 1)	1	0	0
ゑ	0	17 (む 17)	0	0	3
ハ	0	4 (バ 1)	0	338	156

係助詞『は』は全て「ハ」であり、接続助詞『ば』は「ゑ」の 3 例を除き、ほぼ「ハ」で占められており、助詞『は』『ば』に「ハ」を用いることが、かなり徹底されていた。またハ行転呼音、濁音、半濁音など、それぞれの音に合わせて字体を選択している可能性があった。ただ濁音、半濁音については、活字という表記上の制約による部分もあるようであった。

仮名文字遣いが認められない仮名も存在するが、使い分けの意識が見受けられる仮名もあった。異体仮名の活字がある以上は、異体仮名を用いた上で仮名文字遣いを行うべきであると考えたのであろうか。当時はまだこれらの仮名に異体を用いないことの方が不自然に思えたのかもしれない。

4、おわりに

次頁の表 12 は明治期の版本において現行の字体が用いられていない作品数を示したもので、表 13 は活字本についての作品数を示したものである。版本においては、現行の字体が用いられていないことが多く、活字本においてはそれがほとんどないということが分かる。前述のように活字本になって仮名字体数が激減した訳ではない。だがたとえ字体数は同じでも字体の内容に関しては、活字本の方がより現行の字体に近いのである。ほとんどの活字本が、見た目の上では「現行の字体 (48) + 別の字体 (いくつか)」という形で構成されている。むしろ現在のように字体が定められていない当時、人々はそれを意識して行った訳ではなく、活字の取捨選択の上で結果的にそうなったのであろう。ただ活字化の段階において、現行の字体に一步近付いたということは事実であろう。ここからさらに異体仮名が排斥されることによって、字体の統一へと至るものと思われる。

表 12、明治期の版本において現行の字体が用いられていない作品数

	本行	ルビ
〈ア〉 𑖀	1	0
〈カ〉 𑖃	0	20
〈ス〉 「す」 以外の組合せ	2	0
〈タ〉 𑖄	1	15
〈ニ〉 𑖇	6	15
〈ニ〉 「に」 以外の組合せ	2	0
〈ネ〉 𑖉	1	0
〈ハ〉 𑖍	0	5
〈ハ〉 「は」 以外の組合せ	20	15
〈ホ〉 𑖏	19	20
〈ミ〉 𑖓	16	18
〈メ〉 𑖕	1	0
〈リ〉 𑖙	0	1
〈レ〉 𑖛	0	2
〈ワ〉 𑖟	19※	20

※ 〈ワ〉 使用例なし 1

表 13、明治期の活字本において現行の字体が用いられていない作品数

	本行	ルビ
〈ス〉 𑖓	0	2
〈ニ〉 [𑖇・ハ]	1	0
〈ハ〉 [𑖇・𑖏]	1	0

明治 10 年代には多く見られた合巻は、明治 20 年代になると姿を消す。このような近世の戯作の終焉も、字体の統一に関与しているのかもしれない。活字本においても近世の仮名文字遣いを踏襲していた戯作の終焉は仮名文字遣いの衰退を招き、結果として異体仮名が使用されなくなったということも考えられる。また近世の版本が身近なものではなくなり、そこから異体仮名を習得するということもなくなったのではないだろうか。合巻においては、字体の内容面では現行の字体に近付いたものの、依然として異体仮名も用いられ仮名文字遣いも行われた。また活字に関しては複数の活字が用いられていた。他のジャンルの作品においては、どうであったのか、そしていつ頃から異体仮名が見られなくなったのか、またそのことと活字の関連など、本論文中で明らかにしていきたい。

注

- (1) 安田章 (1971) 「仮名文字遣序」『國語國文』40 卷 2 号
- (2) 高木元 (1995) 「草双紙の十九世紀—メディアとしての様式—」『江戸読本の研究』ペ
りかん社
- (3) 国文学研究資料館刊『リプリント日本近代文学』(2005～2007 年) を底本として使用。
各底本の『リプリント日本近代文学』における巻数は以下の通りである。
1『夜嵐阿衣花廻仇夢』、2『綴合於伝仮名書』、4『白菖阿繁顛末』、5『笠松峠鬼人於
松伝』、41『高橋阿伝夜刃譚』、43『恋相場花王夜嵐』、44『冬楓月夕栄』、45『疵傷於
石冬児立闇鴟』、47『滋賀県美談今常磐布施譚』、48『雪月花三遊新話』、49『昇平鼓
腹三府膝栗毛』、51『倭洋妾横浜美談』、54『橋供養梵字文覚新皿屋舗月雨暈』、56『恋
娘昔八丈』、58『徳川東国武勇伝』、60『宮城野信夫一代記』、61『大岡美政談』、62
『小栗判官代一代記』、63『大久保政談松前屋五郎兵衛一代記』、110『復讐殿下茶店
聚』
- (4) 卒業論文において調査を行った合巻 14 作品。以下にタイトル、使用仮名字体数、刊
年を示す。『敵討岡崎女郎衆』(61) 文化四年 (1807)、『腕雕一心命』(61) 文化七年
(1810)、『鱸庖丁青砥切味』(61) 文化八年 (1811)、『近江源氏湖月照』(56) 文化
八年 (1811)、『へまムシ入道昔話』(66) 文化十年 (1813)、『敵討余世波善津多』(61)
文化十年 (1813)、『存算女行烈』(63) 文化十二年 (1815)、『糸衣天狗俳諧』(63)
文化十三年 (1816)、『照子池浮名写絵』(65) 文政五年 (1822)、『童蒙話赤本事始』
(65) 文政七年 (1824)、『会席料理世界も吉原』(59) 文政八年 (1825)、『関東小六
昔舞台』(62) 文政十一年 (1828)、『串戯しつこなし』(60) 文政十二年 (1829)、『奇
妙頂礼地蔵の道行』(61) 天保四年 (1833)
- (5) 早稲田大学蔵本 (柳田文庫) および国文学研究資料館刊『リプリント日本近代文学』
(2005～2007 年) を底本として使用した。
早稲田大学蔵本 (請求番号) : 『巷説兒手柏』(文庫 11 A0474)、『弁天於浪長船奇談』
(文庫 11 A0667)、『横浜奇文菊浜風噂高島』(文庫 11 A0641)、『佐の松事件縫綉葵襦
袢』(文庫 11 A0650)、『怪猫奇談岩瀬於菊仇討新話』(文庫 11 A0639)、『奇説異聞備
後土産稻生夜話』(文庫 11 A0629)、『鳥追阿松海上新話』(文庫 11 A0644)
『リプリント日本近代文学』: 3『絶世拷問雲霧阿辰青木廻夕栄』、6『貞烈美談小夜時
雨』、8『霜夜鐘十時の辻占』、9『開明小説 四季の花籠』、10『怪談深閨屏』、12『小
夜千鳥波の音信』、13『打回鳴戸岸波濤』、14『地質は会津鍛錬は三条 長脇差小鉄乃
利刀』、15『北国奇談檐の橋』、16『復讐浮木亀山』、41『高橋阿伝夜刃譚』、55『昼夜
帯加茂川染』、57『人情清談蜀魂雲井一声』

第二節 明治期翻刻本における仮名字体および仮名文字遣い—馬琴作合巻の版本と活字本の比較—

1、はじめに

本節においては、版本から活字本への移行が異体仮名の使用に与えた影響の考察の一環として、明治初期の翻刻本を取り上げる。近世に版本として出版されたものの中には、明治になって翻刻され、活字本として出版されたものがあり、初期のものは異体仮名が用いられているのである。だが使用される字体は、版本のままではなく、版本と活字本では差異を生じる。両者を比較することによって、「翻刻」という活字化の作業による表記の改変について検証し、活版印刷の導入が異体仮名の使用に与えた影響を考えることが、本節の目的である。

明治期には近世の様々な出版物が翻刻されているが、本稿では馬琴作の合巻『風俗金魚傳』⁽¹⁾の翻刻本とその原著を扱う。『風俗金魚傳』の原著である版本は天保 8～10 年(1837～1839)松壽堂刊であり、翻刻された活字本は明治 19 年(1886)自由閣刊である。合巻は、近世において最も人々の間に流布した出版物「草双紙」の一形態である。草双紙の版本は絵を中心に据え、その周りの余白部分に平仮名主体の文章を書き込むという特徴がある。それが翻刻され活字本になると、絵は省略され文章主体となり、それも漢字仮名交じり総ルビに改められているという体裁になる。今回扱う翻刻本も、同時代の活版の草双紙と同様にそのようになっている。

2、調査方法および凡例

『風俗金魚傳』における異体を持つ平仮名、版本と活字本で使用される字体が異なる平仮名について比較検討する。調査範囲は版本初編上(平仮名約 7300 字、内割書き約 300 字)とそれに対応する活字本第一回(平仮名約 8000 字、内ルビ約 4900 字)である。なお今回は両者の比較が目的なので、版本の詞書など、活字本に反映されていない部分は除いた。

活版印刷における「現行の字体への定着」という観点から、基本的には字母の違いによって字体を判別する。ただし現行の字体と同じ字母を持ちながらも、著しく字形の異なる「同字母異字体」については言及する。

以下にそれぞれの仮名ごとに、版本と活字本それぞれの字体の使用状況を示す。基本的には「文節頭」、「文節中末」、「準語頭」、「助詞」に分類して行った。「準語頭」については、それぞれの仮名の事情によって、扱いが異なることがあるので、それについてはその都度説明を加える。なお表に関しては、版本における判別不能な文字、ルビや割書きの有無、本文自体の異同によって版本と活字本で総数が異なる場合がある。

用例において異体が用いられている場合、取り上げている仮名についてのみ、異体で

示すこととする。用例には「 」を用いた上で、版本についてはその後ろの（ ）内に丁数を、活字本についてはその後ろの（ ）内に頁数と行数を記す。

3、仮名ごとの版本と活字本の比較

調査範囲内に用いられる全ての仮名に目を通した上で、前述のように異体を持つ平仮名、版本と活字本で使用される字体が異なる平仮名についてのみ取り上げた。〈ア〉〈イ〉〈ウ〉〈エ〉〈ク〉〈セ〉〈チ〉〈ト〉〈ナ〉〈ヌ〉〈ヒ〉〈ム〉〈メ〉〈モ〉〈ヤ〉〈ユ〉〈ヨ〉〈ロ〉〈ハ〉〈エ〉〈ン〉については、現行の字体と異なる字母を持つ字体が見られず、字形も現行の平仮名の字形と大きく異なるものは見られなかったため、今回は扱わなかった。

〈オ〉

活字本でルビに「れ」が用いられることがある他は、版本、活字本ともに「お」を用いる。この「れ」の字母は現行の字体の「お」と同様に「於」である。この「れ」の活字は明治初期の活字本においてはしばしば見られ、ルビだけでなく本文においても「お」を用いずに「れ」が用いられる場合がある。「お」と「れ」は交替が可能で、意識して使い分けたようではなさそうである。

〈カ〉

表 1、版本における 〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』	合計
か	29	4	1	0	34
ㇿ	87	214	24	32	357

版本においては「か—ㇿ」という「上—下」（文節頭と文節中末）による使い分けの意識があったのではないかと思われた。字体ごとの合計数をみると、「か」の使用例が少なく、主に「ㇿ」が用いられている。

「か」の文節中末の用例を見てみると、「はらから」（8 オ、10 ウ）、「とげㇿたかるべし」（8 オ）、「なㇿがき」（9 ウ）の 4 例であった。この内 8 オの「はらから」は「か」が行頭にきており、行頭という理由で「か」を用いたことが考えられる。版本においては、文節頭でなくとも、行頭を「上」とみなして、文節頭に使うべき字体を用いる場合があるのである。「とげㇿたかるべし」「なㇿがき」は、すぐ近くに「ㇿ」があるために、変字法を用いたのではないかと思われる。変字法とは、同じ平仮名が連続する場合に字体を変える技法であり、見た目を重視して用いられる。このような仮名文字遣い以外の要因による用例を除けば、「か」の使用は文節頭および準語頭に限られる。

一方「ㇿ」は「上」「下」に関係なく用いられ、助詞『が』も全て「ㇿ」である。

文節頭における使用も「**ウ**たほとり」(4ウ)、「**ウ**こつけて」(10オ)など87例と、「か」を上回っており、「**ウ**」の汎用性の高さがうかがわれる。

字体の使い分けといっても、完全に役割を分担している訳ではなく、汎用性の高い字体があった上で、それとは異なる字体を用いて際立たせるという方法を取っているのである。そしてこの汎用性の高い字体こそが、「正体」ではなかったのかと考えられる。すなわち版本においては「**ウ**」が正体であり、「か」は仮名文字遣いを行うために用いられる副次的な字体であったのではないかと推定されるのである。

表 2、版本割書きにおける〈カ〉

	語頭	語中尾
か	0	0
ウ	2	11

版本においても一部漢字が使用され、その振り仮名は漢字の横には付されず、割書きという形で漢字の下に示される。その割書きにおける〈カ〉の字体の使用状況を調べた結果が表 2 である。その結果、割書きにおいては「**ウ**」のみが用いられていた。「**ウ**」の字体が選択されたことは、こちらの字体が正体であったということの一つの証ではないだろうか。版本とは対照的に、活字本においては「か」が用いられる。活字本においては「**ウ**」は「地獄**ウ**、墳墓在ければ」(13-10)のみであった。「**ウ**」は使い分けの有無さえ分からないほどの少数であり、活字本における正体は「か」ということになる。すなわち活字化の際に、正体が「**ウ**」から「か」へと交替したということになるのである。このような交替が起こっていないかを、以下の平仮名についても検証していく。ただ仮名文字遣いを行った結果、二字体が使用される場合もある訳で、正体を決め付けることは少々乱暴であるかもしれない。だが活字化による字体の統一の過程における「現行の字体の定着」という観点から、便宜上「正体」という概念を用いることとする。

〈キ〉

活字本においては「き」のみ使用されるが、版本においては以下のように「き」と「**杞**」の使い分けが行われていた。

表 3、版本における〈キ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	合計
き	11	17	3	31
杞	0	107	0	107

「き一𪛗」という「上一下」による使い分けの意識が見受けられた。「𪛗」は文節中末にしか用いられない。〈カ〉のように「上」にくる字を使い分ける場合と違い、「下」にくる字を使い分けることは、それが文節末でなければあまり意味がない。むしろこれだけはっきりとして傾向が表れているので、使い分けの意図はあったであろうが、これについては書記上の問題であったのかもしれない。直前にくる字との兼ね合いで、この「𪛗」の方が書き易いということが、手書きの崩し字である版本においてはあったのではないかと考えられる。活字本において「き」のみが使用されるのも、そのような書き易さということが問題にならなくなったからではないだろうか。

版本における使用回数自体は「𪛗」の方が多いが、汎用性は「き」の方が高く、割書きにおいても「き」のみが用いられる（表 4）。活字本と同様に、「き」の方を正体とする意識があったのではないかと考えられる。

表 4、版本割書きにおける〈キ〉

	語頭	語中尾
き	2	11
𪛗	0	0

〈ケ〉

活字本においては「け」のみが使用されるが、版本においては表 5 のように「け」と「𪛗」の使い分けが行われていた。

表 5、版本における〈ケ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『けり』	合計
け	12	56	0	19	87
𪛗	0	6	0	22	28

この〈ケ〉の使い分けは、仮名文字遣いとはまた違った原理によるもの、すなわち字体と特定の語の結びつきによるものであると考えられる。「𪛗」は主に助動詞『けり』に用いられ、字体と語の結びつきがうかがえるのである。「𪛗」の文節中末の用例は『けり』の活用形を想起させる「すべ𪛗れ」（5 オ）、「なるべ𪛗れ」（6 ウ）などであり、これらも助動詞『けり』と「𪛗」の字体の結びつきから派生したものではないかと思われる。

表 6、版本割書きにおける〈ケ〉

	語頭	語中尾
け	0	3
𑖕	0	0

「𑖕」は『けり』との結びつきによって用いられているものであり、「け」の方が使用回数も多く、割書きにおいても使用されており（表 6）汎用性も高いので、版本においても活字本同様に「け」が正体として用いられていたのではないと思われる。

〈コ〉

表 7、版本における〈コ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	合計
こ	39 (8)	53 (14)	3	95 (22)
𑖎	9	0	0	9

表 7 の（ ）内の数字は現行の字体と字母は同じだが、丁字のように二画目が縦になっているものの値である。表には反映していないが、この他に「こと」の合字が 30 例存在する。表から「𑖎—こ」の「上—下」による使い分けの意識がうかがえる。「𑖎」が文節頭にのみ用いられるのに対し、「こ」は汎用性が高く、以下のように割書きにも用いられる。なお割書きに用いられる「こ」に丁字のような形のものはいない。

表 8、版本割書きにおける〈コ〉

	語頭	語中尾
こ	2	2
𑖎	0	0

使用回数および割書きにも使用される（表 8）汎用性からして、「こ」が正体であると言えよう。丁字のような字体の分を除いても、「こ」の使用回数は「𑖎」を上回る。「上」にのみ正体とは異なる字体を用いることがあるということであり、〈カ〉と同じパターンである。なお活字本において使用される字体は「こ」のみであり、「こと」の合字は用いられるが丁字のような字形は用いられていない。

〈サ〉

版本には現行の字体「さ」の他に「𑖓」の使用があるが 3 例のみで、使い分けの有無は判断できない。活字本は「さ」のみであり、版本、活字本ともに正体は「さ」であっ

たと考えられる。

〈シ〉

表 9、版本における 〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	合計
し	8	229	8	245
と	53	12	12	77

〈シ〉に関しては、サ変動詞『す』の連用形として用いられる用例がいくつかある（表 9）。その場合の「名詞+サ変動詞『す』」に用いられる〈シ〉の仮名は、『す』という動詞の独立性からすれば、文節頭に分類すべきであるかもしれない。ただこれを複合語のように扱っていた場合も考えられるので、これについては「準語頭」に分類した。具体例を挙げると、「たんそくとたり」（5ウ）、「物かたりとて」（6ウ）、「披講して」（7ウ）、「あとずさりして」（10ウ）などは全て準語頭に分類している。

版本については、「と—し」という「上—下」による使い分けの意識があったことが、かなりはっきりと表れているようであった。「し」は文節中末に、「と」は文節頭に用例が集中している。準語頭を「上」とみなせば、「と」の 84.4%が「上」であり、「し」の 93.5%が「下」ということになる。版本の〈シ〉はどちらの字体が正体ということもなく、仮名文字遣いを行った結果、二字体が併用されたようである。

表 10、版本割書きにおける 〈シ〉

	語頭	語中尾
し	5	10
と	2	3

割書きにおいても「と」が用いられている（表 10）ことから、「し」と「と」が同等に用いられていたことがうかがえる。「と」の語中尾に関しては、「大諸侯」（5オ）に「だいとよこう」などで、語頭ではないが、漢字音の一音目に用いられている。この「と」の字体は、漢字音の一音目にも用いるという意識があるようで、表 9 の文節中末の用例の中にも、「ととやく」（6ウ）や「ととくよ」（10ウ）などが含まれる。

一方の活字本においては、ほぼ「し」のみが用いられる。「と」の使用は「とに来る人の落ざらめやは」（14-3）の一例のみである。これは作中の和歌の下の句であり、装飾的に用いられた可能性もある。いずれにしても活字本においては版本のように二字体の併用は見られず、「し」が正体として用いられているようである。「と」の字体は活字本

においても比較的多く見られる字体であり⁽²⁾、明治十九年の時点で、これほど「ㇿ」の使用が少ないことは珍しい。

〈ス〉

表 11、版本における 〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『ず』	合計
す	12	11	0	0	23
𠂔	20	38	5	42	105
𠂕	0	1	0	3	4

版本においては「す」「𠂔」「𠂕」の三字体が使用されている。サ変動詞『す』については〈シ〉と同様に分類している。ただし「あいする」(5ウ)は、「名詞+サ変動詞『す』」であるが、一語とみなし文節中末扱いとした。また打消の助動詞『ず』を分けて考えたのは、近世の草双紙において、この『ず』を使い分けていると思われる作品がしばしば見られたからである。なお〈ス〉については割書きにおける使用は見られなかった。

「𠂔」が最も汎用性が高く、「上」「下」にかかわらず用いられ、助詞『ず』にも用いられる。「す」は文節頭、文節中末には用いられるが、助詞『ず』には用いられない。逆に「𠂕」は助詞『ず』には用いられるが、それ以外に用いられているのは文節中末の「よも𠂕がら」(8オ)一例のみである。「す」と「𠂕」の役割を合わせると、「𠂔」に対応する。「す」と「𠂕」が用いられている理由は定かではないが、使用回数と汎用性からして「𠂔」が正体として用いられていたのではないかと考えられる。「す」や「𠂕」は仮名文字遣いとはあまり関係なく、前後に用いられる字との兼ね合いで、書き易さや見た目を重視して用いられたものであろうか。

活字本においては「す」が用いられ、「𠂔」は「^{たぐす}みて」(19-12)と「^{ゆくすゑ}久後」(18-10)のルビに「𠂔」が用いられるのみである。活字本においては「す」の方が正体であったと考えられ、活字化の際に、正体が「𠂔」から「す」に交替しているように見受けられる。

〈ソ〉

活字本で本文およびルビに「ろ」が用いられることがある。それ以外は版本も活字本も現行の「そ」と字形が一致するものを用い、現行の字体と字母が異なる字体は用いられない。

〈夕〉

表 12、版本における〈夕〉

	文節頭	文節中末	準語頭	合計
た	21	1	1	23
と	35	164	5	204

表 12 より、「た—と」の「上—下」による使い分けがあったことがうかがえる。「た」の文節中末の用例は「名たとる」(5ウ)で、これは「た」の後で改行しているの、踊り字ではなく行頭に「と」が用いられている。これはあるいは「名立たる」を「名」と「立たる」に分解して、準語頭として「た」を用いたものであろうか。なお準語頭の用例は「うちはらたて」(7ウ)である。このように「た」はほぼ「上」に限られている一方で、「と」は汎用性が高く、「上」「下」にかかわらず用いられる。また表 13 のように、割書きにおいては「と」のみ用いられる。使用回数も「と」が「た」を上回り、版本における正体は「と」であったものと思われる。これは「上」にのみ正体とは異なる字体を用いることがあるということであり、〈カ〉と同じパターンである。

表 13、版本割書きにおける〈夕〉

	語頭	語中尾
た	0	0
と	7	4

一方活字本においては「た」が用いられ、「と」の使用は「^{とど}め^{かお}難とる」(23-10)一例のみである。活字本における正体は「た」であったものと思われる。これも〈カ〉と同様に、「と」から「た」への交替という、異体仮名に替わって現行の字体が用いられるという傾向が表れたものではないかと考えられる。

〈ツ〉

版本においてはほぼ現行の字体「つ」が用いられ、「𠂔」の使用もあるが 1 例のみで、使い分けの有無は判断できない。活字本は「つ」のみであり、版本、活字本ともに正体は「つ」であったと考えられる。

〈テ〉

版本に用いられる「て」に、字母の「天」に近い「𠂔」が見られる。版本には現行の「て」と一致する字形のものもあり、活字本においては全て現行の「て」の字形である。

版本の一部に字形の違いがみられるものの、現行の字体と字母が異なる字体は用いられていない。

〈二〉

表 14、版本における 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』	合計
に	0	0	0	5	5
ㇿ	8	11	0	282	301

表 15、版本割書きにおける 〈二〉

	語頭	語中尾
に	0	0
ㇿ	1	2

版本においては「に」と「ㇿ」の二字体が使用されていた。「に」の用例数は少ないが、活字本との対比のために、表にまとめた結果が表 14 である。「に」の使用は助詞『に』の 5 例のみであった。一方の「ㇿ」も主に助詞『に』に用いられるが、少ないながらも文節頭、文節中末の使用例もある。表 15 のように、割書きにおいても「ㇿ」が用いられ、「ㇿ」の方が正体であったものと思われる。

表 16、活字本における 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』	合計	字体の合計
に (本行)	0	0	0	20	20	「に」の合計 45
に (ルビ)	9	9	0	7	25	
ㇿ (本行)	0	0	0	262	262	「ㇿ」の合計 268
ㇿ (ルビ)	1	5	0	0	6	

活字本については、ルビと本行で使用される字体が異なる場合があるのでルビは分けて考えた (表 16)。活字本も版本と同様に、使用される字体は「に」と「ㇿ」であるが、版本とは使用状況がかなり異なっていることが分かる。

「に」については、まず助詞『に』に使用される割合が、版本よりも増していることが特徴として挙げられる。なおルビにも助詞『に』があるが、これは「ならくにおちあり陥捺落」(13-11)、「れいらくにくるしむ苦零落」(18-2)などの漢文訓読調、「いかに如何」(16-1)、(19-8)などである。『いかに』については、ここでは助詞『に』を伴っているものとみなしている。そして「に」は助

詞『に』にとどまらず、ルビにおいて文節中、文節中末にも使用されているのである。

「ㇿ」は版本と同様に、その用例の大半を助詞『に』が占める。助詞以外での使用は「に」が入り込んできたことにより、むしろ減少している。これは「ㇿ」を助詞に用い、「に」をそれ以外に用いる意識が働いたものであろうか。ただ「に」と「ㇿ」は、単純にルビと本行で使い分けているようにも見える。そのため正体を判断することも難しい。使用回数から言えば正体は「ㇿ」ということになるが、版本に比べて「に」の使用が目立ち、いずれ起きる「に」への正体の移行を予感させるものとなっている。

〈ネ〉

表 17、版本における 〈ネ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	合計
ね	8	4	0	12
ㇿ	0	29	0	29

「ね—ㇿ」という「上—下」による使い分けの意識が見受けられた（表 17）。「下」にくる字を使い分けており、〈キ〉の場合と似た傾向が見られる。汎用性は「ね」の方があがるが、使用回数は「ㇿ」の方が多い。「ㇿ」と同様に、この「ㇿ」も直前にくる字との兼ね合いによって使用されたものであろうか。割書きにおける使用例もなく、どちらの字体が正体であるかを判断することは難しいが、〈キ〉の場合に鑑みると、「ね」の方を正体とする意識があったと推定できる。活字本においては「ね」のみを用い、これが正体となる。版本において「下」に用いられる字体が、活字本では見られなくなっていることも、〈キ〉と共通している。

〈ノ〉

版本において 1 例助詞『の』に「れ」が使用される用例がある。活字本においても「足音^{あしおと}れ爲てければ」（17-2）と一例「れ」の使用が確認された。それ以外は版本、活字本ともに「の」が用いられており、正体は「の」であったものと思われる。

〈ハ〉

表 18、版本における 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』	合計
と	65	28	15	0	0	108
ハ	0	88	0	140	65	293
𐄂	0	0	0	7	0	7

版本においては「も」「ハ」「𐄂」の三字体が用いられる（表 18）。「も」について見てみると、「も」が使用されるのは、文節頭、文節中末、準語頭である。「も」の文節頭には濁音も含まれるが、濁音は「むべが」（10 ウ）の一例のみであり、それ以外は全て清音であり、[ha]と発音される語である。〈ハ〉に関しては、語中においても文節頭と同じく[hɑ]と発音される場合を準語頭としている。例えば「田もた」（4 ウ）、「なりもてし」（6 オ）、「なぐさめもべらん」（10 ウ）などがそれに当たる。[ha]と発音される場合には全てこの「も」が用いられているのである。「も」を「上」として用いていた意識が見受けられる。文節中末に用いられる回数も、「ハ」より少ない。

一方の「ハ」は「上」として用いられることはなく、用例は文節中末か助詞に限られる。特に助詞には多用され、助詞『は』については「𐄂」が用いられる 7 例を除く全て、助詞『ば』については全ての用例において「ハ」が用いられている。

ところで文節中末の用例を詳しく見てみると、「も」は 28 例全てが濁音として用いられ、「ハ」は 88 例中、清音が 79 例、濁音が 9 例となっている。基本的には「もーハ」で「上一下」となっているものの、文節中末の濁音に関しては、どちらかといえば「も」が用いられているのである。

表 19 のように割書きにおいては「も」が用いられる。とはいえ使用回数では「ハ」の方が上回り、「も」が正体であったと断定はできない。この〈ハ〉に関しては、どちらが、正体ということではなく「も」と「ハ」が同等に用いられていたのではないかと考えられる。〈シ〉の場合のように、それぞれの字体が担う役割がはっきりとしていて、一方が他方の役割を包括していないのである。

表 19、版本割書きにける〈ハ〉

	語頭	語中尾
も	2	1
ハ	0	0
𐄂	0	0

表 20、活字本における〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』	合計	字体の合計
は（本行）	4	0	0	0	0	4	「は」の合計 181
は（ルビ）	64	98	15	0	0	177	
も（本行）	1	0	0	0	0	1	「も」の合計 1
も（ルビ）	0	0	0	0	0	0	
ハ（本行）	0	19	0	150	71	240	「ハ」の合計 241
ハ（ルビ）	0	1	0	0	0	1	

活字本においては「は」「も」「ハ」の三字体が確認された（表 20）が、版本においてはしばしば用いられた「も」は「^{なつたけ}夏長てもや」（22-1）一例しかみられない。主に「は」と「ハ」の使い分けとなっている。「ハ」について見てみると、助詞『は』、助詞『ば』についてはほぼこの字体が用いられていることが版本と共通している。また用例数は少ないが、本行の文節中末に用いられることも版本と同様である。一方版本においては用いられることのなかった「は」が、ルビではあるが非常に多く用いられている。ルビにおいては文節頭のみならず文節中末にも使用されており、その分だけ「ハ」の文節中末における使用が減少してしまったようにも見える。

この活字本における字体の使用状況は、活字上の都合で、単純にルビには「は」を用い、本文には「ハ」を用いているようにも見える。だが本文の文節頭には「ハ」ではなく、あえて「は」「も」を用いていることから、使い分けの意識があったことがうかがわれる。これは「ハ」は助詞に多用する字体であり、「上」に用いるのは適切ではないと判断したものと思われるのである。文節中末であればそれほど不自然はないが、文節頭に「ハ」を用いることには違和感を覚えたのではないだろうか。「ハ」を助詞として使い分ける意識が強く働いたとすれば、ルビに「は」が用いられるのは単なる活字上の問題ではなく、ルビには基本的に助詞が用いられない故に、あえて「ハ」ではない「は」を用いたと考えられるのである。すなわち助詞には「ハ」を、そうではない部分にはそれ以外の字体—ここでは「は」を用いるという意識が働いた結果、単純に本行「ハ」とルビ「は」で使い分けているように見えるのである。

このように活字本における「は」は、版本における「も」の役割を踏襲している訳ではなく、「ハ」との間に新たな使い分けを形成している。正体については、版本の場合と同様に、「は」と「ハ」が同等に用いられていたものと考えられる。この「ハ」の字体は助詞にしばしば用いられることから、明治の活字本においてもよく見られるものである^③。この「ハ」に対応して使い分けを形成する字体が、版本の「も」から活字本においては「は」になったことが、現行の字体である「は」が定着していく要因になったのではないかということが考えられるのである。

〈フ〉〈へ〉

それぞれ現行の字体「ふ」「へ」の他に、「𠂔」の使用が 4 例、「𠂕」の使用が 4 例あるが、いずれも使い分けの有無は判断できない。活字本は「ふ」「へ」のみであり、版本、活字本ともに正体はそれぞれ「ふ」「へ」であったと考えられる。

〈ホ〉

版本においては「𠂖」が用いられ、「ほ」の使用は 3 例のみである。版本とは対照的に、活字本では「ほ」が用いられる。版本を活字化する際に、「𠂖」から「ほ」への正体

の交替が起こったものと考えられる。

〈マ〉

表 21、版本における〈マ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	合計
ま	37	58	2	97
𛄁	0	7	0	7

版本においては「ま」と「𛄁」の二字体が用いられる（表 21）。「ま」は文節頭、文節中末にかかわらず用いられ、使用回数も多い。一方の「𛄁」の使用は「いひさ𛄁」（7 オ）、「母さ𛄁」（8 ウ）など「のた𛄁ふやらん」（6 オ）の一例を除いて全て「さ𛄁」であった。『様』という語に「さ𛄁」という表記が結び付いたものと思われる。割書きにおける〈マ〉の用例はなかったが、版本における〈マ〉の正体は「ま」であったと言って良いだろう。なお活字本においては「ま」のみが用いられる。

〈ミ〉

表 22、版本における〈ミ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	合計
み	12	18	1	31
𛄂	0	10	0	10

版本においては「み」と「𛄂」の二字体が用いられ（表 22）、「みー𛄂」という「上一下」による使い分けの意識が見受けられた。「下」が使い分けられている点では、〈キ〉や〈ネ〉のパターンと似ている。ただし使用回数は「み」が「𛄂」を上回る。

表 23、版本割書きにおける〈ミ〉

	語頭	語中尾
み	2	0
𛄂	0	0

割書きにおいても「み」が用いられ（表 23）、〈ミ〉の正体は「み」であったと考えられる。

一方の活字本においては「み」が用いられ、「𛄂」の使用は「獨身くらの𛄂」（23-6）の一例のみであった。版本、活字本ともに正体は「み」であったと言えよう。

〈リ〉

表 24、版本における 〈リ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	合計
り	0	211	0	211
ㇿ	9	12	0	21

版本においては「り」と「ㇿ」の二字体が用いられる（表 24）。正体を考えるとき、汎用性では「ㇿ」だが、使用回数では「り」の方が圧倒的である。さらに「ㇿ」の文節頭の用例は全て「ㇿん蔵」という人名であり、この人名を際立たせるために「ㇿ」を用いたことが考えられる。

割り書きにおいては「り」が用いられている（表 25）。語頭の用例は「鱗蔵^{りんざう}」（4ウ）である。このことから、「鱗蔵」の「鱗」を仮名で書いた場合でも目立たせるために「ㇿ」を用いたことがうかがえる。すなわち「り」の方がより一般的であり、正体であると考えられるのである。なお活字本においては「り」のみが用いられる。

表 25、版本割書き

	語頭	語中尾
り	1	2
ㇿ	0	0

〈ル〉 〈レ〉

それぞれ現行の字体の他に「ふ」の使用が 3 例、「き」の使用が 5 例あるが、いずれも使い分けの有無は判断できない。活字本は「る」「れ」のみであり、版本、活字本ともに正体はそれぞれ「る」「れ」であったと考えられる。

〈ワ〉

版本と活字本では使用される字体が異なる。版本では「ㇿ」が用いられているが、活字本では「わ」が用いられている。〈ホ〉の場合と同様に、正体の交替が起こったものと考えられる。

〈ヲ〉

版本において 1 例助詞『を』に「ㇿ」が使用される用例がある。それ以外は版本、活字本ともに「を」が用いられており、正体は「を」であったものと思われる。

4、おわりに

以上のように版本と活字本を比較し、仮名字体と仮名文字遣いについて見てきた。その結果、版本において仮名文字遣いが行われているものの、活字本においてはそれが行われなくなっているものと思われる仮名が目立った。〈カ〉〈シ〉〈タ〉〈ミ〉は、版本において仮名文字遣いが行われ、活字本においても版本と同じ字体が使用されるものの、それぞれ「ㇿ」「ㇽ」「ㇾ」「ㇾ」の使用回数が活字本ではあまりにも少なく、使い分けの有無は判断できなかつた。仮令なんらかの意図をもってそれらの字体が選択されていたとしても、読み手にそれが理解できなければ、使い分けが行われていないのと同然である。「上一下」や助詞で使い分ける意識があれば、それがある程度の数の用例に表れるはずであり、使用回数が少ないがために、慎重を期して判断できないとしたものについても、使い分け無しとみなしてもいいのではないかと思われるのである。そうすると、〈カ〉〈シ〉〈タ〉〈ミ〉は活字本においても二字体が用いられているにもかかわらず、仮名文字遣いが行われていないということになる。

一方、版本において二字体が使い分けられているものが、活字本においては一字体しか用いられず、使い分けが消滅しているものが〈コ〉〈キ〉〈ケ〉〈ネ〉〈マ〉である。〈ケ〉と〈マ〉は仮名文字遣いとは少し異なる原理であるかもしれないが、確かに使い分けが存在した。そして〈コ〉〈キ〉〈ネ〉に関しては仮名文字遣いが認められた。これらは活字本においてそれぞれ「こ」「き」「け」「ね」「ま」の一字体しか用いられなくなったことにより、必然的に使い分けが行えなくなったパターンである。

このように活字本においては仮名文字遣いやその他の使い分けが行われなくなる傾向にあるようである。ただ活字本においても仮名文字遣いが行われている可能性がある仮名が存在する。それが〈ニ〉〈ハ〉である。〈ニ〉は本行とルビによって字体が使い分けられていると思われる節もあるが、〈ハ〉に関しては版本とは異なる新たな仮名文字遣いを行っているようにも見受けられた。

以上のような仮名文字遣いによる字体の使用状況も踏まえて、どの仮名字体が正体として用いられているかについても考察した。その結果、活字本における正体は次のように分類できるものと思われた。

1、版本において既に現行の字体が正体として用いられており、変化なし。

〈キ〉〈ケ〉〈コ〉〈サ〉〈ツ〉〈ネ〉〈ノ〉〈フ〉〈へ〉〈マ〉〈ミ〉〈リ〉〈ル〉〈レ〉〈ヲ〉

2、版本における異体仮名に替わって、現行の仮名字体が正体として使用される。

〈カ〉〈ス〉〈タ〉〈ホ〉〈ワ〉

3、その他

〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉

1 の版本と正体が共通するものが最も多かったが、2 のように活字化によって現行の字体が正体として用いられるようになったものも見られた。3 に分類したうち、〈シ〉は二字体併用から現行の字体が正体となったものであり、〈ニ〉は依然として異体仮名の方が正体のように用いられているものである。〈ハ〉は異体仮名による二字体併用から、現行の字体を含む二字体併用へと変化したものである。今回の調査では活字本における〈シ〉の二字体併用はみられなかったが、この「ㄥーし」の使い分けの徹底は明治の活字本においても生きていたようで、『言海』（明治 21～24 年）や『日本大辞書』（明治 24 年）においても見出し、すなわち「上」は全て「ㄥ」の字体が用いられている⁽⁴⁾。これら三つの仮名は、活字本における字体の統一を考える上で、重要なポイントとなってくるのではないかと思われる。

版本から活字本への移行が平仮名の使用に与えた影響を調べるために、本節では翻刻本を取り上げた。その結果、字体の削減とそれに伴う仮名文字遣いの消滅、異体仮名から現行の字体への正体の交替が、版本と活字本を比較することによって、「活字化」の中で起きていることが明らかにできたのではないかと思う。

注

- (1) 原著、翻刻本ともに早稲田大学図書館所蔵本を用いた。
- (2) 明治 12 年から明治 18 年の間に刊行された活版の合巻 20 作品について、使用される仮名字体を調査したところ、19 作品において「ㄥ」の使用が確認された。
- (3) 上記の注⁽²⁾の調査において、20 作品全てにおいて「ハ」の使用が確認された。
- (4) 第三章第一節および第二節参照

第三節 明治中期の小説における仮名字体および仮名文字遣い

1、はじめに

時代が明治になり、活版印刷を開始した時点で、平仮名の字体は統一されたという訳ではなく、明治初期の活字本には依然として異体仮名が用いられていた。統一するためには、どの字体を正体として採用するか基準を設けなければならないが、仮名文字遣いのこともあり、簡単にはいかなかったのであろう。活版印刷における字体の統一は、ある程度時間をかけて行われることとなる。それでは明治期のどの辺りで、字体の統一された活字本は見られるのであろうか。

第一節では明治 10 年代に出版された草双紙における仮名字体の調査を行ったが、活版の草双紙においては、異体仮名が多用されており、字体が統一されているものは見られなかった。明治 20 年代になると、草双紙は衰退し、出版されなくなり、草双紙を用いて仮名字体の調査を続けることは難しい。本節においては、明治 20 年代から明治 30 年代前半までに出版された近代小説を対象とし、調査を行いたい。この時期の作品になると、かなり字体が整理されていることが期待される。ただし文学作品の場合は、新聞や教科書などよりは一般性が低く、未だ字体の統一に至っていない可能性もある。だが逆にそのような中で字体が統一されているものがあれば、出版界全体で字体を統一する方針にあったことの一つの表れになるものと思われる。

2、仮名字体について

2-1. 調査方法

本節の考察においては、明治 20 年から明治 34 年の間に刊行された活版印刷の近代小説十作品について調査を行った。なお底本には国文学研究資料館『リプリント日本近代文学』を用いた。調査当時においては、近代の活字本の仮名字体について言及した論文はほぼ皆無であり、10 種の選定は発行年を基準に行った。すなわち明治 20 年代～33 年前後の小説から、なるべく発行年が重ならないよう、選んだものである。なお小説の内容についても、大衆文芸である草双紙からの連続性を一部考慮して、極力文学界の主流ではない傍流の作品を選ぶように努めた（一部そうではない作品も含む）。なおその判断は『リプリント日本近代文学』の解題を参考にした。

現行の字体の定着という観点から、現行の字体を基準とし、どのような異体仮名が用いられているかを調べた。その際現行の字体と字母を同じくしていながらも、字体が明らかに異なる「ね」「ろ」なども「同字母異字体」として、区別をした。また、異体仮名が用いられていながら、現行の字体が用いられていない仮名があるかどうかについても、検証をした。

調査範囲は各小説の本文全頁で、本行とルビ(本行の漢字の傍らに付される振り仮名)、

それぞれについて仮名字体の使用状況を調べ、仮名の清濁についても区別をした。活字の場合、手書きとは違い、後から濁点を付すのではなく、初めから濁点の付いた別の活字を用いるからである。清濁で別の字体を使い分けている可能性もあるということである。

2-2. 調査結果

明治 20 年から明治 34 年の間に刊行された活版印刷の小説 10 作品について調査した結果を表 1 にまとめた。表中の記号の意味は以下の通りである。なお次節以降の仮名字体表においても同じ記号を用いる。

現行無…異体仮名が使用されており、現行の字体の使用例なし。

異体…異体仮名の使用例あり。

同字母…現行字体の同字母異字体の使用例あり。

この表 1 は単独での字体表再現を意図している。現行の五十音図を用意し、まず「〈 〉なし」とされているものは、その仮名そのものの使用が確認されなかったので、その仮名の枠自体を消去する。次に「現行無」は現行の字体の使用が確認されなかったので、該当する現行の字体を削除する。最後に「異体」にある異体仮名、「同字母」にある同字母異字体を該当する仮名の枠に記入すれば、字体表を再現することができる。次節以降の字体表についても、同様の処理で再現可能である。

表 1、十作品における仮名字体

	本行	ルビ
『新粧之佳人』(明治 20 年)、作：須藤南翠、印刷所：記載なし		
現行無		ず ぼ
異体	あ ^ウ おおまご じハバ	お おまご むまご ^ウ
同字母	お うず	お うず むる
『無味気』(明治 21 年)、作：嵯峨のやおむろ、印刷所：記載なし		
現行無		ず
異体	お あ ^ウ おまご もハ	おおまご もまご ^ウ しこ
同字母	お うず	う
『小説花籠』(明治 22 年)、編：奈良嘉十郎、作：美妙齋主人・嵯峨のやおむろ・春の屋主人・忍月居士・幸堂得知、印刷所：記載なし		
現行無		すず
異体	あ ^{ウウ} おまご ^ウ じハバ ^ウ	おまご
同字母		う
『夏木立二編』(明治 23 年)、編：中根淑、作：學海居士・春亭花友・櫻、印刷所：記載なし		
現行無		
異体	あ お ^{ウウ} おまご ^ウ じハバ ^ウ むまご ^ウ しこ	お おまご
同字母	お ら うず	お む
『いちご姫』(明治 25 年)、作：山田美妙、印刷所：國分社		
現行無		
異体	お ^ウ おまご じハバ ^ウ	お おまご
同字母	お うず	お
『こぼれ萩』(明治 26 年)、作：中村花瘦、印刷所：秀英舎工場		
現行無		ず
異体	おまご ^ウ	まご
同字母		うず
『狂美人』(明治 28 年)、作：廣津柳浪、印刷所：古今堂活版所		
現行無		えぼ
異体	お まご じハバ	おまご ^ウ
同字母	お うず	

『異り種』(明治30年)、作：廣津柳浪、印刷所：秀英舎工場		
現行無		ず
異体	𪛗	𪛗
同字母		
『恋慕ながし』(明治33年)、作：小栗風葉、印刷所：秀英舎第一工場		
現行無		ず
異体		𪛗
同字母		
『小説青燈集』(明治34年)、編：新詩社、作：上田敏・廣津柳浪・泉鏡花・小栗風葉・徳田秋聲・川上眉山・大塚楠緒子・柳川春葉・草村北星・小杉天外、印刷所：成功堂		
現行無		
異体	𪛗 𪛗	𪛗 𪛗
同字母	わ ろ	わ ろ

2-3. 仮名字体全般についての考察

作品によって異体仮名の使用状況にかなりの差がみられる。『恋慕ながし』のように、ルビの一部を除いて、ほぼ現行の字体が用いられている作品も存在した。必ずしも時代が下るに連れて字体が統一されていくという訳ではないが、やはり30年代前半になると、かなり字体が整理されているような印象を受ける。このように文学作品においても、字体が統一されつつあったことも、小学校令施行規則で字体が制定される一つの要因になったのではないかと考えられる。異体仮名が使用される仮名はある程度共通しており、本行においては〈エ〉〈カ〉〈コ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉の仮名に、ルビにおいては〈エ〉〈コ〉〈ス〉〈ハ〉〈ホ〉の仮名に、複数の作品で異体仮名の使用が確認された。字体を使い分ける仮名文字遣いが行われているかどうかについては、「3. 仮名文字遣いについて」において検証する。

同字母異字体の使用も見られ、本行、ルビともに「わ」「ろ」の使用が目立った。ただその場合は必ず現行の字体「お」「そ」が併用されており、「わ」「ろ」に統一されている作品は見られなかった。どちらかと言えば現行の字体の方が優勢なようであった。

本行については、現行の字体が用いられていないということはなく、全ての作品において現行の字体の使用がみられた。一方ルビに関しては、「え」「す」「ぼ」が1作品、「ぽ」が2作品、「ず」が6作品で使用が確認されなかった。「ず」が用いられない場合はいずれも「𪛗」が用いられている。『こぼれ萩』『異り種』『恋慕ながし』の3作品では、「す」と「𪛗」が対となっている。当時の活字本のルビは、印刷技術の問題で判別しにくいものがあるので、ルビにおいて清音と濁音を区別するために、清音と濁音で字体を変えた

可能性が考えられる。『新粧之佳人』『味気無』においては、それが徹底されなかったものであろうか。一方『小説花籠』については、ルビに「す」「ず」が用いられておらず、本行においては「す」「ず」「ぢ」「ぢ」が全て用いられている。この作品においてはむしろ「ぢ」の方をいわば「正体」⁽¹⁾として用いる意識があったのではないかと思われる。この「ぢ」が清濁の区別のために用いられたことと同じ様な事情で、「ぢ°」「ぢ°」も半濁音を際立たせるために使用されたのではないかと考えられる。

2-4. 「ゑ」の使用についての考察

今回調査した作品においては、本行、ルビともに「ゑ」の使用が目立った。近世において〈エ〉の仮名は「え」が使用されることが多い。それが何故明治の活版印刷において「ゑ」が使用されるのか。それには字体を統一する上で参考にしたと考えられる「平仮名書いろは歌」で使用される字体が関係しているのではないかと思われる。平仮名書いろは歌においては特定の字体が使用され、それが現行の字体に近いものであることが指摘されている⁽²⁾。ところが〈エ〉に関しては「え」ではなく「ゑ」が使用されていたのである。遠藤（2007）⁽³⁾では中世から明治にかけての平仮名書いろは歌において「ゑ」の字体が使用されていたことに注目し、「「え」は、中世から近世を通じて文字教育の初学でもあり基本でもあった仮名書きいろは歌には使用されない字体であり、一方の「江」はいろは歌以外にはほとんど用いられない字体だったのである」（p.130）と結論付けている。「え」は実用的な字体であり、「ゑ」はある意味で規範的な字体であった。活版印刷において、〈エ〉の字体がなかなか統一されずに、「え」と「ゑ」が併用されたのは、このような事情があって、どちらか一方に決められなかったからではないだろうか。

2-5. 印刷所の方針について

今回調査した10作品の内、6作品には奥付に印刷所が記載されていたので、表にも併せて印刷所名を記しておいた。「秀英舎工場」と「秀英舎第一工場」とがあるが、これは大日本印刷株式会社の前身である印刷会社「秀英舎」の工場を指し、住所も一致する。すなわち『こぼれ萩』『異り種』『恋慕ながし』の3作品は同じ工場で印刷されたものである。調べた中でも時期の遅い作品であるかもしれないが、この3作品は他に比べて異体仮名の使用がほとんど見られないという点で共通している。またルビに「ぢ」を用い、「ず」を用いないという点も全く同じである。秀英舎は明治14年から活字の自家鑄造を開始しており⁽⁴⁾、活字を製作する段階で、字体を統一する方針にあったということも考えられるのである。ただ本稿においては字体のレベルで論じており、異なる母型による活字でも字体が同じならば区別していない。だがこのようなことを考える上では、活字そのものについても、検証する必要がある。活字そのものについては、第二章第二節において考察を行う。

3、仮名文字遣いについて

活版印刷の草双紙においては、字体の使い分けがあり、仮名文字遣いの意識があったことは、前節までの調査において確認された。草双紙は近世から続く戯作であり、版本そのままの使い分けではないにしろ、ある程度は版本に倣った仮名文字遣いがなされていた。それでは今回調査した近代小説ではどうなっているのでしょうか。異体仮名の使用は確認されたが、仮名文字遣いの意識はあったのでしょうか。まずはそこから検証したい。

3-1. 『小説花籠』における仮名文字遣い

3-1-1. 調査方針

仮名文字遣いを調べる上でのテキストとして、『小説花籠』を用いる。この作品の本行において異体仮名が使用される〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉が、草双紙においても多くの作品で異体仮名の使用が確認され、仮名文字遣いの意識も見受けられた仮名だからである。調査範囲は本文1頁から50頁までの本行の平仮名（約10,200字）とし、仮名の使用される位置を文節頭、文節中末、準語頭（接頭語の付いている語、複合語の後要素など）、助詞、助動詞などに分類して出現回数を数えた。ただしこれらの分類は仮名によって事情が異なってくるので、それぞれどのような方針で調べたかを仮名ごとに記す。用例は「 」で示し、()で頁数と行数を付す。用例は取り上げている仮名のみを異体仮名で示し、それ以外に異体仮名が用いられている場合でも現行の字体に改めてある。以下他の作品についても同じ方法で調査を行っている。

3-1-2. 〈カ〉

表2、『小説花籠』〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』	合計
か	11	24	2	X	37
ゐ	0	70	2		72
ウ	0	104	0		104
が	15	5	0	20	40
ゐ	0	5	0	66	71
ウゝ	2	21	0	131	154

〈カ〉については助詞『が』を使い分けることがあるので、分類した（表2）。完全に使い分けている訳ではないが、やはり助詞『が』には現行の字体「が」はあまり用いられず、「可」を字母とする「ゐ」「ウゝ」が用いられていた。特に「ウゝ」の用例が大半

を占める。一方で文節頭には「か」「が」が用いられ、「可」を字母とする字体の使用は「ㇿ」の2例のみである。〈カ〉は文節頭に現行の字体を用い、それ以外の文節中末、助詞には「可」を字母とする字体を用いる使い分けがあるものと考えられる。

3-1-3. 〈シ〉本行

表 3、『小説花籠』〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形
し	4	311	1	81
ㇿ	13	0	0	0
じ	2	8	0	0

サ変動詞の連用形においては「ㇿ」の字体が用いられることがあるので分類したが、本作においては「ㇿ」の用例は見られなかった（表 3）。「し」「じ」が文節中末でも用いられるのに対し、「ㇿ」は文節頭のみで使用が確認された。用例として「ㇿかも」（112-11、115-9）「ㇿかし」（21-9、22-3、25-12）「ㇿとやか」（30-5、36-2）などがある。「ㇿ」は文節頭、「し」「じ」はそれ以外に用いる意識が強いようであった。

3-1-4. 〈ス〉

表 4、『小説花籠』〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『です』『ます』	助動詞『ず』	サ変動詞終止形連体形	合計
す	3	5	0	56	X	4	68
ㇿ	8	14	1	34		11	68
ず	0	1	0	X	17	0	18
ㇿ	0	13	0		15	0	28

〈ス〉については使い分けが不明なことが多いが、助動詞『です』『ます』『ず』やサ変動詞の終止形、連用形などに使い分けが見られることがあるので、これらを分類して集計した（表 4）。その結果、現行の字体「す」「ず」は主に助動詞において用いられるようで、それ以外に用いられることはあまりなかった。「ㇿ」「ㇿ」の方が汎用性のある字体であったと言えよう。本作ではルビにおいても「ㇿ」「ㇿ」が用いられており、現行の字体よりも「春」を字母とする字体を「正体」とする意識があったのではないかと考えられる。なおこの〈ス〉の使い分けについては、さらに「ㇿ」の字体が使用される場合もあり、作品によってかなり傾向が異なるようである。

3-1-5. 〈夕〉

表 5、『小説花籠』〈夕〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『た』	助動詞『だ』	合計
た	19	39	3	106	X	167
と	1	46	1	220		268
だ	1	14	0	X	14	29

助動詞『た』における「と」の使用が目立っていたので分類をした（表 5）。「と」は助動詞『た』専用という訳ではないが、やはり用例の大半は『た』で占められていた。ただ文節中末における使用もあり、意識としては文節頭には用いないということであったのかもしれない。文節頭における使用は「とぐひ（類）が」（18-8）の 1 例のみであった。一方現行の字体「た」「だ」は汎用性があり、濁音には全て「だ」が用いられている。「た」は草双紙においては文節頭のみ用いられることが多かったが、ここではそれ以外の部分にも使用されている。使用回数の合計では「と」に及ばないが、このように現行の字体の使用領域の拡大という段階を経て、次第に字体が統一されていったものと思われる。

3-1-6. 〈二〉

表 6、『小説花籠』〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞	合計
に	2	1	0	37	39
𛄁	1	1	0	273	275
𛄂	0	1	0	125	126

助詞に使い分けがあることが多いので分類をした（表 6）。なおこの分類には形容動詞の連用形や副詞の一部分であるもの、副助詞『だに』など助詞相当のものも含まれている。かなり大きな括りとなるが、それらは文節の切れ目を示す機能を有するものとして、使い分けの意識が見受けられることが多いので、助詞『に』と同じ分類にしたものである。本行においては助詞以外の用例がほとんど得られなかった。助詞における使用回数を比較してみると、「尔」を字母とする「𛄁」「𛄂」が用いられており、「に」が用いられることが格段に少ないということが分かる。ルビにおいては「に」のみが用いられており、助詞に「𛄁」「𛄂」といった「尔」を字母とする字体も用いるという意識がうかがえる。

3-1-7. 〈ハ〉

表 7、『小説花籠』〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』	合計
は	19	25	0	34	X	78
ハ	0	34	0	334		368
ば	0	8	0	X	7	15
バ	0	4	0		41	45
む	0	12	0		1	13

〈ニ〉と同様に助詞に使い分けが見られることが多いので、助詞『は』と助詞『ば』を分類した（表 7）。やはり使用回数に大きな差があらわれ、『は』『ば』ともに「ハ」を字母とする「ハ」「バ」によって大半が占められていた。一方文節頭においては、濁音の用例がなく、清音では現行の字体「は」のみが使用される。なお表には載せていないが、半濁音の用例が「ばつちりと」（32-11）とが 1 例あり、やはり現行の字体が用いられる。現行の字体は文節中末にも使用されるが、清音では「ハ」が、濁音では「む」の方が「は」「ば」の使用回数を上回る。文節頭には「は」を、助詞には「ハ」「バ」を用い、文節中末はどちらかといえば現行の字体以外を用いる傾向にあったものと考えられる。なお近世の草双紙においては現行の字体「は」はあまり見られず、「ハ」と「む」によって使い分けが行われることが多い。それが明治の活字本になると、「は」と「ハ」による使い分けが主流になるのである。「は」が用いられるようになった理由も「平仮名書いろは歌」が関係しているものと思われるが、この「は」と「ハ」の二字体を併用する段階を経て、〈ハ〉の字体は「は」に統一されていったものと考えられるのである。

3-1-8. 『小説花籠』のまとめ

以上『小説花籠』について見てきたが、仮名によって程度の差はあるものの、なんらかの使い分けの意図をもって異体仮名が用いられていたことが確認された。やはり近代小説においても仮名文字遣いが行われることがあったのである。

3-2. 印刷所の方針について

1-5 において『こぼれ萩』『異り種』『恋慕ながし』の 3 作品は秀英舎の工場で印刷され、異体仮名の使用が少ないという点で共通しているということに触れたが、はたしてその少ない異体仮名において仮名文字遣いは行われていたのかについて検証をしたい。

3-2-1. 『異り種』における仮名文字遣い

『恋慕ながし』は本行において異体仮名が用いられていない。また『こぼれ萩』は、

異体仮名の使用回数が極端に少なく、使用される本行の異体仮名は「な」「と」「ど」「ふ」であるが、それぞれ用例は全編を通じて1例のみであった。すなわちこの二作品においては仮名文字遣いの意識が見受けられないのである。そこで『異り種』について調査を試みた。異体が用いられる仮名は〈シ〉のみであるが、50頁（約10,100字）を調査してみたところ、以下のような結果となった。

表8、『異り種』〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形	合計
し	0	396	2	64	462
と	1	1	1	4	7
じ	0	20	0	2	22
ど	0	0	0	0	0

「ど」については1例もみられなかったが、「と」については7例見られた（表8）。サ変動詞の連用形に用いられるようであり、「とけん」（10-6）「とませんし」（18-13）「とないよ」（38-10）「とた」（40-2）といった用例があった。また〈シ〉の文節頭自体は「とかも」の一箇所しかなかったが、「と」が文節頭に用いられる可能性がうかがわれた。

3-2-2. 『狂美人』における仮名文字遣い

『異り種』において、かろうじて仮名文字遣いの意識が見受けられたが、秀英舎工場印刷の活字本においては、基本的に異体仮名が用いられていても、ほとんど仮名文字遣いは行われていなかった。これはこの印刷所の活字本に限ったことであるのか、それともこの時期になると、どの活字本でもそうなっているのか検証を行う。テキストには『狂美人』を用いる。本作は『こぼれ萩』と『異り種』の間に発行され、作者は『異り種』と同じ広津柳浪である。印刷所は「古今堂活版所」とあった。

『狂美人』において異体が見られる仮名は〈エ〉〈シ〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉であるが、『小説花籠』において仮名文字遣いの意識が見受けられた〈シ〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉について検証したい。この内〈タ〉は全編を通じて異体仮名「と」は「聞（きい）と事を」（51-5）の1例しか用いられておらず、仮名文字遣いは行われていないようであったので、残りの仮名について50頁（約10,500字）調査をした。

表 9、『狂美人』〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形	合計
し	3	310	5	82	400
と	0	2	1	0	3
じ	3	17	0	4	24
ど	1	0	0	0	1

〈シ〉については使い分けの意識があまり見受けられなかった（表 9）。「と」は文節頭やサ変動詞に用いられることもなく、文節中末と準語頭にわずかに用例が見られるばかりであった。一方「ど」は文節頭に「どろりと」（3-5）の用例があるが、この 1 例のみで「じ」の 3 例よりも少ない。仮名文字遣いによる使い分けがあるとは言い難いようであった。

表 10、『狂美人』〈ニ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞	合計
に	0	0	0	3	3
ゐ	0	5	0	533	538

現行字体の「に」が助詞に用いられるのは 3 例のみで、500 例以上の用例が「ゐ」であった（表 10）。助詞には「ゐ」を用いる意識があったものと思われる。ほぼ異体仮名が用いられなくなり、助詞にも「に」が用いられている『こぼれ萩』とは対照的である。

表 11、『狂美人』〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』	合計
は	3	22	0	8	X	33
ハ	1	7	0	462		470
ば	1	15	0	X	3	19
バ	0	8	0		86	94

現行の字体と「ハ」を字母とする字体で、かなりはっきりと使い分けが見受けられた（表 11）。「ハ」「バ」は助詞とともに文節中末でも用いられることが多いが、本作においては文節中末には「は」「ば」の方が多く用いられており、「ハ」「バ」を助詞として使用する意識が強かったことが見て取れる。一方『こぼれ萩』『異り種』には「ハ」「バ」の字体は用いられておらず、助詞にも「は」「ば」が用いられ、使い分けが存在していな

い。

以上『狂美人』においては〈ニ〉〈ハ〉に仮名文字遣いの意識が見受けられた。さらに同時期の活字本の調査を行わなければ断定できないが、やはり印刷所の方針によってかなり違いがあらわれるのではないかと思われる。秀英舎工場印刷の活字本においては、字体を統一しようとしたことに伴い、仮名文字遣いもほぼ失われた。一方『狂美人』を印刷した印刷所の方針では、字体を統一する方向にありながらも〈ニ〉〈ハ〉については従来の仮名文字遣いを保守しようとしたのではないかと考えられる。

3-3. 仮名文字遣いのまとめ

『小説花籠』においては、先に取り上げた草双紙と同じような結果が得られ、近世の版本に比較的近い仮名文字遣いが行われていたようであった。それが 20 年代後半になると、仮名文字遣いが行われる仮名が限られるようになる。そこにはやはり「正体」を定め、字体を統一しようとする意識が働いていたものと思われる。

そもそも活字になっても異体仮名が用いられていた理由、それはその字体が仮名文字遣いに必要な実用的な字体だったからではないかと考えられる。草双紙など初期の活字本においては、まだ現在のような書記体系が確立されておらず、漢字仮名交じりではあるものの、句読点の使用や改行もなく、びっしりと文字が詰め込まれていた。そのような初期の活字本においては、まだ仮名文字遣いの有効性が残っており、異体仮名を用いて使い分けが行われたものと思われる。今回調査した 10 作品の内、『味気無』『狂美人』の 2 作品以外は全て句読点を用いられていた。もはや仮名文字遣いの有用性は無いに等しく、これらにおける異体仮名の使用は非合理的である。それでも慣習的にしばらくは異体仮名が用いられたものと思われるが、20 年代後半にもなると、次第に非合理的であるという意識が強くなっていったのではないだろうか。そして秀英社では、いち早く字体を統一する方針を採ったのではないかと考えられる。

仮名文字遣いを行う必要がなくなり、二字体以上用いられていたものを一つの字体に統一しようとする時、現行の字体が選択されたのは何故であったのか。「ㇿ」「ㇽ」「ㇾ」など、頻繁に用いられた字体の方に統一された可能性もある。そうならなかったのは、やはり「平仮名書きいろは歌」の存在があったものと思われる。それらに用いられる字体は時代を通じてほぼ一定であり⁵⁾、実際の使用頻度とは関係なく、平仮名を習った者ならば誰でも読み書きできる字体なのである。また「ハ」「ㇿ」のように特定の語との結びつきもなく、あまり使用されなかった「は」「に」は、逆に中立的でもあった。それ故にそれらの用いられる字体を「正体」として統一に至ったものと考えられる。唯一「正体」として採用されなかった「ㇿ」は、手紙の宛先などで助詞『へ』として用いられることがあり、それによって中立的ではなかったことがその原因となったのではないだろうか。

4、おわりに

以上のように明治期の文学作品として、近代小説を見てきた。近代小説の中には、草双紙と同様に、異体仮名を用い、仮名文字遣いを行っているものも存在した。その一方で、30年代にもなると、ほとんど異体仮名を用いない作品も現れるのである。

注

- ①第二節において版本と明治期に翻刻された活字本の仮名字体を比較し、その際主として用いられている字体を「正体」と定義したが、やはり版本よりも活字本の「正体」の方が現行の字体と近くなっていたことが確認された。
- ② 宇野義方 (1993) 「現行の仮名字体をめぐって」『国語研究』明治書院
- ③ 遠藤邦基 (2007) 「ちぢみ「え」一仮名の異名といろは歌一」『国語文字史の研究 10』和泉書院
- ④ 『大日本印刷百三十年史』大日本印刷 (2007) 参照
- ⑤ 矢田勉 (1995) 「いろは歌書写の平仮名字体」 p.56『国語と国文学』72 - 12
近世においては、「平仮名書きいろは歌」は往来物、節用集の冒頭などに見られる。近代になると、教科書にも見られるようになる。例えば図 1-1 は宝暦八年 (1758) 刊『田舎往来』、図 1-2 は文政十年 (1827) 刊『大全早引節用集』、図 2-1 は明治八年 (1867) 刊『小学読本首巻 仮名附』、図 2-2 は明治十三年 (1880) 刊『大全早引節用集』の冒頭の「平仮名書きいろは歌」である。近世と明治初期のものであるが、使用されている字体は一致しており、〈エ〉が異体仮名の「ゑ」、〈オ〉〈ソ〉が同字母異字体の「わ」「ろ」になっている以外は、現行の字体が示されている。

図 1-1、『田舎往来』(国立国会図書館デジタルコレクションより、NDL 請求記号特 1-309、URL : <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2535713>)

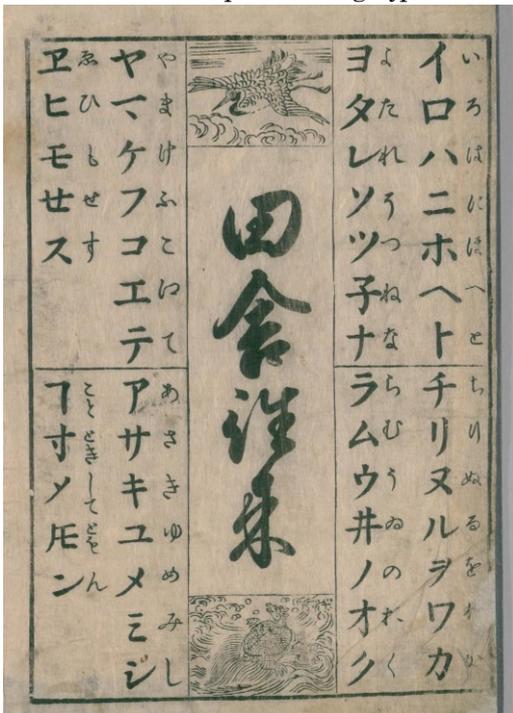


図 1-2、『大全早引節用集』（大空社刊『節用集大系』第 64 卷 p2 より）

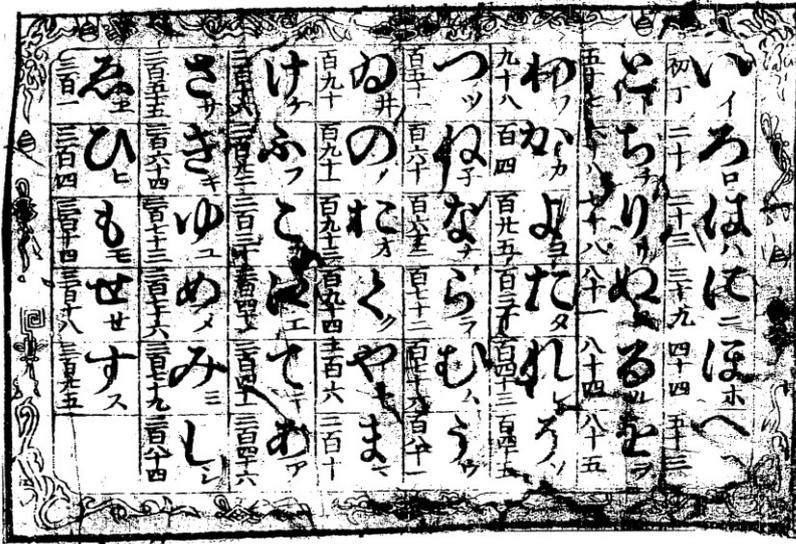


図 2-1、『小学読本首巻 仮名附』（国立国会図書館デジタルコレクションより、NDL 請求記号特 38-429、URL : <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/868371>）

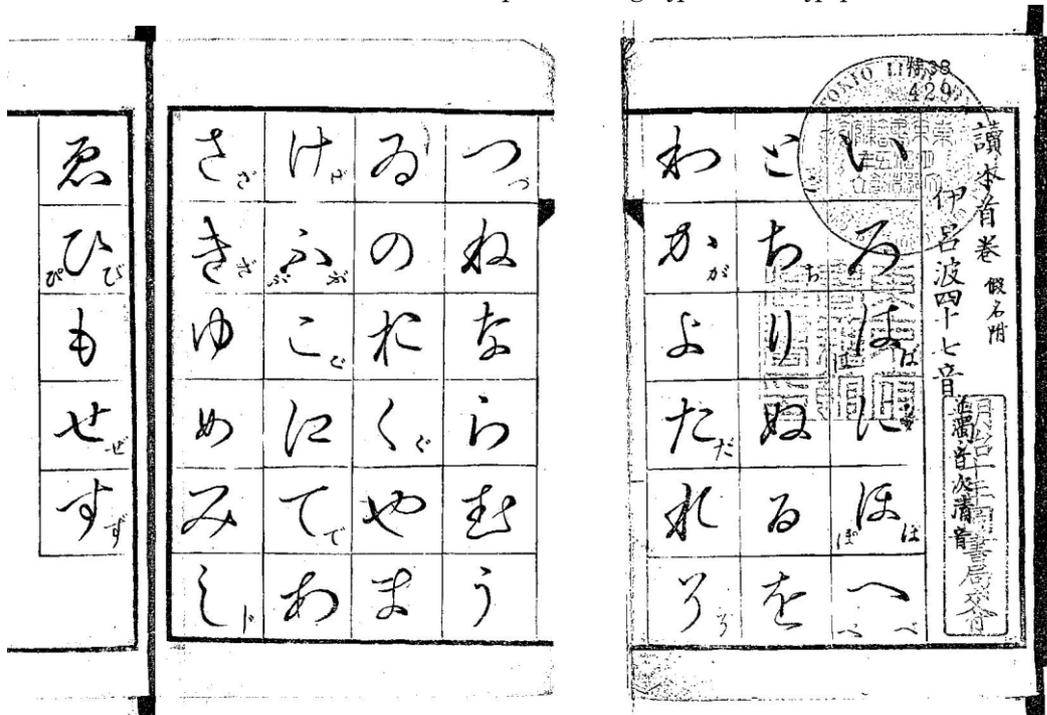


図 2-2、『大全早引節用集』（大空社刊『節用集大系』第 95 卷 p6 より）

し	あ	い	む	れ	を	へ	い
大田百三	十九百三	二十五百三	五十九百	七十五百	丁十九	四十五	目丁一
ひ	さ	ふ	う	ろ	ね	ど	お
五十五百三	丁百三	八十五百三	二百二	十六百	丁同	九十五	目丁一
も	き	こ	の	つ	あ	ち	ろ
七十六百三	一十百三	七十六百三	二十百二	六十六百	丁六百	一十七	丁十三
せ	ゆ	に	く	ね	か	り	は
三十七百三	二廿百三	十八百三	六十百三	六十七百	三十百	二十八	四十三
す	め	急	や	な	よ	ぬ	に
十八百三	六廿百三	丁同	九廿百三	一十八百	七世百	六十八	九十三
	み	て	ま	ら	た	る	ほ
	九廿百三	四十八百三	五十四百三	一十九百	四十四百	九十八	四十四

第二章 新聞における平仮名

本章では明治期の新聞における平仮名について扱う。新聞は広く人々に読まれ一般性が高く、また毎日あるいは隔日など一定の間隔で連続的に発行されるので、平仮名の字体の変遷を追うのにも都合が良い。さらに様々な形態の新聞があり、読み手を想定して字体を選択していたのかどうかも検証できるのである。

第一節 『仮名読新聞』における仮名字体および仮名文字遣い

1、はじめに

明治期の活版印刷の出版物において、いかにして平仮名の字体は統一されてきたのか。その考察の一環として、本節においては「新聞」を取り上げる。現行の字体が定められたのは、明治33年(1900)の小学校令施行規則においてであるが、それ以前から既に文学作品の活字本においては、字体が統一される傾向にあったことが、前章までの調査において明らかになった。近世からの連続性という点から、文学作品について調査を行ってきたが、それが出版物全般に見られる現象であったのかどうか、疑問が残る。そこでこの時期多くの人々に広く読まれ、日刊や隔日刊など短い間隔で出版された新聞を調査することにより、そのことを検証してみたいと思う。本稿では『仮名読新聞』を用いて調査を行う。

『仮名読新聞』は明治初期の代表的な小新聞の一つであり、仮名垣魯文によって創刊されたものである。発行期間は明治8年11月1日から明治13年10月29日であり、明治10年3月17日の312号から『かなよみ』と改題されている(本稿においては『かなよみ』も含めて『仮名読新聞』と称する)。仮名垣魯文をはじめとする戯作者が記事にかかわっており、内容はやや娯楽的で、大衆向けの読み物となっている。そういった意味では草双紙に性質が近く、発行期間も活版の草双紙と重なる。また広告などを除いては基本的に総ルビで書かれている点も共通しており、両者に用いられる字体は近かったことが考えられる。その一方で新聞は草双紙と異なり常に新しく活字を組んでいかなければならず、組版に速さが求められる。草双紙においては多種多様な異体仮名が用いられていたが、『仮名読新聞』ではそのことによって使用される仮名字体に制限があったという可能性もある。実際にはどうであったのか検証していきたい。

2、仮名字体について

2-1. 調査方法について

底本には『復刻仮名読新聞』⁽¹⁾を用いた。解説によれば、『仮名読新聞』は、発行の間隔、発行元、経営者などの変化によって、以下のように五期に区分される。

明治8年11月1日(1号)～明治9年8月15日(141号) 横浜で創刊、隔日刊
 明治9年8月17日(142号)～明治10年2月28日(299号) 横浜で発行、以降
 日刊に
 明治10年3月5日(300号)～明治12年11月30日(1131号) 東京へ移転
 明治12年12月2日(1132号)～明治13年6月30日(1303号) 仮名垣魯文退社
 明治13年7月1日(1304号)～明治13年10月29日(1400号) 魯文一派総退陣、
 廃刊

この時期区分を基準として調査を進める。印刷所の移転によって仮名字体に影響が出ることも考えられるからである。まずはそれぞれの時期の最初と最後に発行された号の仮名字体について検証する。それに加えて題名が『仮名読新聞』から『かなよみ』へと変更され、紙面も刷新された312号と、その直前の311号についても調査を行う。

調査範囲は各号の本文で、広告はルビがないものがあることや、複数の号にわたって使用されることに鑑み除外した。本行とルビ、それぞれについて仮名字体の使用状況を調べ、仮名の清濁についても区別をした。ただし半濁音については、判別が難しく使用されないことも多いので、異体仮名が使用されているのはっきりと区別できる物についてのみ示した。

2-2. 調査結果

計12号を調査した結果を以下の表1～12にまとめた。なおこれらの仮名字体表(表1～表20)の注に限り、〈 〉内の清濁を区別している。濁音形のみが見られないという場合が多いからである。

表1、第一期最初 明治8年11月1日(1号)

	本行	ルビ
現行無	そぞ	え すずゆ
異体	ㇿあふゑ ㇿふハバゑ	江ふふゑ
同字母	わ うず	ゆ

※本行〈エ〉〈ギ〉〈ゼ〉〈ヂ〉〈ホ〉〈ボ〉なし。ルビ〈ゼ〉なし。

表 2、第一期最後 明治 9 年 8 月 15 日 (141 号)

	本行	ルビ
現行無	そぞ	すずゆ
異体	ㇿㇿ ^ゝ あそそぞ ㇿㇿ ^ハ ハバと	そそそぞ
同字母	わ ろろ	ゆ

※本行〈エ〉〈ヅ〉〈ブ〉〈ボ〉〈キ〉なし。ルビ〈エ〉なし。

表 3、第二期最初 明治 9 年 8 月 17 日 (142 号)

	本行	ルビ
現行無	え そぞ	え すずゆ
異体	ㇿㇿ ^ゝ あそそぞ ㇿㇿ ^ハ ハバと	ㇿそそそぞ
同字母	わ ろろ	ゆ

※本行〈ギ〉〈ヅ〉〈ボ〉〈ワ〉なし。

表 4、第二期最後 明治 10 年 2 月 28 日 (299 号)

	本行	ルビ
現行無	え そ	すずゆ
異体	ㇿㇿ ^ゝ あそそ ㇿㇿ ^ハ ハバと	そそそぞ
同字母	ろ	ゆ

※本行〈グ〉〈ゼ〉〈ゾ〉〈ヂ〉〈ヅ〉〈キ〉〈エ〉なし。

表 5、第三期最初 明治 10 年 3 月 5 日 (300 号)

	本行	ルビ
現行無	お そぞ	え すずゆ
異体	ㇿ	ㇿそそそぞ
同字母	わ ろろ	ゆ

※本行〈エ〉〈ヂ〉〈ボ〉なし。

表 6、『仮名読新聞』最後 明治 10 年 3 月 16 日 (311 号)

	本行	ルビ
現行無		えじすずゆ
異体	ㇿと	ㇿそそそぞ
同字母	わ ろ	ゆ

※本行〈エ〉〈ブ〉〈ロ〉〈キ〉なし。

表 7、『かなよみ』最初 明治 10 年 3 月 17 日 (312 号)

	本行	ルビ
現行無		ず ゆ
異体	あおををさど <small>ハ</small> なれハバし じき	あおををを
同字母	れ 也	ろめ也

※本行〈エ〉〈ギ〉〈グ〉〈ゴ〉〈ボ〉〈ホ〉なし。

表 8、第三期最後 明治 12 年 11 月 30 日 (1131 号)

	本行	ルビ
現行無	ゆ	すずゆ
異体	ウウ ^ゝ あおををなハバ	あを
同字母	也	也

※本行〈エ〉〈ゲ〉〈ゴ〉〈ヂ〉〈ホ〉なし。

表 9、第四期最初 明治 12 年 12 月 2 日 (1132 号)

	本行	ルビ
現行無	ゆ	すずゆ
異体	ウウ ^ゝ あおををなハバ	あを
同字母	也	也

※本行〈ネ〉〈ボ〉なし。

表 10、第四期最後 明治 13 年 6 月 30 日 (1303 号)

	本行	ルビ
現行無	に	すずゆ
異体	ウウ ^ゝ あおをを なハバえ	あを
同字母	ろ 也	也

※本行〈グ〉〈ヂ〉〈ブ〉〈ホ〉〈ボ〉なし。

表 11、第五期最初 明治 13 年 7 月 1 日 (1304 号)

	本行	ルビ
現行無	に ゆ	ずゆ
異体	ウウ ^ゝ あおををなハバ	あを
同字母	也	也

※本行〈グ〉〈ゼ〉〈ヂ〉〈ビ〉〈ブ〉〈ワ〉なし。

表 12、第五期最後 明治 13 年 10 月 29 日 (1400 号)

		ルビ
現行無	え	ず ゆ
異体	ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ	ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ
同字母	ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ	ㄱㄱ ^ㄱ ㄱㄱ ^ㄱ

※本行〈ギ〉〈グ〉〈ゲ〉〈ゴ〉〈ヂ〉〈ボ〉〈ロ〉〈ワ〉〈ヰ〉なし。

2-3. 時期区分と仮名字体の使用の変化についての考察

書籍に比べるとやや本文が短いために、一部その平仮名そのものが一度も使用されな
いということもあったが、以上のような結果となった。

第一期の最初から第二期の最後までは、ほぼ同じような仮名字体が用いられる。〈カ〉
〈シ〉〈ス〉〈ニ〉〈ハ〉の仮名に異体の使用が確認された。草双紙においてはこれに加え
〈夕〉に異体が用いられることが多く、平均的な草双紙よりも、少し異体の使用が少な
いように思われた。本行の〈ソ〉においては「ろ」「ろ」が、ルビの〈ユ〉においては「ゆ」
が使用され、字母は同じでも現行の字体そのものは用いられないようであった。〈エ〉に
ついては平仮名そのものが見られない場合もあるが、どちらかといえば「ゑ」を用いる
傾向にあるようであった。なおこの〈エ〉に関しては、現行の字体との近似性が指摘さ
れている²⁾「平仮名書いろは歌」においても、異体仮名の「ゑ」であったことが指摘さ
れており³⁾、初期の段階ではそれを参考に「ゑ」が用いられた可能性が考えられる。ル
ビにおいては現行の字体「す」「ず」が用いられず、「す」「ず」が用いられる。ただこれ
は第一期、第二期に限ったことではなく、これ以降もルビの〈ス〉〈ズ〉は「す」「ず」
である。このような使用は前章で取り上げた明治 20 年代の近代小説にも見られた。

第三期の最初になると、使用される仮名字体は著しく減少している。300 号では本行
において「ろ」しか異体仮名が用いられていない。むしろルビの方に異体仮名が用いら
れる。『仮名読新聞』という題名では最後になる 311 号においても同様に本行における
異体仮名の使用は見られず、「ろ」「ろ」のみである。さらに本行においては、同字母異
字体「ろ」も用いられるが、今まで用いられていなかった「そ」「ぞ」も用いられており、
より現行の字体へと近付いている。ルビも含み、ほぼ一つの平仮名に対して一つの字体
という対応になっている。ここまで字体が整理された状態は、文学作品においては、明
治 20 年代後半以降の近代小説にならないと見られなかった。特に助詞『に』『は』『ば』
にはかなり遅い時期まで「に」「は」「は」「は」といった異体仮名を用いることが多く、
同時期の草双紙において、助詞に現行の字体「に」「は」「ば」のみを用いるものは、調
査した範囲では存在しなかった。『仮名読新聞』においては、何故ここまで字体が統一さ
れていたのだろうか。

さて題名が『かなよみ』に変更された 312 号になると再び異体仮名が用いられるよう

になり、〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ノ〉〈ハ〉〈ミ〉〈リ〉〈レ〉と、多くの仮名において異体が見られるようになる。第一期、第二期よりもむしろ異体の使用される仮名が増えているのである。「れ」は助詞『の』に使用されることが多い字体であるが、「く」「き」のように、あまり仮名文字遣いとの関連が見出せない字体についても、使用されていた。ルビについてはあまり違いがないように見えるが、現行の字体と併用されており、その分の字体数が増えている。本行、ルビともに、これまでで最も使用される仮名字体数が多くなっていったようであった。

だが第三期の最後になると、そのような多様な仮名の使用は見られず、〈カ〉〈ス〉〈ニ〉〈ハ〉といったように、限られた仮名にしか異体が用いられていない。このような異体仮名の使用は、第一期、第二期の使用に近い。ただ本行において、同字母異字体の「わ」「ろ」が用いられず、現行の字体が用いられるという違いがあった。またルビについてもこれまで使用され続けてきた「と」「ど」が見られなくなっている。第四期の最初は第三期の最後と使用される仮名字体が一致する。このような字体の使用は第四期を通じて行われるようであり、第四期の最後も「え」が使用されるといったような違いはあるものの、ほぼ同じような使用状況である。

第五期の最初も大きな変化はなく、第三期最後の使用状況とほぼ一致している。ただこのような使用が最後まで続く訳ではなく、第五期の最後では多様な仮名の使用が見られる。第五期の途中で、何かまた変化があったものと考えられる。第五期の最後では、それまで使用が確認されなかった異体仮名や同字母異字体がいくつか見られた。本行における「れ」「べ」「わ」「ろ」「を」、ルビにおける「わ」「む」「む」などがそれである。

以上第一期から第五期まで、時期ごとに仮名字体の使用状況を見てきたが、やはり 300号から 311号までの使用字体の少なさが目立つようである。ここで注目されるのは、12号だけという非常に短い期間のみ、このような使用がなされているということである。第二期から第三期は横浜から東京へと移転した時期であり、当然紙面を印刷する場所も変わったものと思われる。移転直後はまだ活字が揃っておらず、そのために使用する仮名字体が大幅に制限された可能性は考えられないだろうか。あるいは仮名文字遣いにまで配慮して植字をする時間的な余裕がなかったのかもしれない。いずれにせよ、何か外的な要因によって使用字体が制限されたものと思われる。そのような場合、現行の字体に近くなることは偶然ではなく、平仮名の活字を必要最小限用意した場合の字体が「平仮名書いろは歌」で用いられる字体であった故ではないかと思われる。当然のことだが、仮名文字遣いを無視すれば、一つの平仮名に対して一つの字体の活字を用意すれば、それで十分である。その少なくとも一つは用意されている字体が「平仮名書いろは歌」の字体であったであろうことは、当時の活字見本から推定できる。当時の活字見本の平仮名の項には、いろは順に平仮名を列挙し、そこには異体仮名も載っているが、問題はその順番である。ほとんどの平仮名が、まず現行の字体を載せ、その後に異体仮名を載せ

ているのである。また現行の字体とほぼ一致する字体を「平仮名」とし、それ以外を「万葉仮名」として明確に区別する場合もある⁽⁴⁾。これは活字見本を作成する上で便宜上分類しただけのことかもしれないが、活字製作の段階で基本となる字体が定められ、それが活字の使用の段階にも影響を及ぼした可能性もある。

2-4. 時期区分にかかわらない仮名字体の使用の変化についての考察

2-4-1. 第三期における変化

この第二期から第三期のように仮名字体の使用の変化と重なる場合もあるが、必ずしもこの時期区分と仮名字体の変遷はリンクしている訳ではない。第三期は長期にわたっていることもあり、期間内に何度か変化が見られる。312号と1131号の間を調査した結果、まず464号と465号の間で決定的な変化が起こったことが確認された。表13、14がその2号の仮名字体の調査結果である。

表13、明治10年9月8日（464号）

	本行	ルビ
現行無		すずゆ
異体	あおとをぞとぞふなれハバくじき	ぞぞ
同字母		ゆ

※本行〈ワ〉〈ボ〉なし。

表14、明治10年9月9日（465号）

		ルビ
現行無	そぞ	すずゆ
異体	う りハえ	ぞぞ
同字母	れ うず	ゆ

※本行〈ヂ〉〈ワ〉なし。

464号までは、312号からの仮名字体の使用が続いたものと思われる。それが465号になると、仮名字体数が大幅に減少するという変化が起こっている。この464号と465号の間には、印刷所の移転といったような、大きな外的変化は起こっていない。変化の要因として考えられるのが、印刷上のトラブルに見舞われたということである。465号には、464号において印刷上のトラブルがあり、出荷が遅れたことを詫げる記事が掲載されている。そこで印刷の体制を見直した結果、仮名字体にも変化が起きたのではないかと考えられるのである。

この 465 号における仮名字体は第三期最後の 1131 号とも異なり、これ以降にまた変化が起こったことも考えられる。ただこの 464 号と 465 号間のような決定的な変化は見られず、これ以降は段階的に変化していくようであった。いくつかサンプルとなる号を挙げて、どのような変化が起こっていったのかを追っていきたい。まずは基準として、第三期のちょうど中間にあたる 716 号を調査した結果を表 15 に示す。

表 15、第三期中間 明治 11 年 7 月 13 日 (716 号)

	本行	ルビ
現行無	が に	すずゆ
異体	ウウ ^ウ ㇿ ^ㇿ ㇿ ^ㇿ ㇿ ^ㇿ ハヒ	ㇿ ^ㇿ
同字母	う ㇿ ㇿ	ㇿ

※本行〈ヂ〉〈ボ〉〈ワ〉なし。ルビ〈ゼ〉なし

465 号に比べて使用される異体仮名が増えていることが分かる。また 1131 号とは使用される仮名字体の内容が異なる。そこでさらに 465 号と 716 号の間での変化、716 号と 1131 号の間での変化について詳しく見ていく。

465 号以降は徐々に使用される字体が増加していくようだが、まず初めに使われ始めるのが、「ㇿ」「ㇿ」である。この字体は 480 号辺りから使用されたりされなかったりするようになり、次第に使用が定着するようであった。500 号前後で安定して使用されるようになり、716 号でも使用が確認される。表 16 は 500 号における仮名字体の使用状況である。

表 16、明治 10 年 10 月 23 日 (500 号)

	本行	ルビ
現行無		すずゆ
異体	ウ ^ウ ㇿ ^ㇿ ㇿ ^ㇿ ハヒ	ㇿ ^ㇿ
同字母	ㇿ	ㇿ

※本行〈グ〉〈ヂ〉〈ブ〉〈ワ〉〈ヰ〉なし。

716 号以前と 1131 号の使用字体を比べてみると、「ㇿ」「ㇿ」が使用されているかどうかという違いが見受けられる。1131 号以降を見ても、この「ㇿ」「ㇿ」は使われており、この字体の使用が一つのポイントとなるようであった。そこでどの辺りからこの字体が使用されているのかを調査した結果、1000 号から 1100 号の間において、次第に「ㇿ」「ㇿ」の使用が定着するということが分かった。表 17、18 は 1000 号と 1100 号にお

る仮名字体の使用状況である。

表 17、明治 12 年 6 月 25 日（1000 号）

	本行	ルビ
現行無		すずゆ
異体	ウウ ^ろ ああきき 2 ふハそむ	きき
同字母	うう ㇿ	ㇿ

※本行〈ボ〉なし

表 18、明治 12 年 10 月 24 日（1100 号）

	本行	ルビ
現行無	ゆ	すずゆ
異体	ウウ ^ろ ああきき 2 ハバそむ	きき
同字母	ㇿ	ㇿ

※本行〈ゾ〉〈ヂ〉〈ヅ〉なし

465 号と比べると、使用される字体数は増えているが、単純に増加し続けた訳ではない。「そ」「む」など、第三期の最後には使われなくなる字体も存在する。そのような増減を繰り返した結果、第三期の終わり頃にある程度使用される仮名字体は安定し、それが第四期を経て、第五期まで続くようであった。第五期の最後になると、また使用される字体が一変するようであるが、どこでその変化が起きたのか。次に検証する。

2-4-2. 第五期内における変化

第五期の最初（1304 号）と最後（1400 号）では、明らかに使用される仮名字体が異なる。どこで決定的な変化が起こったのか、あるいは第三期のような段階的な変化であるのか。まずは第五期の中間に当たる 1352 号を調査する（表 19）。

表 19、第五期中間 明治 13 年 8 月 26 日（1352 号）

	本行	ルビ
現行無	ゆ	すずゆ
異体	ウウ ^ろ ああきき 2 ふハバ	きき
同字母	ㇿ	ㇿ

※本行〈ゴ〉〈ヂ〉〈ブ〉〈ボ〉〈ワ〉なし。ルビ〈ゼ〉なし。

第五期最初（表 11）と比べてみると、ほぼ使用される仮名字体は一致する。中間地点

においてはまだ変化は起こっていないようである。さらに中間から最後の間を見通したところ、最後まで大きな変化は見られなかった。表 20 に示すのは、第五期最後となる 1400 号直前の 1399 号における仮名字体である。

表 20、明治 13 年 10 月 28 日 (1399 号)

	本行	ルビ
現行無	ゆ	すずゆ
異体	ㄅㄅ、あゐゑおゑゑ ㄅㄅハバヒ	ゑゑ
同字母	うㄅ ㄅ	ㄅ

※本行〈ギ〉〈ゲ〉〈ゼ〉〈ボ〉〈ワ〉なし

1399 号においては、異体仮名「ㄅ」「ゑ」「ゑ」や同字母異字体「う」「ㄅ」などの使用が見られるが、大きな変化はまだ見られない。1399 号から 1400 号にかけて劇的に変化しているのである。1400 号は結果として最終号となったが、新聞社側にはそのつもりはなかったのかもしれない。1400 号は、それまで漢字平仮名交じりで書かれていた「官令（おふれ）」が、漢字片仮名交じりになるなど、紙面が一部刷新されているのである。それに伴い、使用される仮名字体も見直されたということも考えられる。第五期になると、魯文一派の総退陣もあってか、仮名読新聞の内容は、それまでと比べてやや真面目なものとなっている。大新聞のような知識人向けの新聞を目指し、紙面も大新聞に近づけようとしたのではないだろうか。その一環として、知的な印象を与えるために、官令を漢字片仮名交じりにしたり、多種多様な異体仮名を使用したりしたのではないかとと思われる。だが結局は大新聞に近づけようとしたことで、仮名読新聞は個性を失い、廃刊に追い込まれたのかもしれない。

3、仮名文字遣いについて

3-1. 調査方法について

「2、仮名字体について」において仮名字体についてみてきたところ、号によって程度の差はあるものの、仮名読新聞において異体仮名が使用されていることが確認された。そこでそれらの異体仮名に使い分け、いわゆる仮名文字遣いが存在するかどうかについて調査を行う。仮名字体の調査において、号と号の間で使用される字体が突然変わることがあったが、それを基準にして、まずは以下のように時期区分をすることにする。同じような仮名字体を使用している時、仮名文字遣いにも共通性が見出せるかどうか調査するためである。

I期 1号～299号

横浜で発行。〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈ニ〉〈ハ〉など、草双紙の平均的使用に近い。

II期 300号～311号

東京へ移転した最初期。ほとんど異体仮名が用いられていないのが特徴。

III期 312号～464号

題名が『かなよみ』に改められる。再び使用される異体仮名は増加し、I期よりもむしろ多くなっている。

IV期 465号～1399号

465号で突然の激減。その後徐々に字体数は増え、I期程度の字体数で安定。

V期 1400号

紙面が刷新され、使用される異体仮名も変化する。それまで見られなかった「𑖀」が使用され、同字母異字体の使用も目立つ。

仮名字体の使用の変化が明確に表れる点を基準としたため、IV期がかなり長くなってしまったり、V期が一号だけになってしまったりしたが、この時期区分をもとに、調査を行いたい。各期の最初と最後の号における仮名字体について調査を行い、仮名文字遣いが行われていたか、行われていたとしたら、各期にどのような特徴があるのかを検証する。

調査範囲は仮名字体と同様に、広告等を除いた本文全文である。ルビについては二字以上使用される場合があまりなく、仮名文字遣いの意識がほとんど見受けられなかったため、今回は調査対象としなかった。また同字母異字体については、異体仮名と併用されているものについてのみ、調査を行った。異体仮名が使用される本行の平仮名について、その出現位置から、文節頭、文節中末、準語頭（接頭辞の付いた語頭、複合語の後要素等）に分類し集計した。ただし助詞や助動詞に用いられる仮名については、そこに使い分けが生じることもあるので、それは文節中末には含めずに、別に分類している。それについてはその都度補足することとする。なお用例については「 」で示し、その後ろの（ ）内に、面一段一行の順で出現位置を示す。以下各期ごとに字体の使用状況について見ていきたい。

3-2. 調査結果

3-2-1. I期（1号～299号）

1号と299号では、〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈ニ〉〈ハ〉の仮名に異体仮名が用いられるという点で共通している。それではそれらの仮名において仮名文字遣いは行われていたのだろうか。それぞれの仮名について、1号と299号を比較しながらみていきたい（表21～30）。

3-2-1-1. 〈カ〉

表 21、1 号 〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	8	37	0	X
あ	4	6	0	
ウ	0	13	0	
が	0	12	0	55

表 22、299 号 〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	0	5	0	X
あ	0	3	0	
ウ	3	22	0	
が	0	1	0	13
ウ ^ゝ	0	0	0	34

〈カ〉については助詞『が』に使い分けが生じることがあるので、分類をした（表 21、22）。ただし 1 号においては「が」のみしか用いられていないので、使い分けは存在しない。一方 299 号においては助詞『が』には「ウ^ゝ」を用いる傾向があるようであった。1 号においては「か」「が」が主として用いられ、文節頭、文節中末、助詞『が』とどの位置にでも用いられる。「ウ」は文節中末にしか用いられず、「あ」は文節頭にも用いられるが、用例は少ない。ただ数少ない文節頭の用例にあえて「あ」が用いられていることから、「あ」と「ウ」の間で、「上（文節頭）—下（文節中末）」の対応「あ—ウ」となっていた可能性はある。一方 299 号においては「ウ」「ウ^ゝ」が主として用いられ、助詞『が』も「ウ^ゝ」が多く用いられている。「が」も用いられるが、1 号のように独占状態ではない。正体⁽⁵⁾ということ考えた時、1 号では現行の字体と同じ「か」「が」であったものが、時代を下った 299 号においては逆に近世に多く用いられた「ウ」「ウ^ゝ」になっているのである。

3-2-1-2. 〈シ〉

表 23、1 号 〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形
し	0	50	0	17
と	3	5	0	4
じ	1	5	0	0

表 24、299 号 〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形
し	0	65	0	22
と	2	0	0	0
じ	4	5	0	0

〈シ〉については、サ変動詞の連用形に用いられる場合に、使い分けが生じることがあるので、別に分類をした(表 23、24)。「と」は文節頭に用いられる意識が強いようで、1号、299号ともに文節頭における使用が確認された。ただ「と」の使用は認められず、濁音の場合には「じ」が用いられていた。

3-2-1-3. 〈ス〉

表 25、1 号 〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『です』『ます』	助動詞『ず』	サ変動詞終止形連体形
す	3	9	0	23	X	9
そ	0	1	0	0		0
ず	0	0	0	X	5	0

表 26、299 号 〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『です』『ます』	助動詞『ず』	サ変動詞終止形連体形
す	0	7	0	2	X	7
そ	0	1	0	0		0
ず	1	0	0	X	14	0

〈ス〉は使い分けが不明なこともあるが、助動詞『です』『ます』、打消の助動詞『ず』、

サ変動詞の終止形および連体形において、使い分けが見られることもあるので、このように細かな分類となっている（表 25、26）。ただ 1 号、299 号については、ともに本行における「々」の使用は文節中末の 1 例のみである。ルビにおいては全て「々」「ぢ」が用いられているのとは対照的である。

3-2-1-4. 〈二〉

表 27、1 号 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	0	0	81
々	0	0	0	10
ぢ	0	0	0	8

表 28、299 号 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	0	0	82
々	0	0	0	17
ぢ	0	0	0	55

〈二〉については連用修飾語中の助詞、または助詞相当の『に』に使い分けが見られることが多いので、分類をした（表 27、28）。それらには正確に言えば副詞の一部であり、助詞相当の部分分割できないものも含まれるが、便宜上助詞『に』と総称することとする。ただこのように分類しても、漢字仮名まじりの文章においては、仮名の部分にそれ以外の用例が見られないこともある。1 号、299 号に関しても、本行における助詞『に』以外の〈二〉の使用は見られず、全て助詞『に』における使用となっている。1 号では 8 割がた「に」で占められており、「々」「ぢ」の使用は少ない。299 号では、「ぢ」の使用が増加しており、「々」「ぢ」を合わせれば「に」と同程度使用されていることとなる。近世においては助詞『に』には「々」「ぢ」が用いられることが多く、〈カ〉と同様に、むしろ近世の使用状況に近づいているのである。

3-2-1-5. 〈ハ〉

表 29、1 号 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』
は	2	5	1	5	X
ハ	0	2	0	66	
と	0	2	1	2	
ば	0	6	0	X	0
バ	0	1	0		4

※表には含めていないが半濁音の用例が 1 例あり。

表 30、299 号 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』
は	0	0	0	2	X
ハ	0	2	0	103	
と	1	3	0	4	
ば	0	2	0	X	4
バ	0	1	0		4

〈ハ〉については、助詞『は』『ば』に使い分けが見られることが非常に多いので、このような分類となっている（表 29、30）。1 号、299 号ともに、助詞『は』には「ハ」を用いる傾向にある。助詞『ば』については、1 号では「バ」のみ用いられるが、299 号では「バ」と「ば」が同数用いられていた。1 号においては、助詞以外には主に「は」が用いられており、「は」の汎用性が高くなっている。一方の 299 号では、助詞以外には「と」が用いられることが多いようである。近世においては、助詞とそれ以外では「ハ」と「と」の対応になっていることが多く、それを意識したものであろうか。

3-2-1-6. I 期まとめ

以上、I 期についてみてきたが、各々の字体はランダムに配されている訳ではなく、ある程度は使い分けられていた。仮名文字遣いの意識はあったものと思われる。ただ同じ字体が用いられていても、1 号と 299 号では使用する基準が異なることもあり、常に一定の仮名文字遣いを行っていた訳ではないようである。

3-2-2. II 期（300 号～311 号）

II 期になると、I 期よりも異体仮名の使用が減り、ほぼ用いられないという状況にな

る。当然仮名文字遣いにも変化がもたらされることになるものと思われるが、実態はどうであったか。I期と比較しつつ検証する。

3-2-2-1. 〈カ〉

表 31、300 号 〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	1	5	1	X
ㇿ	2	37※1	1	
が	0	4	0	33

※1、助詞『が』に「ㇿ」を誤植したと思われるもの 1 例。

表 32、311 号 〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	1	7	0	X
ㇿ	4	33	2	
が	0	3	0	24

300 号では唯一この〈カ〉にのみ異体が存在する。「か」と比べて「ㇿ」の方が、汎用性が高く、使用回数も多い（表 31）。ただし助詞『が』については全て「が」である。311 号においても同様の傾向が見られた（表 32）。助詞とそれ以外で使い分けているものと思われるが、このように「ㇿ」と「か」「が」がかなりはっきりと役割を分担しているパターンは I 期には見られなかった。なおこれは「か」「が」を文節頭に用い、「ㇿ」「ㇿ」をそれ以外（助詞『が』含む）に用いることが多い近世の使い分けからすると、特異な使い分けと言えよう。

3-2-2-2. 〈シ〉

表 33、311 号 〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形
し	1	78	0	17
𑖓	1	0	0	1
じ	0	2	0	1

300 号では〈シ〉に異体が存在せず、311 号のみになるが、やはり「𑖓」は文節頭に用いられるようである（表 33）。もう 1 例はサ変動詞連用形であり、純粋な文節中末に

は使用されていない。Ⅰ期と同様に、「ㄥ」は「上一下」でいうところの「上」に用いる意識があったものと考えられる。このような〈シ〉の使い分けは近世においても広く行われており、そのために異体仮名の使用が極端に少なくなり、ほぼ現行の字体に近くなったⅡ期においても、311号では意識的に「ㄥ」が用いられたものと考えられる。

3-2-2-3.Ⅱ期まとめ

Ⅰ期では〈カ〉〈シ〉の他に、〈ス〉〈ニ〉〈ハ〉に異体仮名の使用が確認されたが、300号、311号ともに、それらに異体はみられず、当然それらの仮名には仮名文字遣いが存在しない。文学作品においては、明治20年代のものでも〈ニ〉〈ハ〉の助詞には「𠂔」「𠂕」「ハ」「バ」を用いる場合が多く、明治10年という早い段階において、それらの字体が使用されないというのは、新聞ならではの現象であろうか。ただこのⅡ期は非常に短く、Ⅲ期ではⅠ期よりも多様な異体仮名が使用される。仮名読新聞の歴史の中でもこのⅡ期は、特異な存在だったのかもしれない。前述のようにこの時期は東京に移転してきたばかりの頃であり、まだ印刷の体制も整っていなかったものと思われる。異体仮名を用いない方が容易に印刷できたのであろうが、それをそのまま続けなかったのは、やはりまだこの当時は異体仮名を用いる方が一般的であるという意識が強かったからではないだろうか。それが次第に印刷の合理性を重視するようになり、その意識も薄れていき、字体は統一されていったものと思われる。草双紙に先行して『仮名読新聞』でほぼ字体が統一されているものがみられたのは、新聞では組版に速さが求められ、かつ文学作品よりも一度の印刷に必要な文字数が少なく、一つの字体のみで紙面全体をまかなうことができたからであると考えられる。

3-2-3.Ⅲ期 (312号～464号)

Ⅱ期ではほとんど異体仮名がもちいられていなかったのに対して、Ⅲ期では多様な異体仮名の使用が確認された。それまでには見られなかった字体が使用されているが、仮名文字遣いは行われているのか。またこれまでと同じ字体も使用されているが、その場合仮名文字遣いの方針は一致しているのか。検証を試みる。

3-2-3-1.〈カ〉

表 34、312号〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	6	41	2	X
ゐ	0	4	0	
が	0	1	0	82

表 35、464 号〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	3	35	1	X
ゐ	0	10	1	
が	0	5	0	70
ゐ	0	0	0	1

312 号、464 号ともに「ウ」「ウゝ」は使用されず、「か」「が」「ゐ」「ゐ」の使い分けとなっている（表 34、35）。なお 312 号では「ゐ」も使用されていない。312 号においては、ほぼ「か」「が」が用いられ、「ゐ」は文節中末の 4 例しか存在しない。464 号においては若干使用される割合が増え、「ゐ」の使用も認められるが、やはりほとんどが「か」「が」で占められている。「か」「が」を正体として用いる意識が強く、仮名文字遣いの意識はあまりなかったようである。

3-2-3-2. 〈シ〉

312 号では「ぢ」が用いられるが、文節中末における使用であった（表 36）。「ぢ」の使用例もまた文節中末であるが、これは「きぢや（記者）」という語における使用であった。語中であっても、漢字に変換した時の漢字音の一音目にこの「ぢ」が用いられる例が近世にもあるので、これは使い分けの意識があったものと言えなくもない。一方 464 号における「ぢ」の使用例は文節頭のみで、使い分けの意識が見受けられる（表 37）。

表 36、312 号〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形
し	0	71※1	1	16
ぢ	0	1※2	0	1
じ	0	2	0	2
ぢ	0	1	0	0

※1、「地（ぢ）しん」（3-3-12）1 例。 ※2、「きぢや（記者）」（4-1-24）1 例。

表 37、464 号〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形
し	3	98	0	23
ぢ	3	0	0	0
じ	3	3	0	0

3-2-3-3. 〈ス〉

表 38、312 号 〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『で す』『ます』	助動詞『ず』	サ変動詞終 止形連体形
す	0	6	0	6※1	X	8
そ	0	2	0	2※2		5
ず	0	1	0	X	9	1
ぞ	0	0	0		3	0

※1、「やす」(2-3-15)1例。

※2、「げそ」(4-1-1)1例。これらについては助動詞『です』『ます』と性質が近いのでここに分類した。

表 39、464 号 〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『で す』『ます』	助動詞『ず』	サ変動詞終 止形連体形
す	0	6	0	5	X	12
そ	0	1	0	2		6
ず	0	2	0	X	6	1
ぞ	0	0	0		5	1

312号、464号ともに、〈ス〉に関してはあまり使い分けの意識が見受けられなかった(表38、39)。ただどちらかといえば「す」「ず」の方を用いるようであり、汎用性は高いようであるが、正体として用いていたとまでは断言できない。

3-2-3-4. 〈タ〉

表 40、312 号 〈タ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『た』	助動詞『だ』
た	0	6	0	53	X
と	0	1	0	1	
だ	0	1※1	0	X	9
ど	0	2	0		10

※1、副詞「飛(と)んだ」(3-1-13)1例。

表 41、464 号 〈夕〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『た』	助動詞『だ』
た	4	22	0	54	X
と	0	1	0	8	
だ	0	5	1	X	17
ど	0	0	1		5

※表には含んでいないが、助動詞『だ』に「た」を誤植したと思われるもの 1 例。

〈夕〉については、助動詞の『た』『だ』を使い分けることが、明治の文学作品において見られたので、分類をした（表 40、41）。「と」「ど」の使用回数自体が少ない中、312 号、464 号ともに助動詞『た』『だ』での使用が確認されることから、何らかの使い分けの意図はあったのかもしれない。また 464 号では文節頭の全ての用例が「た」で占められており、「た—と」で「上—下」に対応する近世に見られる使い分けを意識したものかもしれない。ただ近世においては、「と」「ど」が「上」に用いられることはあっても、「た」「だ」が「下」に用いられることは少ない。そのため「た」「だ」の使用回数は「と」「ど」よりも少なくなるのだが、ここでは汎用的に用いられており、「た」「だ」の方が多く使用されている。「と」「ど」を使用してはいるものの、「た」「だ」を正体とする意識が強かったものと思われる。

3-2-3-5. 〈二〉

表 42、312 号 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	1	0	118
ふ	0	0	0	8
ぬ	0	0	0	12

表 43、464 号 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	0	0	130
ふ	0	0	0	14
ぬ	0	0	0	30

やはり助詞に使用が集中するが、312 号では文節中末の用例も 1 例見られた（表 42、43）。I 期と同様に、助詞『に』における使用は、「に」が「ふ」「ぬ」を上回る。II 期

のように、全ての助詞『に』に「に」を使用することも可能であったが、近世からの慣習で「**に**」「**に**」をあえて使用したものと考えられる。

3-2-3-6. 〈ノ〉

表 44、312 号 〈ノ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『の』
の	0	10	0	203
れ	0	0	0	6

表 45、464 号 〈ノ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『の』
の	0	18	0	239
れ	0	1	0	8

〈ノ〉については助詞『の』を使い分ける場合があるので分類した（表 44、45）。ほとんどの使用例が「の」で占められ、助詞『の』も大半が「の」である。ただし 312 号、464 号ともに「れ」は助詞『の』として用いられ、それ以外の使用は 464 号の文節中末の 1 例のみである。やはり意識的に用いたものと思われる。

3-2-3-7. 〈ハ〉

表 46、312 号 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』
は	1	6	0	33	X
ハ	0	1	0	67	
ば	1	5	0	X	9
バ	0	0	0		4

表 47、464 号 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』
は	1	8	0	2	X
ハ	0	1	0	129	
ば	0	3	0	X	3
バ	0	0	0		13

312号、464号ともに助詞『は』には「ハ」が用いられる（表46、47）。464号ではI期と同様に助詞『は』には「は」がほとんど用いられていないが、312号では「は」も用いられ、助詞『は』の用例の三分の一を占める。助詞『ば』に関しては、312号では「ば」の使用が「バ」を上回り、464号ではそれが逆転している。このように312号で助詞に「は」が使用されるのは、前号まで「は」のみが用いられていた名残であろうか。助詞以外に関しては、312号、464号ともに「は」「ば」が用いられ、助詞とそれ以外で使い分ける意識が見受けられた。

3-2-3-8. 〈ミ〉

表48、312号〈ミ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
み	1	6	1※1
ゝ	0	2	0

※1、「行（いつ）てみる」（4-1-3）。

表49、464号〈ミ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
み	0	4	0
ゝ	0	5	1※1

※1、人名「おゝね」（3-3-23）

312号では「み」の方が用例数も多く、汎用性もあるようだが、464号では逆に「ゝ」の使用が多くなっている（表48、49）。ただし〈ミ〉という仮名自体の本文における使用回数が少なく、意図的に使い分けられていたのではないものと思われる。

3-2-3-9. 〈リ〉〈レ〉

ラ行音であることもあり、本文において文節頭に用いられるものはなかった（表50～53）。文節中末における使用頻度をみると、現行の字体「り」「れ」が312号、464号ともに圧倒的に多く用いられていることが分かる。使い分けの意図も見受けられず、「ㇿ」「ㇾ」は数回用いられているだけであった。

表 50、312号〈リ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
り	0	86	0
ㇿ	0	2	0

表 51、464号〈リ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
り	0	90	0
ㇿ	0	2	0

表 52、312号〈レ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
れ	0	31	0
ㇾ	0	2	0

表 53、464号〈レ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
れ	0	48	0
ㇾ	0	6	0

3-2-3-10.Ⅲ期まとめ

以上Ⅲ期で用いられていた多様な異体仮名についてそれぞれみてきたが、〈ミ〉〈リ〉〈レ〉のように、仮名文字遣いを意図せずに異体仮名を用いているものも存在した。Ⅱ期のように異体仮名もほとんど使用せずに、活字を組むことも可能である中、何故あえて仮名文字遣いにも関係しない異体仮名を用いるのであろうか。かつて近世においては、草双紙のような大衆向けのジャンルにおいては使用される仮名字体数が少なく、読本のような比較的知識層向けのジャンルにおいては使用される仮名字体数が多いということがあった。読者に合わせて、使用する仮名字体の難易を決めていた節があるのである。『仮名読新聞』においては、312号からタイトルが「かなよみ」に改められているが、そのリニューアルに伴い、新たな読者層を想定したのかもしれない。これまでに比べて仮名字体数が増えたとはいえ、Ⅲ期に用いられる字体であれば、草双紙を読める程度の力があれば、十分に読むことができる。むしろ今までの簡単過ぎたくらいである。簡単過ぎる字体の使用は、逆に稚拙なイメージを与えかねない。今回のリニューアルにおいて、そのイメージを払拭し、より幅広い読者層を獲得しようと試みたのかもしれない。

そこまで意図していなかったかもしれないが、タイトルが変更されたと同時に、使用される仮名字体にも変化が起こったことは偶然ではないだろう。

3-2-4. IV期 (465号～1399号)

IV期はその期間中に小さな変化が何回も起こっている。しかし明確な境界はなく、何号から何号までがどの段階にあたるのかを区切ることは難しい。それ故に他の時期と同様に、最初と最後の号についてのみ調査を行うことを考えたが、やはり途中の段階も看過できない。そこで参考として最初と最後に加えて、途中の1132号についても調査を行うこととした。1132号は仮名字体調査の際に用いた時期区分においては、第四期の最初の号にあたる。この第四期における仮名の使用状況は安定しており、第三期の最後や第五期の最初の号から察するに、第四期とその前後を通じて、長期にわたってほぼ同じような仮名字体が用いられていたものと考えられる。IV期の中にこの第四期はまるまる含まれ、その代表として1132号を取り上げることとした。

3-2-4-1. 〈カ〉

465号では「**ウ**」^ウ「**あ**」「**お**」は使用されず、「**か**」「**が**」「**ウ**」の使い分けとなっている(表54)。「**ウ**」^ウが使用されていないので、助詞『**が**』は全て「**が**」となるが、助詞以外では「**か**」と同様に「**ウ**」にも汎用性があり、文節頭、文節中末においては、「**か**」と「**ウ**」が同程度用いられている。III期における「**あ**」よりも、465号の「**ウ**」は汎用的に用いられるのである。一方、1132号、1399号においては、「**可**」を字母とする「**あ**」「**お**」「**ウ**」「**ウ**」^ウはあまり汎用性が高くなく、助詞以外の部分では主として「**か**」「**が**」が用いられるようである(表55、56)。ただ助詞に関しては、「**お**」の使用が目立ち、1399号においては「**お**」が「**が**」の使用回数を上回っている。助詞には極力「**お**」を用いて、それ以外には現行の字体「**か**」「**が**」を用いるという使い分けの意識があったものと思われる。

表54、465号〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『 が 』
か	3	24	1	X
ウ	3	27	1	
が	0	5	0	64

表 55、1132 号 〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	1	23	1	X
ゐ	0	1	0	
う	0	3	0	
が	0	1	0	22
ゐ	0	1	0	16
うゝ	0	0	0	5

表 56、1399 号 〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	1	21	4※1	X
ゐ	0	1※2	0	
う	0	3	0	
が	0	3	1	17
ゐ	0	5	0	26
うゝ	0	0	0	1

※1、人名「おかね」(3-3-27)(3-3-29)(3-3-32)(4-1-3)4 例。

※2、助詞『が』に「ゐ」を誤植したと思われるもの 1 例。

3-2-4-2. 〈シ〉

表 57、1399 号 〈シ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	サ変動詞連用形
し	1	93	0	30
と	3	1	0	1
じ	0	13※1	0	2※2
ど	0	0	0	1※3

※1、清音とすべきところを誤植したと思われるもの 10 例。

※2、清音とすべきところを誤植したと思われるもの 2 例。

※3、清音とすべきところを誤植したと思われるもの 1 例。

465 号、1132 号においては現行の字体しか用いられず、〈シ〉の使い分けは存在しない。『仮名読新聞』の本文は、文学作品などと比べると短く、本行の文節頭に〈シ〉の仮名が用いられないこと自体ある。従来は文節頭に用いられることの多い「と」を用いづ

らい状況にあるのかもしれない。実際に今回調査を行った中にも、文節頭に〈シ〉の仮名自体が用いられていないものもあった。1399号では「ㇿ」が文節中末に用いられる例が1例あるが、その他は「ㇿ」「ㇿ」（実質「ㇿ」としての使用）ともに文節頭またはサ変動詞連用形であった（表57）。やはり「ㇿーし」で「上一下」となることを意識しているようであった。

3-2-4-3. 〈ス〉

表58、1132号〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『で す』『ます』	助動詞『ず』	サ変動詞終 止形連体形
す	0	4	0	1		10
ず	0	0	0		5	0
ㇿ	0	0	0		7	1

表59、1399号〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『で す』『ます』	助動詞『ず』	サ変動詞終 止形連体形
す	1	8※1	0	2		12
ㇿ	0	8※2	0	1		2
ず	0	2	0		4	1
ㇿ	1	3	0		2	3

※1、濁音とすべきところを誤植したと思われるもの2例、そのうち助動詞『ず』とするつもりであったと思われるもの1例。

※2、濁音とすべきところを誤植したと思われるもの3例、そのうち助動詞『ず』とするつもりであったと思われるもの3例。

465号では、Ⅲ期と同様に〈ス〉の使い分けは見られない。このことから、465号における版組みは、暫定的な処置であったのではないかということがうかがえる。ただ〈ニ〉〈ハ〉には使い分けが存在し、その後少しずつ使用される仮名字体を増やしていくので、Ⅲ期ほどイレギュラーな存在ではないものと思われる。1132号において「ㇿ」は用いられず、「す」「ず」「ㇿ」の使い分けとなっている（表58）。「ㇿ」はサ変動詞の1例を除けば全て打消の助動詞『ず』であり、意識して使い分けたのではないかと思われる。1399号においては、それほど顕著ではないものの、「ㇿ」の使用例に打消『ず』であるはずの箇所にも誤用した例が3例もある（表59）。あるいはこれは打消の『ず』には

「ぞ」用いるという意識の表れかもしれない。

3-2-4-4. 〈二〉

表 60、465 号 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	0	0	110
ゝ	0	2	0	51

表 61、1132 号 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	0	0	8
ゝ	0	0	0	158

表 62、1399 号 〈二〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	0	0	26
ふ	0	0	0	3
ゝ	0	0	0	164

465 号においては、Ⅲ期同様に、助詞『に』について「ゝ」よりも「に」の使用回数が増えている（表 60）。それが 1132 号、1399 号では、「ゝ」が「に」を圧倒的に上回り、状況が一変しているのである（表 61、62）。近世においては助詞『は』には「ハ」を用いるように、助詞『に』には「尔」を字母とする「ふ」「ゝ」を用いることが一般的であった。このように今まで「に」が使用されていたものが、「ふ」「ゝ」になることは、次第に「尔」を字母とする字体が見られなくなる文学作品の使用状況の変化に対して、逆コースをたどっているように思われるのである。

3-2-4-5. 〈ハ〉

465 号ではそれまでにはなかった傾向が見られる（表 63）。それは「は」と「ハ」を併用していながら、助詞『は』に「ハ」よりも「は」が多く用いられているということである。「は」しか用いられなかったⅡ期はともかくとして、これまでは助詞『は』といえば「ハ」であった。さらに 465 号では「バ」が用いられず、助詞『ば』は全て「ば」となっている。これも暫定的な処置であるが故であろうか。一方 1132 号、1399 号においては、従来通り助詞『は』には「ハ」が使用され、助詞『ば』には「バ」が使用され

る（表 64、65）。ただ「は」の汎用性はあまり高くないようで、助詞とそれ以外の使い分けが徹底されている訳ではないようである。

表 63、465 号 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』
は	3	5	0	83	X
ハ	0	7	0	49	
も	0	0	0	1	
ば	0	4	0	X	10

※表には含めていないが半濁音の用例が 2 例あり。

表 64、1132 号 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』
は	0	3	0	1	X
ハ	0	3	0	89	
ば	1	0	0	X	9
バ	0	0	0	X	8

表 65、1399 号 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』
は	0	1	1※1	2	X
ハ	3	6※2	0	118	
も	0	4	0	3	
ば	0	2	0	X	7
バ	0	2	0	X	19

※表には含めていないが、片仮名の「ハ」で助詞『は』が 3 例

※1、人名「おはね」(2-3-25)1 例。

※2、濁音とすべきところを誤植したと思われるもの 3 例、そのうち助詞『ば』とするつもりであったと思われるもの 3 例。

3-2-4-6. IV期まとめ

以上IV期についてみてきたが、465号における〈ハ〉の仮名字体の使用状況が特異であったが、1132号では戻っていた。逆に1132号では〈ニ〉の仮名字体の使用状況がこれまでとは異なり、1399号でもそれと同じようになっていたことが確認された。1132

号、1399号は比較的近世における使用状況を反映しているように思われたが、それが1400号になるとどうなるのか見ていきたい。

3-2-5. V期 (1400号)

1400号に休刊の知らせ等はなく、おそらくはこのまま刊行を続ける予定であったものと思われるが、実質これが『仮名読新聞』の最終号となる。そのためV期と区分してはあるが、そこに含まれるのは1400号のみである。ただもし『仮名読新聞』が廃刊にならずに、このまま続いていけば、この1400号のような使用状況がしばらくは続いたものと思われ、そのことに鑑み1号だけでもV期とした。

3-2-5-1. 〈カ〉

表 66、1400号 〈カ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『が』
か	1	10※1	1	X
ゐ	0	9※2	0	
う	0	4※3	0	
が	0	0	0	31
ゐ	0	1	0	13
う	0	0	0	2

※1、濁音とすべきところを誤植したと思われるもの1例、そのうち助詞『が』とするつもりであったと思われるもの1例。

※2、濁音とすべきところを誤植したと思われるもの2例、そのうち助詞『が』とするつもりであったと思われるもの2例。

※3、音とすべきところを誤植したと思われるもの2例、そのうち助詞『が』とするつもりであったと思われるもの1例。

1400号における〈カ〉の使用状況は、1399号に似ている(表66)。1399号よりは割合が少ないものの、助詞『が』にも「ゐ」が用いられている。「ゐ」の文節中末における使用の割合が高くなっているが、「か」の方が文節頭にも用いられ、汎用性は高いようである。I期の最初は現行の字体である「か」「が」が正体として用いられていたようだが、その後は「か」は「ゐ」に取って代わられる。465号では「か」「ゐ」が同じように用いられており、そこから再び「か」が優勢になっていった模様である。

3-2-5-2. 〈ス〉

表 67、1400 号 〈ス〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『で す』『ます』	助動詞『ず』	サ変動詞終 止形連体形
す	0	4	0	1※1	X	16
は	0	2	0	0		1
ず	0	1	0	X	2	0
ば	0	0	0		6	0

※1、「居さんす」(3-1-26)1 例。これについては助動詞『です』『ます』と性質が近いのでここに分類した。

これまでのような「す」「ず」と「は」「ば」の使い分けではなく、「す」「ず」と「は」「ば」の使い分けとなっている(表 67)。文節頭における使用はみられないが、「す」の方が使用回数も多く、サ変動詞にも用いられている。「ば」は打消の助動詞『ず』のみに用いられ、使い分けの意識があったものと思われる。全期を通して考えると、〈ス〉は使い分けがはっきりしないことが多かった。どちらかと言えば「す」「ず」の字体が多く用いられていたようであるが、正体として用いたといえるほど他の字体との使用回数の差はなく、ルビにはほぼ一貫して「は」「ば」が用いられていた。現行の字体「す」「ず」は、まだ正体として固定されていなかったように思われる。

3-2-5-3. 〈タ〉

表 68、1400 号 〈タ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助動詞『た』	助動詞『だ』
た	2	32	1	14	X
と	0	1	0	0	
だ	0	2	0	X	8

今回調査した範囲では、1400 号以外での「と」の使用はⅢ期にしか認められなかった。近世においては「と」の方が優勢であり、「た」が明治の早い時期に正体としてほぼ定着しているのは、活字媒体であるということが大きいものと思われる。1400 号では清音の「と」のみが用いられるが、文節中末の用例が 1 例のみである(表 68)。Ⅲ期とは異なり、使い分けの意識は見受けられなかった。

3-2-5-4. 〈ニ〉

表 69、1400 号 〈ニ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『に』
に	0	0	0	116
𑖅	0	0	0	30

IV期の後半、1132号、1399号においては「𑖅」が「に」を上回り、近世における使用状況に近くなっていたが、1400号では再び逆転している。助詞『に』の使用回数において、「に」が「𑖅」をはるかに上回っているのである（表 69）。「に」が正体であるという意識が強く働いたものであろうか。

3-2-5-5. 〈ノ〉

基本的に同字母異字体については、仮名文字遣いの調査を行っていなかったが、「𑖅」については「れ」と併用されていたので、あわせて集計した（表 70）。やはりⅢ期と同様に、「れ」は助詞『の』にしか用いられていなかった。それは「𑖅」も同様であった。この辺りには使い分けの意識があったものと思われる。わざわざ「𑖅」まで用いるのは、3-2-3-10で触れたように、新たな読者層を意識してのことであろうか。1400号には「𑖅」の外にも「𑖆」「𑖇」「𑖈」といった今まで見られなかった同字母異字体も用いられているのである。

表 70、1400 号 〈ノ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『の』
の	0	8	0	174
れ	0	0	0	10
𑖅	0	0	0	3

3-2-5-6. 〈ハ〉

表 71、1400 号 〈ハ〉

	文節頭	文節中末	準語頭	助詞『は』	助詞『ば』
は	0	7	0	0	X
ハ	0	0	0	90	
ば	0	1※1	0	X	0
バ	0	2	0		13

※表には含めていないが半濁音の用例が1例あり。

※1、清音とすべきところを誤植したと思われるもの 1 例。

〈ハ〉についてはかなりはっきりとした使い分けが見受けられる（表 71）。助詞『は』は「ハ」、助詞『ば』は「バ」で全て占められていた。「バ」が助詞以外に用いられることもあるが、「は」「ば」が助詞に用いられることはなく、「ハ」「バ」と「は」「ば」の使い分けの意識があったものと考えられる。「ハ」「バ」自体の使用が見られなかったⅡ期を除き、全体を通して〈ハ〉の使い分けの意識は高かったようである。

3-2-5-7. 〈リ〉〈レ〉

表 72、1400 号 〈リ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
り	0	72	0
ㇿ	0	2	0

表 73、1400 号 〈レ〉

	文節頭	文節中末	準語頭
れ	0	55	0
ㇾ	0	4	0

これもやはりⅢ期と同じような結果であった。文節頭における使用は見られず、「り」「れ」の使用が大半を占め、「ㇿ」「ㇾ」はほとんど使用されていなかった（表 72、73）。使い分けの意識は見受けられない。

3-2-5-8. V期まとめ

以上V期についてみてきたが、使用される異体仮名はⅢ期と共通するものがあり、その使用状況も似ていた。ただまったく同じというわけではなく、直前のⅣ期との共通点があり、V期独自の異体仮名が用いられてもいた。仮名文字遣いからも、刷新したことがうかがわれ、やはりここから再出発するつもりであったらしい。

3-3. 仮名文字遣いまとめ

『仮名読新聞』において、仮名文字遣いは、各号それぞれに程度の差はあれ、確かに存在した。新聞の活字、とりわけ日刊の新聞における活字は、非常に短い時間で組まなければならない。前述のⅡ期のように、ほとんど仮名文字遣いの行われていない時期もあるように、それを行わないで組む方が、時間を短縮できるのであろう。それでもあえ

て仮名文字遣いを行っていることは、当時の読者にとっては、仮名文字遣いが行われたのは何故であろうか。

『仮名読新聞』は同時期の活版の草双紙と同様に、まだ近代的書法が行われておらず、句読点も用いられていない（ただし近世にも見られた句点状の記号が用いられることはある）。ある程度は仮名文字遣いの効果を期待してそれを行ったのかもしれない。ただやはり版本と比べた時、仮名文字遣いの必要性は低く、漢字仮名交じりの文体であればなおさらである。むしろそれを行うことで余計な手間がかかることにもなる。仮名文字遣いの効果を期待して意図的に異体を用いたというよりも、慣習的に近世に多用された異体仮名を用いた結果、それらの字体は仮名文字遣いに関係していることが多く、ある程度の使い分けが行われたと考える方が妥当であると思われる。

4、おわりに

以上『仮名読新聞』における仮名字体の変遷についてみてきたが、5年という短い期間でも、仮名字体に変化が起こっていることが確認された。ただしそれは常に字体数の減少に向かうものではなく、増減を繰り返しているようであった。Ⅱ期のように、ほぼ異体仮名が用いられないという期間もあったが、それは非常に短い間である。Ⅲ期で増えた字体はⅣ期の最初に激減し、そこから少しずつ字体数は増加し、また一定のところまで安定した。小新聞に適した仮名字体というものが、模索されていたようである。そして結果として、仮名文字遣いの行われる仮名字体が安定的に用いられるようになったものと思われる。やはりまだ『仮名読新聞』が発行されていた当時は、異体仮名を用いることが「普通」であり、むしろそれらが用いられず、仮名文字遣いが行われていないことに、人々は違和感を覚えたのかもしれない。出版する側としては、異体仮名を用いない方が合理的であることは分かっていたものと思われるが、それでもあえて異体仮名を用いていたことが、一度減少した字体数が再び増加したことからもうかがわれる。近世までの慣習を捨て去り、近代的な合理主義に移行するには、まだ時間を要するようである。文学作品においては明治20年代の後半から明治30年代前半にかけてが、その時期であるものと考えられるが、新聞も時期を同じくしていたのであろうか。

注

- ① 『復刻仮名読新聞』明石書店、1992年。解説は土屋礼子氏。
- ② 宇野義方（1993）「現行の仮名字体をめぐって」松村明先生喜寿記念会編『国語研究』明治書院
- ③ 遠藤邦基（2007）「ちぢみ「え」—仮名の異名といろは歌—」国語文字史研究会編『国語文字史の研究10』和泉書院

- (4) 『仮名読新聞』に用いられる平仮名の活字は主に「東京築地活版製造所」の第五号活字であるものと考えられる。「東京築地活版製造所」の明治9年発行の活字見本には平仮名の見本の項に、清音、濁音、半濁音、合字、記号等が載せられている。その内清音は87文字で、「いゝろはもハ」のように、一つの平仮名に対して複数字体を併記しながらも、いろは順に並んでいる。複数字体の内、最初に挙げられるものがその平仮名を代表する字体であるものと考えられるが、その字体はほぼ現行の字体に一致している。異なるのは〈オ〉の「わ」、〈エ〉の「ゐ」（ただし現行の字体「え」は〈エ〉に分類され「ゑ」の後にくる）、〈ユ〉の「ゆ」、〈シ〉の「し」のみである。なお明治10年発行の活字見本では第五号活字の平仮名はいろは四十七字のみで、こちらもほぼ現行の字体と一致するが、明治9年と同じく〈オ〉〈エ〉〈ユ〉〈シ〉がそれぞれ「わ」「ゐ」「ゆ」「し」となっている。なお〈ト〉については明治9年においては一画目が垂直の明朝体に近い「と」が先に来ており、明治10年においては一画目が斜めに入る教科書体に近い「と」を載せている。時代は下って明治31年の「東京築地活版製造所」の『五號明朝活字総數見本 全』においては『平仮名及び附属物』の他に『萬葉假名』という項を設け、異体仮名を明確に区別している。ただし『平仮名及び附属物』は現行の字体と完全に一致する訳ではなく、依然として〈オ〉は「わ」、〈エ〉は「ゐ」となっている。〈エ〉に関しては、やはり「平仮名書いろは歌」の影響が大きかったものであろうか。

参考文献：板倉雅宣（2006）『活版印刷発達史—東京築地活版製造所の果たした役割—』印刷朝陽会、内田明（2009）「築地後期五号仮名の出現時期と初期「アンチック」活字について」『活字印刷の文化史』勉誠出版

- (5) 第一章第二節において版本と明治期に翻刻された活字本の仮名字体を比較し、その際主として用いられている字体を「正体」と定義した。やはり版本よりも活字本の「正体」の方が現行の字体と近くなっていたことが確認された。

第二節 『横浜毎日新聞』における仮名字体および仮名文字遣い

1、はじめに

本節の調査に用いた『横浜毎日新聞』⁽¹⁾は、明治期の代表的な大新聞の一つであり、明治3年に横浜で創刊され、題名を変えながらも昭和まで発行され続けた。その間に本文に使用する活字にも変更が見られる。それ故一つの新聞において使用される字体がどのように変遷し、そのことに活字が関わっているかどうかを調査することに、『横浜毎日新聞』は適していると考えられるのである。一般に大新聞は知識層向け、小新聞は大衆向けとされるが、新聞草創期においてはその区別は必ずしも明確ではない。その点において『横浜毎日新聞』は、明治8年に姉妹紙となる小新聞『仮名読新聞』が創刊されており、早い段階で大新聞としてのアイデンティティを確立したことが考えられる。大新聞として、使用する字体に対してどのような意識を持っていたのか、例えばあえてあまり使用されないような字体を用いていたのかなどを調査することにおいても、『横浜毎日新聞』は適していると考えられる。

仮名字体を調査するにあたっては、使用される活字の変わり目と、題名の変更を基準として時期区分を行い、それぞれの時期においてどのような字体が使用されているかを調査し、字体統一の傾向が見られるかを検証する。また異体仮名の使い分け一所謂仮名文字遣い⁽²⁾が行われていたかについても考察したい。

2、活字と題名による時期区分ならびに調査対象

次頁の表1に示したように、題名が当初の『横浜毎日新聞』から『毎日新聞』になるまでの間に、使用される活字は木活字、築地体⁽³⁾3号、同4号、同5号、秀英体⁽⁴⁾5号と変更されていった⁽⁵⁾。この内、築地体から秀英体への変更は徐々に行われ、両者が混在する期間も長く、区分することが難しい。そこで基本的には活字の大きさによって時期を区分することとする。なお木活字の大きさは3号に相当するが、こちらは活字変更の境界がはっきりと見受けられる。木活字期、3号活字期、4号活字期、5号活字期と区分し、さらにその後の『毎日新聞』（使用される活字は秀英体5号）において、どのような字体が使用されていたかを各期の最初と最後の号を用いて調査する。また『横浜毎日新聞』においては、新聞名の部分の改変に伴い、段組みや文字数に変更されることがある。紙面の刷新が活字の使用に影響を及ぼすことも考えられるので、その変わり目の前後の号についても調査を行った。それぞれの号数および年月日は表1の通りである。表中に連続する号でありながら、新聞名も副題等も変わらないものがあるが、それは題字が変更されている場合である。

調査範囲は各号の本文で、広告は本文とは異なる活字が用いられている場合や、複数の号にわたって同じものが使用されている場合があることに鑑み除外した。本行に使用

される仮名字体の使用状況を調べ、仮名の清濁についても区別をした。ルビについては、5号の活字になるまで平仮名のルビが使用されないこともあり、今回は調査対象としなかった。異体仮名については極力実際に使用されている字体で示しているが、一部については漢字や現行の字体で代用⁶⁾している。

表 1、『横浜毎日新聞』から『毎日新聞』に改題されるまでの活字の変遷

副題等	新聞名	号数	年月日（明治）	使用活字
	横濱毎日新聞	1	3年12月8日	木活字
	横濱毎日新聞	476	5年6月14日	木活字
官許	横濱毎日新聞	477	5年6月16日	木活字
官許	横濱毎日新聞	622	5年11月29日	木活字
	官許横濱毎日新聞	624	6年1月4日	築地体3号
	官許横濱毎日新聞	735	6年5月17日	築地体3号
YOKOHAMA DAILY NEWS	官許横濱毎日新聞	736	6年5月19日	築地体3号
同上	官許横濱毎日新聞	1114	7年8月14日	築地体3号
同上	官許横濱毎日新聞	1115	7年8月15日	築地体3号
同上	官許横濱毎日新聞	1202	7年11月30日	築地体3号
官許	横濱毎日新聞	1203	7年12月1日	築地体4号（片仮名使用）
官許	横濱毎日新聞	1742	9年9月15日	築地体4号
	横濱毎日新聞	1743	9年9月18日	築地体5号
	横濱毎日新聞	2348	11年9月6日	築地体5号
	横濱毎日新聞	2349	11年9月7日	築地体5号
	横濱毎日新聞	2689	12年11月16日	築地体5号
	東京横濱毎日新聞	2690	12年11月18日	築地体5号
	東京横濱毎日新聞	2989	13年11月30日	築地体5号
	東京横濱毎日新聞	2990	13年12月1日	築地体5号
	東京横濱毎日新聞	4324	18年5月16日	秀英体5号
東京横濱	毎日新聞	4325	18年5月16日	秀英体5号
東京横濱	毎日新聞	4622	19年4月30日	秀英体5号
THE MAINICHI SHIMBUN	毎日新聞	4623	19年5月1日	秀英体5号

3、仮名字体について—調査結果ならびに考察—

調査した結果を時期ごとに表にまとめた。仮名そのものの使用が認められなかった場合には号数の横にその仮名を示している。以下各期の字体について考察し、さらに活字の変化が字体に与える影響について検証する。

3-1. 木活字期

本木昌造の弟子陽其二が創業した「横浜活版社」によって、創刊当時の『横浜毎日新聞』は印刷されたが、鑄造活字ではなく、明治5年末までは木活字による印刷が行われた。彫刻活字であるために、同じ号内においては全く同じ字形のものが見られないが、前後の号と見比べるとそれが見受けられ、整版ではなく活版であるということが分かる。

木活字期の最初である 1 号、最後である 622 号 (623 号は現存が確認されていない)、
 ならびに題名部分に変更のみられる 476 号、477 号について調査を行った。また 1 号と
 476 号でも題名部分は異なり、その間の調査が必要となるが、初期の号については現存
 していないものが多く、どこで変更されたか不明であった。ただ途中で題字が白抜きに
 なっている期間があるようなので、そのような題字になっているものを 2 号分 (3 号、
 227 号) 取り上げた。そして白抜きの後に 476 号と同じ題字になるものと見受けられた
 ので、それと同じ題字を持つ初期のものとして、273 号を調査することとした (表 2)。

他の号に比べて、1 号、3 号は異体仮名の使用が少ないが、これはまだ新聞が二面ま
 でしかなく、本文が短いためと考えられる。題名部分の変更点となる 476 号と 477 号を
 比べてみても、それほど差異はなかった。〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉〈リ〉〈レ〉
 などは、他の活版においても比較的異体仮名の使用が確認される平仮名である。ただこ
 の木活字においては、異体仮名のみが用いられ、現行の字体が用いられていない平仮名
 が存在するのが特徴である。これは整版印刷においてはよく見られることだが、これま
 で調査を行った鋳造活字による印刷においては、現行の字体と異体が併用され、異体
 のみ使用されているということはあまりなかった。木活字は人の手による彫刻であり、大
 量生産することは難しい。そこでよく使う「実用的」な字体を優先して量産したことが
 考えられる。「ㇿ」「ㇾ」「ㇽ」「ハ」などの異体仮名は、版本においては現行の字体より
 も頻繁に用いられたものであり、それが木活字製造にも反映されたのではないだろうか。
 木活字は活版ではあるが、整版の名残を残しているようである。

表 2、木活字期字体表

	1 号 M3/12/8 〈イ〉〈エ〉〈オ〉〈チ〉 〈ヌ〉〈ネ〉〈レ〉〈ロ〉〈ワ〉なし	3 号 M3/12/14 〈エ〉〈ヌ〉〈ネ〉〈ユ〉 〈ワ〉なし	227 号 M4/8/29※
現行無	そ	そ ば	が ただに はば
異体	ㇿ ㇾ ㇽ ハバ ㇾ	ㇿ ㇾ ㇽ ㇾ ハバ ㇾ	ㇿ ㇿ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ
同字母	ろ よ	ろ な'	ㇿ
	273 号 M4/10/22 〈エ〉〈ネ〉〈ム〉〈ワ〉〈キ〉〈エ〉 なし	476 号 M5/6/14 〈エ〉〈オ〉〈チ〉〈ホ〉〈ワ〉〈キ〉 〈エ〉なし	
現行無	が こ ただ ばほ よ	ただ に はばみ	
異体	ㇿ ㇿ ㇿ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ	ㇿ ㇿ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ	
同字母	ㇿ ㇾ ㇽ	ㇿ ㇾ ㇽ	
	477 号 M5/6/16 〈エ〉〈チ〉〈ホ〉〈ミ〉〈ワ〉〈エ〉 なし	622 号 M5/11/29 〈ウ〉〈エ〉〈オ〉〈ヌ〉〈ネ〉〈ホ〉 〈ロ〉〈ワ〉〈キ〉〈エ〉なし	
現行無	が だ に はば	が に はばみ	
異体	ㇿ ㇿ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ	ㇿ ㇿ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ ㇾ	
同字母	ㇿ ㇾ ㇽ	ㇿ ㇾ ㇽ	

※ 〈イ〉〈ウ〉〈エ〉〈オ〉〈コ〉〈ソ〉〈チ〉〈ネ〉〈ホ〉〈ム〉〈ユ〉〈ロ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし

3-2. 3号活字期

築地体3号期の最初である624号、最後の号である1202号ならびに題名部分に変更のみられる735号、736号、1114号、1115号について調査を行った(表3)。築地体3号の使用が初めて確認される624号は一部木活字が使用されており、その後の号にもしばらくはところどころに木活字と思しき活字が使用されていたが、基本的には築地体3号が用いられている。

題名部分に変更されても特に大きな変化はみられなかった。全体的に木活字期に比べて異体仮名の使用がやや目立つようである。木活字期にはみられなかった「𪛗」「𪛘」など比較的複雑な字形の異体仮名も用いられている。これは木活字の場合には彫刻するのに手間がかかるそのような異体仮名も、鑄造により大量生産が可能になったためであると考えられる。

表3、3号活字期字体表

	624号 M6/1/4 〈エ〉〈ネ〉〈ホ〉〈ユ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし	735号 M6/5/17 〈ウ〉〈エ〉〈コ〉〈ホ〉〈ヱ〉なし
現行無	かが こ な はば	き ね も ゆ
異体	𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗 𪛗𪛗	𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗
同字母	あ ゑ	て 祢 𪛗 𪛗𪛗𪛗
	736号 M6/5/19 〈エ〉〈オ〉〈ヌ〉〈ネ〉〈ホ〉〈ロ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし	1114号 M7/8/14 〈ウ〉〈オ〉〈ツ〉〈ヌ〉〈ネ〉〈ホ〉〈ロ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし
現行無	きこ	きこず は も ゆ
異体	𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗	𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗
同字母	てあ 𪛗 𪛗𪛗𪛗	𪛗 𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗
	1115号 M7/8/15 〈ウ〉〈エ〉〈オ〉〈ホ〉〈ロ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし	1202号 M7/11/30 〈ウ〉〈エ〉〈ネ〉〈ホ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし
現行無	きこず ね も ゆ	き こ じ は も ゆ わ
異体	𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗	𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗𪛗 𪛗𪛗𪛗𪛗
同字母	て 祢 𪛗𪛗𪛗	てあ 𪛗𪛗𪛗

〈キ〉〈コ〉〈モ〉〈ユ〉には異体仮名もしくは同字母異字体が用いられており、現行の字体が見られない。近い時期の活字見本⁽⁷⁾には「𪛗」「𪛗𪛗」「𪛗𪛗𪛗」「𪛗𪛗𪛗𪛗」「𪛗𪛗𪛗𪛗」は載せられているが、現行の字体と一致する活字の掲載はなく、元々活字自体が製造あるいは量産されなかった可能性がある。鑄造活字になり多様な異体仮名が使用可能になった一方で、これまでの木活字で使っていた字体が使用できなくなったケースというのもあるようで

あった。木活字の時もそうであったかもしれないが、鑄造活字においては活字による字体の制限をより厳しく受けたものと思われる。

3-3. 4号活字期

3-3-1. 字体削減傾向について

築地体4号に切り替わった当初は、漢字片仮名交じりの表記であり、平仮名は用いられていない。それがやがて一部の記事に平仮名が用いられるようになり、号によって差はあるものの、記事の内ある程度の割合は漢字平仮名交じりで表記されるようになる。この時期は途中に題名部分の変更がないので、最後の1742号の他に、約100号おきに、特に平仮名の割合が多い号について調査を試みた。その結果この時期の前半と後半とでは、字体の使用状況が大きく異なっていた。さらに詳しく調べたところ、1464号と1465号を境に使用状況が大きく異なっているものと思われたので、確認のため1462号、1463号、1466号、1467号も調査した。その結果やはりここを境に使用される字体が大きく削減されていることが判明した(表4)。

1312号、1444号、1463～1465号には非常に多様な異体仮名および同字母異字体が用いられている。異体仮名についても〈ニ〉〈ハ〉などに複数の字体が認められる。大新聞としての権威づけのために、あえて難しい字体を用いていたことが考えられるが、それが1465号以降削減されているのは何故か。1465号には同社が発刊予定の小新聞『仮名読新聞』⁽⁸⁾(明治8年11月1日創刊)の広告が掲載されており、小新聞への読者拡大の意識が見受けられる。それとは逆に、小新聞である『仮名読新聞』から大新聞である『横浜毎日新聞』への読者拡大のことも考えて、仮名字体も極力平易なものにしようとした可能性がある。自社による小新聞の創刊によって、むしろ難しい字体の使用には拘らなくなったものか。あるいは事業の拡大に伴い、植字の合理化を図ったのかもしれない。理由はいかにせよ、これを機に今まではどちらかといえば増加傾向にあった字体数が、初めて削減の方向に向かったことは確かである。

3-3-2. 他の大新聞との比較

ところで先ほど「難しい字体」と述べたが、実際に当時の他の大新聞ではどのような字体が用いられていたのであろうか。『横浜毎日新聞』が本当に異質な存在であったのかどうか、1464号、1465号と同日の他の大新聞における字体の使用状況を調べ、比較を試みる。調査を行ったのは、『朝野新聞』『東京日日新聞』『郵便報知新聞』の三紙である。各々明治8年10月13日、14日付の号について、『横浜毎日新聞』と同様の調査を行った。結果は表5に示した通りである。

表5、4号活字期における他の大新聞の仮名字体

	朝野新聞 643号 (明治8年10月13日) 築地体4号
現行無	ず も ゆ ゑ
異体	ㇿ ㇾ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ
同字母	w てあゑ 乃 もも' ㇾゑ
	朝野新聞 644号 (明治8年10月14日) 築地体4号
現行無	か す な に はみ
異体	ㇿ ㇾ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ
同字母	w てあゑ も る
	東京日日新聞 1148号 (明治8年10月13日) 築地体5号
現行無	が に はば ぼ ゆ
異体	ㇿ ㇾ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ
同字母	ま ㇾ
	東京日日新聞 1149号 (明治8年10月14日) 築地体5号
現行無	に はば ゆ
異体	ㇿ ㇾ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ
同字母	ゑゑ ㇾ ㇾ ㇾ
	郵便報知新聞 802号 (明治8年10月13日) 築地体5号
現行無	え ば ゆ
異体	ㇿ ㇾ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ
同字母	ㇾ てあゑ ㇾ ㇾ
	郵便報知新聞 803号 (明治8年10月14日) 築地体5号
現行無	ぎ ゆ
異体	ㇿ ㇾ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ ㇼ ㇽ ㇾ ㇿ
同字母	w うㇾ りててあ ㇾ ㇾ

『朝野新聞』には、『横浜毎日新聞』と同様に築地体4号が用いられていた。使用されている異体仮名をみてみると、1464号よりは少なく、1465号よりは多いようである。

644号は本文が短かったため、仮名自体の使用が見られなかったものもあるが、それでもいくつかの異体仮名の使用が確認された。この2号で異体仮名が使用されているのは、〈カ〉〈ケ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉〈ミ〉〈リ〉〈レ〉〈ワ〉であった。〈ケ〉の「𪛗」の使用、〈ニ〉における複数の異体仮名の使用などがあるものの、同時期に発行された『仮名読新聞』に比べてもさほど難しいという印象は受けない。築地体4号の活字見本に存在し、実際に『横浜毎日新聞』では1464号までは使用された多様な異体仮名は『朝野新聞』においては見られないのである。試みに『朝野新聞』と改題された第一号にあたる341号についても調査を行ったが、やはり多様な異体仮名は見られず、「𪛗」「𪛘」などが使用される程度であった。

『東京日日新聞』『郵便報知新聞』においては、既に本文に築地体5号が使用されていた。その所為もあってか、1464号に見られた多様な異体仮名は確認されなかったが、ある程度の異体仮名の使用は確認された。『東京日日新聞』においては、〈カ〉〈ケ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉〈ホ〉〈ミ〉〈レ〉〈ワ〉について異体仮名が用いられていた。その内の〈ニ〉〈ハ〉には現行の字体が用いられず、異体仮名のみを使用となっている。『郵便報知新聞』においては〈エ〉〈カ〉〈キ〉〈ケ〉〈コ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉〈ホ〉〈ミ〉〈リ〉〈ワ〉について異体仮名の使用が確認された。〈キ〉の「𪛑」、ホの「𪛒」といった字体は、近世の版本においては一般的に用いられた字体であったが、明治期の活字においては、あまり見られなくなった字体である。『横浜毎日新聞』においても、今回の調査の限りでは、「𪛑」はそれを使わざるを得なかったと考えられる3号活字期以降は見られず、「𪛒」については4号活字期にわずかに確認されたのみであった。いずれも5号活字における使用は確認できなかったのである。また『東京日日新聞』においては〈ハ〉に「𪛓」が用いられ、現行の字体の「は」が用いられていない。近世の版本においてはどちらかといえば「ハ」と「𪛓」で使い分けられていることが多く、「は」が使用されないこともある。そういった意味では、これらは活字でありながら、版本の字体使用に近い様相を呈しているのである。また現行の字体への統一の傾向は見られないようである。改めて『横浜毎日新聞』1464号の仮名字体をみると、やはりその豊富さが目立つ。他の大新聞との競合の中で、自社の新聞を特徴づけようとした面もあるのだろうか。『仮名読新聞』という対となる小新聞の創刊により、大新聞としてのアイデンティティを確立でき、難しい仮名字体を用い、大新聞であることを強調する必要がなくなったということも考えられる。むしろ単純に活字を組む人間が替わったというだけかもしれないが、そうであったとしても、やはりそこには『仮名読新聞』の創刊が大きく関わっているように思えるのである。

3-4. 5号活字期

『仮名読新聞』は明治8年11月1日の創刊の時点から築地体5号が用いられていた

が、『横浜毎日新聞』においては、およそ一年後の明治9年9月18日の1743号からそれに切り替わる。明治14年頃から前述のように秀英体5号の活字が見られるようになり、徐々に築地体と入れ替わり、『毎日新聞』となった後も使用される。本調査では1743号から『毎日新聞』となる直前の4622号までを5号活字期として、その間に題名部分に変更のあった各号についても取り上げた(表6)。

表6、5号活字期字体表

	1743号 M9/9/18 <エ> <ギ> <グ> <ゴ> <ゼ> <ヅ> <ヂ> <ネ> <ブ> <ボ> <ヰ> なし	2348号 M11/9/6 <ウ> <ゴ> <ヂ> <ボ> <ロ> <ヰ> なし	2349号 M11/9/7 <ゴ> <ヂ> <ヅ> <ボ> <ヰ> なし
現行無	そ は	はば	え が
異体	𠂔𠂔 𠂔 𠂔𠂔𠂔ハバ	𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔ハバ	𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔ハバ
同字母	𠂔 𠂔		
	2687号 M12/11/14 <エ> <ギ> <グ> <ゲ> <ゼ> <ヂ> <ヅ> <ブ> <ホ> <ボ> <ヰ> <エ> なし	2688号 M12/11/15 <ウ> <エ> <グ> <ゼ> <ヅ> <ヂ> <ヂ> <ビ> <ブ> <ヰ> <エ> なし	
現行無	た	た れ	
異体	𠂔 𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔 𠂔 𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔ハバ𠂔𠂔𠂔𠂔	𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔 𠂔 𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔ハバ𠂔𠂔𠂔𠂔	
同字母	𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔	𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔	
	2689号 M12/11/16 <ウ> <エ> <ギ> <グ> <ゲ> <ゴ> <ジ> <ゼ> <ヅ> <ヂ> <ヅ> <ネ> <ビ> <ブ> <ボ> <ロ> <ワ> <エ> なし	2690号 M12/11/18 <ウ> <ギ> <ジ> <ゼ> <ダ> <ヂ> <ヅ> <ボ> <ロ> <ヰ> <エ> なし	
現行無	が た	え	
異体	𠂔𠂔𠂔 𠂔 𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔ハバ𠂔𠂔𠂔𠂔	𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔	
同字母	𠂔 𠂔	𠂔 𠂔	
	2691号 M12/11/19 <ギ> <グ> <ゴ> <チ> <ヂ> <ヅ> <ブ> <ホ> <ボ> <ワ> <ヰ> <エ> なし	2692号 M12/11/20 <ウ> <エ> <グ> <ゼ> <ダ> <ヂ> <ヅ> <ブ> <ホ> <ボ> <ロ> <ワ> <ヰ> <エ> なし	
現行無	えお ぞ ば	お	
異体	𠂔 𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔	𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔	
同字母	𠂔 𠂔𠂔𠂔	𠂔 𠂔𠂔𠂔	
	2989号 M13/11/30 <ウ> <グ> <ダ> <ヂ> <デ> <ボ> <ヰ> なし	2990号 M13/12/1 <グ> <ネ> <ロ> <ワ> <ヰ> なし	
現行無	そぞ		
異体	𠂔 𠂔𠂔 𠂔 𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔	𠂔 𠂔𠂔𠂔 𠂔 𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔	
同字母	𠂔 𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔	𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔	
	4324号 M18/5/15 <ウ> <ゴ> <ゼ> <ヂ> <ネ> <ボ> <ヰ> <エ> なし	4325号 M18/5/16 <オ> <ブ> <ボ> <ワ> <ヰ> なし	4622号 M19/4/30 <エ> <オ> <ボ> <ロ> <ワ> なし
現行無	こ そ		ぞ
異体	𠂔𠂔𠂔 𠂔ハバ	𠂔𠂔 𠂔ハバ	𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔ハバ
同字母	𠂔𠂔	𠂔𠂔 𠂔𠂔	𠂔𠂔𠂔

『横浜毎日新聞』から『東京横浜毎日新聞』へと改題される 2689 号と 2690 号の間でやや字体が削減されているようであった。2689 号では見られず、2690 号になって用いられるようになった字体も存在するが、〈ニ〉に注目してみると、2689 号の 4 字体「に」「𠂔」「𠂔𠂔」「𠂔𠂔」の使用から、2690 号では現行の「に」のみの使用となっていることが分かる。そこでここを境に削減される傾向にあったのか、2687 号、2688 号、2691 号、2692 号を調査し、範囲を拡大して検証してみたが、やはりその傾向にあった。「𠂔」「𠂔𠂔」など、2690 号以降使用されるようになった字体もあるが、さきほどの〈ニ〉の 3 字体を始め、「𠂔」「𠂔𠂔」「𠂔𠂔𠂔」「𠂔𠂔𠂔𠂔」「𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔」など、2690 号以降見られなくなった字体も多い。これは 2690 号より秀英舎が印刷を担当した⁹⁾ことが関係しているものと考えられる。また築地体から秀英体への移行期間である 2990 号から 4324 号の間でも削減傾向がみられるようであった。ただ常に削減の方向に進んでいるという訳ではなく、ある一定の基準内で増減を繰り返しているように見受けられる。異体仮名が使用される仮名は主に〈カ〉〈コ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉〈ミ〉〈リ〉〈レ〉であり、これは木活字期と似通っている。ただ木活字期と異なるのは、現行の字体と併せて用いられているということである。これらの異体仮名は字体間での使い分けの意図をもって用いられることが多く、例えば「𠂔」「ハ」は助詞に、「𠂔𠂔」は文節頭に用いられるといった傾向がみられる。字体を統一していく上で、このように使い分けのあるものは、比較的最後まで残ったのではないかと考えられる。

3-5. 『毎日新聞』期

表 7、『毎日新聞』期字体表

	4623 号 M19/5/1 〈ウ〉〈エ〉〈オ〉〈ゴ〉〈ヂ〉〈ネ〉〈ロ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈エ〉なし	4624 号 M19/5/2※1	4753 号 M19/10/10※2		
現行無			そ		
異体	𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔ハバ	𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔ハバ	𠂔𠂔 𠂔𠂔 𠂔𠂔ハバ		
同字母	𠂔 𠂔𠂔𠂔	𠂔𠂔𠂔	𠂔 𠂔𠂔𠂔		
	4754 号 M19/10/20 〈オ〉〈ヂ〉〈ヰ〉〈エ〉なし	5781 号 M23/3/16〈エ〉〈ゴ〉〈ゾ〉〈ボ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈エ〉なし	5782 号※3 M23/3/18	7444 号※4 M28/10/5	7445 号 M28/10/6
現行無					
異体	𠂔𠂔 𠂔𠂔𠂔 𠂔𠂔ハバ	𠂔𠂔	𠂔		𠂔
同字母	𠂔 𠂔𠂔𠂔	𠂔 𠂔𠂔𠂔	𠂔		

※1、〈ウ〉〈エ〉〈ゴ〉〈ゼ〉〈ヂ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈エ〉なし

※2、〈ウ〉〈エ〉〈コ〉〈ゼ〉〈ネ〉〈ロ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈エ〉なし

※3、〈ヂ〉〈ワ〉なし

※4、〈エ〉〈ゴ〉〈ヂ〉〈ヰ〉〈エ〉なし

4623号より、『毎日新聞』に改題される。名称は変更されていないが、題字に変更のみられる各号を取り上げ、ローマ字での併記がなくなる7445号まで調査を行った(表7)。その結果、明治23年の時点ではほとんど異体仮名が用いられなくなっており、同字母異字体も現行の字体へと統一されていったことが判明した。ただ全く用いられなくなったという訳ではなく、7444号ではそうであったものが、次の7445号では「ㄩ」が用いられているように、まだ使用の確認される号も存在する。それでも明治33年より早い段階において、『横浜毎日新聞』では字体が統一されていたとみなせよう。

3-6. 仮名字体調査のまとめ

以上のようにみてきたが、やはり字体は統一される傾向にあった。ただし単純に時代が下るにつれて収斂していくのではなく、場合によっては字体数が増加することもあった。そしてそれには活字が大きく関わっているのである。木活字期や3号活字期においては、活字によって使用できる字体が制限されているようであった。4号活字期においては、使用できる字体の幅が広がり、多様な異体仮名が用いられるようになる。活字の発達によってある程度自由に字体を選択できるようになったのである。だがそこから字体の削減ということが考えられるようになり、4号活字期の後半には使用される字体数が大幅に削減される。5号活字期においては、使い分けのある字体が残存したものと考えられるが、それらもやがて用いられなくなり、『毎日新聞』期には字体は統一される。明治33年を待たずして、多様な異体仮名は用いられなくなっているのである。

これは新聞に限ったことではなく、他の出版物においても見られる現象である。前述の文学作品の他にも、明治期の国語辞書において、小学校令施行規則以前にもかかわらず、ほぼ異体が用いられていないものが存在した⁽¹⁰⁾。活版印刷による字体の収斂は、出版界全体の流れであり、むしろこのことが、国策として字体を統一することを後押ししたのではないかと考えられるのである。

4. 仮名文字遣いについて

4-1. 調査対象ならびに調査方法

前節まで各時期の仮名字体の変遷についてみてきたが、実際の紙面ではどのように各字体が用いられてきたのか。本節では「仮名文字遣い」(異体仮名の使い分け)の観点から、そのことについての考察を試みる。一つの仮名に対して複数の字体が用いられる場合、そこには何らかの使い分けの意図が隠されている可能性がある。むろんそうではないケースもあるが、使い分けの有無も含めて、各字体が本文中にどの程度使用されているかを調査したい。

前述のように、5号活字期においては、使用されている異体仮名の数は少ないものの、現行の字体と併用されていることが多い。5号活字期を例として、仮名文字遣いについ

て考察していきたい。そこで今回は大幅な字体の削減が見られた 1464 号と 1465 号、印刷所が変更された 2689 号と 2690 号について調査を行った。仮名字体の削減に伴う仮名文字遣いの変化や、異なる印刷所間でも共通の使い分けが行われていたかなどを検証するためである。

なお調査方法は以下の通りである。異体仮名が使用されている仮名の各字体について、その出現位置から、文節頭、文節中末、準語頭（接頭辞の付いた語頭、複合語の後部要素等）に分類し集計する。ただし助詞や助動詞に用いられる仮名については、そこに使い分けが生じることもあるので、それは文節中末には含めずに、別に分類している。それについてはその都度補足することとする。また用例については「 」で示し、その後ろの（ ）内に、面一段一行の順で出現位置を示す。以下いずれかの号において異体仮名の使用が確認された仮名について、各字体の使用状況を表に示し、考察を加える。ただし 2690 号で「ㇿ」の字体の使用が確認された〈エ〉については、2689 号では〈エ〉の仮名そのものの使用が確認されなかったため、今回は調査対象としなかった。

4-2-1. 464 号、1465 号調査結果と考察

1464 号と 1465 号の間に、大幅な字体の削減という現象が見られた。1464 号においては、多様な異体仮名が用いられていたが、それらは使い分けを意図して用いられたものであるのか。仮にそうだとすれば、1465 号ではその使い分けが失われたことになる。だが逆に特に使い分けの意図もなく、1464 号において複数の異体が用いられていたのだとすれば、この 2 号間における大幅な字体の削減は、「無駄な」字体を省く「合理化」に他ならないということになる。いずれであったのか 1464 号と 1465 号の仮名文字遣いについて調査を行い考察する。

表 8、1464 号と 1465 号における〈カ〉の各字体の使用状況

〈カ〉	1464 号					1465 号				
	文節頭	中末	準語頭	助詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
か	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0
ㇿ	1	6	0	5	12	0	0	0	0	0
ㇿ	0	0	0	0	0	1	15	3	7	26
が	0	0	0	13	13	0	0	0	14	14
ㇿ	0	1	0	3	4	0	0	0	0	0
ㇿ	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0

※助詞は〈カ〉終助詞『か』、〈ガ〉格助詞『が』

1464号においては清音表記、濁音表記それぞれで、現行の字体と「可」を字母とする字体が併用されている(表8)。「カ」においては「㇗」の方が、汎用性があり、使用回数も多いことが分かる。一方の「ガ」については、助詞に限られるが「が」の使用の方が多い。1465号においては、「カ」は「㇗」のみが、「ガ」は「が」のみが使用される。清音表記は「可」字母の字体、濁音表記は現行の字体という点は共通している。何故清音表記と濁音表記で、用いられる字体が異なるのであろうか。その原因は活字そのものにあるのではないかと考えられる。

表9、1464号と1465号における「ケ」の各字体の使用状況

「ケ」	1464号					1465号				
	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計
け	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
㇗	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
㇘	1	3	0	0	4	0	0	0	0	0
げ	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2

※過去の助動詞『けり』に使い分けが見られる場合があるが、今回はなかった。

表9が「ケ」についての各字体の状況である。使用回数自体が少ないが、1464号では「㇗」「㇘」の二字体が使用されている。主に「㇘」が用いられ、「㇘ふあすと」(4-1-8)のように文節頭でも使用されていた。一方の1465号では現行の字体「け」のみが用いられ、濁音表記も「げ」となっており、統一されていた。

表10、1464号と1465号における「シ」の各字体の使用状況

「シ」	1464号					1465号				
	文節頭	中末	準語頭	サ変	計	文節頭	中末	準語頭	サ変	計
し	0	35	0	10	45	0	40	0	6	46
㇗	2	2	0	1	5	0	0	1	0	1
じ	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0

※サ変動詞を使い分けることがあるので、別に項目を設けた。

両号ともに「し」「㇗」を併用している(表10)。いずれも「し」の使用回数が多いが、「し」の使用は文節中末、サ変動詞に限られる。文節頭、準語頭には「㇗」のみが用いられていた。用例として1464号「砕いて㇗まう」(2-2-26)、「㇗るし来れり」(3-1-22)、1465号「お㇗らべに」がある。「㇗」を文節頭に用いる傾向は近世によく見られ、明治

期の活字本においても見られることがある。ここでも仮名文字遣いの意識が働いたものと考えられる。

表 11、1464 号と 1465 号における〈ス〉の各字体の使用状況

〈ス〉	1464 号						1465 号					
	文節頭	中末	準語頭	サ変	助動詞	計	文節頭	中末	準語頭	サ変	助動詞	計
す	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0
𛄠	0	5	0	4	2	11	0	0	0	0	0	0
𛄡	0	2	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0
𛄢	0	1	0	0	4	5	0	0	0	0	10	10

※助動詞は〈ス〉丁寧『です』『ます』等、〈ズ〉打消『ず』

1464 号において清音表記は「須」を字母とする「𛄠」「𛄡」、1465 号においては現行の字体であった（表 11）。濁音表記はいずれも「𛄢」が用いられていた。「𛄢」の使用はほぼ打消の助動詞『ず』に限られており、仮名文字遣いの意識があったことも考えられる。ただ前述の明治 9 年の活字見本を見てみると、〈ズ〉の活字はこの「𛄢」しか載せられていない。他に使える活字がなく、用いた可能性もある。

表 12、1464 号と 1465 号における〈タ〉の各字体の使用状況

〈タ〉	1464 号					1465 号				
	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計
た	0	0	0	6	6	0	4	0	12	16
𛄣	0	0	0	17	17	0	0	0	0	0
だ	0	0	0	5	5	0	0	0	2	2

※助動詞は〈タ〉完了『たり』過去『た』、〈ダ〉過去『だ』

1464 号の清音表記においては、「た」「𛄣」の二字体が併用されており、使い分けのようなものは見受けられないが、「𛄣」の方が、使用回数が多い（表 12）。それが 1465 号になると「た」のみが使用されるようになり、濁音表記は引き続き「だ」が用いられることで、現行の字体に統一される結果となっている。

表 13、1464 号と 1465 号における〈ツ〉〈フ〉の各字体の使用状況

〈ツ〉 〈フ〉	1464 号					1465 号				
	文節頭	中末	準語頭	促音	計	文節頭	中末	準語頭	促音	計
つ	2	2	1	1	6	0	3	0	2	5
𪛗	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
づ	0	0	0	X	0	0	1	0	X	1
ふ	0	8	0		8	0	8	0		8
𪛘	0	0	0		0	3	0	0		3

表 13 を見ると、1464 号においては「つ」「𪛗」が併用されているが、「𪛗」の使用は人名の「て𪛗」(1-4-33) 1 例のみであった。同様に 1465 号においては「ふ」「𪛘」が併用されているが、「𪛘」の使用は 3 例とも人名の「𪛘き」(2-1-3) (2-1-4) (2-1-9) であった。文節頭と文節中末の使い分けの可能性も考えられるが、1465 号では「w」を人名「せw」(1-4-6) (1-4-11) のみに用いていることから、人名を表現するために用いられたものと考えられる。

表 14、1464 号と 1465 号における〈ナ〉の各字体の使用状況

〈ナ〉	1464 号					1465 号				
	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計
な	3	2	0	0	5	15	8	4	7	34
ふ	4	2	0	1	7	0	0	0	0	0
𪛚	3	1	1	1	6	0	0	0	0	0
𪛛	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1

1464 号においては用いられず、1465 号にのみ用いられる異体仮名は、この「𪛛」と前述の「𪛘」のみである。1464 号では現行の字体と同字母異字体が併用されているが、使い分けの意識は見受けられず、1465 号は現行の字体「な」に統一されている(表 14)。そして異体仮名の「𪛛」が併用されるのである。この「𪛛」であるが、「看れば唯何の苦もなき水鳥の足に暇なき我が思ひか𪛛」(1-4-28) という和歌の中で用いられている。和歌においては見栄えのために本文とは異なる字体が用いられることがあり、仮名文字遣いとは別の原理、変字法によって「𪛛」は使用されたものと考えられる。1465 号の「𪛛」「𪛘」はいずれも仮名文字遣いを意図して追加されたものではないと推定される。

表 15、1464 号と 1465 号における〈ニ〉の各字体の使用状況

〈ニ〉	1464 号						1465 号					
	文節頭	中末	準語頭	助詞	副詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	副詞	計
に	0	0	0	3	2	5	0	0	0	0	0	0
ㇿ	0	0	2	27	2	31	0	0	0	0	0	0
ㇿ'	0	0	0	15	0	15	0	0	0	47	6	53
ㇿ	0	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0
み	0	0	0	5	1	6	0	0	0	0	0	0
ㇿ	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0
耳	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0	0	0

※助詞は格助詞『に』、副詞は「すでに」「じつに」など副詞の一部

1464 号では現行の字体、「尔」を字母とする字体三種、「丹」を字母とする字体一種、「耳」を字母とする字体二種と、七種の字体が使用されていたが、1465 号では「ㇿ」の一字体になっている（表 15）。用例のほとんどが助詞『に』であった。副詞については「尔」字母以外の字体が使われるようであったが、文節を区切るうえでは、あまり助詞と使い分ける意味はなく、仮名文字遣いが行われていたかどうかは不明であった。使用回数は「ㇿ」が最も多く、「尔」字母の字体で大半が占められている。1465 号では「ㇿ」に代わり、同じ「尔」字母の「ㇿ'」が全用例を占めるが、やはりほぼ助詞『に』に使用されている。助詞以外の用例がほとんどないため、確かなことは言えないが、あるいは助詞には「ㇿ」「ㇿ'」などの「尔」を字母とする字体を用いる意識が働いていたのかもしれない。

表 16、1464 号と 1465 号における〈ノ〉の各字体の使用状況

〈ノ〉	1464 号					1465 号				
	文節頭	中末	準語頭	助詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
の	1	2	0	49	52	0	1	0	103	104
ㇿ	0	1	0	17	18	0	0	0	0	0
れ	0	1	0	20	21	0	0	0	0	0
ㇿ	0	0	0	18	18	0	0	0	0	0

1464 号では現行の字体とその同字母異字体「ㇿ」、「能」を字母とする「れ」「ㇿ」と、四種の字体が使用されるが、1465 号では現行の字体のみとなっている（表 16）。〈ニ〉

と同様に用例はほぼ助詞で占められている。〈ニ〉との違いは、現行の字体が最も使用回数が多く、汎用性も高いということである。1464号では「の」が用例の半分を占め、文節頭「のめずり込んだ」(1-4-33)の使用もあり、汎用性も高かった。1465号では、そこからさらに現行の字体のみの使用となるのである。

表 17、1464号と1465号における〈ハ〉の各字体の使用状況

〈ハ〉	1464号					1465号				
	文節頭	中末	準語頭	助詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
は	0	0	0	0	0	2	2	0	0	4
ハ	0	3	0	27	30	0	2	0	38	40
え	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
ば	0	1	0	3	4	0	1	0	14	15

1464号においては、清音表記に「ハ」「え」が用いられ、1465号においては「は」「ハ」が用いられる(表17)。濁音表記はいずれも「ば」となっている。1465号において使用される「は」であるが、1464号の「え」のように助詞には用いられず、助詞以外のみでの使用となっている。文節頭においても用いられ、「はなし合」(1-4-8)、「角をはやし」(1-4-12)といった用例がある。清音表記においては、「ハ」と「は」を助詞とそれ以外で使い分けられているように見受けられるのである。では何故濁音表記において、助詞は「バ」ではなく「ば」が用いられるのであろうか。そこにはやはり活字が関係しているものと考えられる。前述の明治9年の活字見本において、濁音表記〈バ〉は「ば」しか載せられていない。この時期の築地体四号の「バ」は『横浜毎日新聞』の他の号や、他の大新聞においても見られず、活字の都合上助詞『ば』には「ば」を使わざるを得なかった可能性がある。たとえ築地体四号にはなかったとしても、〈ガ〉のときのように他の活字系から持ってくることもできたはずだが、助詞『ば』は助詞『は』に対して使用回数も少なく、わざわざ他の活字系から「バ」を流用する必要もないと考えたのかもしれない。

表 18、1464号と1465号における〈マ〉〈メ〉の各字体の使用状況

〈マ〉〈メ〉	1464号					1465号				
	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計
ま	1	6	0	5	12	0	4	0	2	6
ほ	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0
め	0	3	0	X	3	0	5	0	X	5
え	0	3	0		3	0	0	0		0

※助動詞は丁寧『ます』

〈マ〉〈メ〉ともに、1464号で現行の字体と異体が併用されていたものが、1465号では現行の字体のみの使用となっている（表18）。1464号について見てみると、〈マ〉は現行の字体「ま」の方が汎用性も高く、使用回数も多い。一方の〈メ〉は「め」と「め」の使用は文節中末に限られ、使用回数も同数であった。それでも「め」ではなく「め」が選ばれたのは、何故であろうか。次のラ行音の表記において、併せて考察する。

表19、1464号と1465号における〈リ〉〈ル〉〈レ〉の各字体の使用状況

〈リ〉 〈ル〉 〈レ〉	1464号				1465号			
	文節頭	中末	準語頭	計	文節頭	中末	準語頭	計
り	0	32	0	32	1	31	0	32
ㇿ	0	34	0	34	0	0	0	0
る	0	16	0	16	0	23	0	23
ゐ	0	11	0	11	0	0	0	0
れ	0	1	0	1	0	0	0	0
ふ	0	3	0	3	0	0	0	0
れ	0	12	0	12	0	27	0	27
れ	0	3	0	3	0	0	0	0
き	0	8	0	8	0	0	0	0

〈リ〉〈ル〉〈レ〉については、表19においてまとめて取り上げている。本文は漢字平仮名交じりで書かれており、漢語が平仮名で表記されることはあまり多くない。そのためラ行音が文節頭にくることも少なく、〈リ〉〈ル〉〈レ〉に関して文節頭となる用例は、1465号の「りんき（恪気）を」（1-4-22）の1例のみであった。助詞や助動詞等で使い分けられることもなく、〈リ〉〈ル〉〈レ〉に関しては、仮名文字遣いの意識が見受けられないのである。1464号では〈リ〉〈ル〉〈レ〉それぞれ二字体以上が併用されているが、1465号においては全て一字体に絞られている。〈リ〉〈レ〉は現行の字体、〈ル〉は同字母異字体であるが、比較的現行の字体に近い字形である。1464号において〈リ〉は、異体の「ㇿ」の方が現行の字体よりもわずかだが多く使用されている。それが1465号になると、現行の字体のみの使用となっているのである。〈メ〉の場合もそうであったが、何故異体仮名の方のみの使用とはならなかったのであろうか。一字体に統一するとき、それまでの使用頻度から、現行の字体が選ばれないという可能性もあるはずである。現

行の字体を選択した基準となったものは何か。それは第一章第三節においても言及した「平仮名書いろは歌」ではないかと考えられる。「平仮名書いろは歌」に用いられる字体は、時代を通じて一定であり、それがほぼ現行の字体と一致するのである。それが活版印刷において字体を統一する上での、一つの基準となったのではないだろうか。ただし基準は絶対的なものではなく、仮名文字遣いに関係するような字体にはまだ適用されることはなかったものと考えられる。

表 20、1464 号と 1465 号における〈ヲ〉の各字体の使用状況

〈ヲ〉	1464 号					1465 号				
	文節頭	中末	準語頭	助詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
を	0	0	0	45	45	0	0	0	51	51
𪛗	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0

1464 号においては現行の字体と「𪛗」が併用されている（表 20）。「𪛗」の使用は助詞のみとなっているが、「を」の方も助詞における使用しか確認されず、使い分けの意図があったかどうかははっきりしない。1465 号においては現行の字体のみが使用されているが、これもやはり用例は助詞に限られる。

4-2-2. 1464 号、1465 号の仮名文字遣いまとめ

以上のように見てきたが、1464 号においては、多様な異体仮名が用いられているものの、仮名文字遣いに関係している字体はそれほど多くはないようであった。本文自体が短いためでもあるかもしれないが、それならばそれで、このように多くの字体を用いる必要はない。やはり 1464 号ひいてはそれ以前の 4 号活字期における異体仮名の使用は、装飾的な面が強かったのではないかと考えられる。

1465 号においては、一部を除いてほぼ一つの平仮名に対して一つの字体となっている。特殊な事情で用いられていた「𪛗」「𪛘」「𪛙」を除くと、現行の字体とそれ以外が併用されているものは「𪛚」「ハ」のみで、この二つは仮名文字遣いに関係している可能性があった。一平仮名一字体といっても、必ずしも現行の字体に統一されているという訳ではなく、〈カ〉〈ズ〉〈ニ〉はそれぞれ「𪛛」「𪛜」「𪛝」と異体仮名が用いられている。「𪛜」に関しては、活字に「ず」がなく、使わざるを得なかったのかもしれないが、「𪛛」「𪛝」については仮名文字遣いの意識から使用されたことも考えられる。文節頭以外には「𪛛」を、助詞には「尔」を字母とする字体を、という意識があったために、あえて現行の字体を用いなかったのではないだろうか。

ところで一見すると多種多様な異体仮名が使用可能であったように思われる四号活字期であるが、それは清音表記に限られ、実は濁音表記については、それほど多くの選択

肢がなかったのではないかと考えられる。前述の活字見本には濁音表記は一字体ずつしか載せられておらず、「ぢ」以外は全て現行の字体と一致する。このことが仮名文字遣いを徹底できなかった要因となっていた可能性もある。

4-3. 2689号、2690号調査結果と考察

前述のように2689号と2690号の間で印刷所が変更された。それに伴い使用される仮名字体にも変化がみられた。共通して使用される字体もあったが、仮名文字遣いについてはいかがであったろうか。調査結果を考察していきたい。

4-3-1. 2689号、2690号における平仮名の各字体の使用状況

表 21、2689号と2690号における〈ア〉〈コ〉の各字体の使用状況

〈ア〉〈コ〉	2689号				2690号			
	文節頭	中末	準語頭	計	文節頭	中末	準語頭	計
あ	17	0	2	19	23	0	2	25
ゐ	1	0	0	1	0	0	0	0
こ	3	1	0	4	6	1	0	7
か	5	0	0	5	0	0	0	0
ご	0	0	0	0	1	2	0	3

まずは特に助詞などに用いられることのない〈ア〉〈コ〉について見ていく（表 21）。〈ア〉は2689号、2690号ともに動詞「あり」の用例が多く、ほとんどが文節頭における使用となっている。2689号の「ゐ」も「電報ゐり」（3-1-32）という用例であり、ここでは「あ」と「ゐ」を使い分ける意識が見受けられなかった。2690号では現行の字体「あ」のみの使用となっている。

〈コ〉については2689号では現行の字体と異体仮名の「か」が併用されていた。わずかに「か」の使用回数が多いが、「か」の使用は文節頭に限られる。「か」を文節頭に用いる意識があったのかもしれないが、「こ」が文節頭に用いられていることもあった。2690号では現行の字体のみの使用となり、濁音表記「ご」の使用例も見られる。文節頭の用例が多いが「か」は使われず現行の字体に統一されているのである。

次に助詞に用いられることもある〈カ〉について見てみると（表 22）、2689号においては清音表記、濁音表記ともに「可」を字母とする「カ」「カゝ」が主として用いられる。現行の字体「か」の使用は2例のみであるが、その内1例が「かしこき」（1-3-18）と文節頭で用いられており、使い分けの意識があった可能性もある。一方の2690号では、清音表記、濁音表記ともに現行の字体が主として用いられていた。「可」を字母とする「あ」の使用は2例のみであり、文節頭に用いられるようなこともなく、使い分けの意識は見受けられなかった。仮名文字遣いによって2689号において、文節中末、助詞に「カ」「カゝ」が使用されていたかは定かではないが、2690号では「か」「が」がそ

これらの位置に使用され、取って代わっている。全て現行の字体に統一されている訳ではないが、2690号の方が、より現在の平仮名の使用に近づいた形になっていると言えよう。

表 22、2689号と2690号における〈カ〉の各字体の使用状況

〈カ〉	2689号					2690号				
	文節頭	中末	準語頭	助詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
か	1	1	0	0	2	0	21	1	2	24
𪛗	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
𪛘	0	7	0	2	9	0	0	0	0	0
が	0	0	0	0	0	0	2	0	16	18
𪛙	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0

表 23、2689号と2690号における〈タ〉の各字体の使用状況

〈タ〉	2689号					2690号				
	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計	文節頭	中末	準語頭	助動詞	計
た	0	0	0	0	0	0	6	0	18	24
𪛚	0	2	1	12	15	0	0	0	1	1
だ	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0

〈カ〉と同様の傾向が見られるのが〈タ〉である（表 23）。2689号において濁音表記に現行の字体「だ」が用いられているが、「まだ」（2-2-16）の1例のみであった。また2690号に「𪛚」の使用が確認されるが、助動詞「なりまし𪛚」（3-2-13）と、これも1例のみである。2689号では異体仮名の「𪛚」が、2690号においては現行の字体である「た」が主として使用されている。2689号の「𪛚」は文節頭には用いられず、あるいは文節頭の「た」を想定して、それ以外の位置に用いられたのかもしれない。それが2690号になると、「𪛚」の位置に「た」が用いられているのである。〈カ〉のときと同様、異体仮名から現行の字体へと移行したものとみなして良いのではないだろうか。

次にサ変動詞に用いられることのある〈シ〉〈ス〉について考察する（表 24）。〈シ〉は2689号では現行の字体のみの使用となっており、文節頭にも「し」が用いられていた。2690号においては「𪛜」が用いられているが、文節頭での使用例はなく、文節中末「打捨あり𪛜が」（3-2-2）「醸製せられ𪛜に」（3-2-4）サ変動詞「繁茂𪛜」（3-2-2）といった用例となっている。この3つの用例は非常に近い位置にあり、植字の際の何らかの都合により用いられたのではないかと思われる。2689号にはなく、2690号でのみ用いられている異体仮名の一つがこの「𪛜」であるのだが、ここでは使い分けの意図をもって用いられていたとは考え難い。

〈シ〉同様に、2690号でのみ使用される異体仮名が〈ス〉にもある。「𪛝」「𪛞」がそれに当たる。それぞれ用例はサ変動詞「支出𪛝べき」（3-1-15）打消の助動詞「人知れ𪛞」（2-3-24）「ゆか𪛞」（2-3-29）となっているが、サ変動詞、助動詞それぞれ「す」「ず」の方が多く用いられ、特に使い分けの意図をもって使用したようには思われぬ。4号

活字期においては、活字の関係上、清濁が「す」「ぢ」の対応となっていたこともあったが、5号活字期においては「す」「ず」と対応させることが可能であり、ここでは基本的に現行の字体の「す」「ず」を用いる方針のようであった。

表 24、2689号と2690号における〈シ〉〈ス〉の各字体の使用状況

〈シ〉〈ス〉	2689号						2690号					
	文節頭	中末	準語頭	サ変	助動詞	計	文節頭	中末	準語頭	サ変	助動詞	計
し	1	52	0	19	X	72	0	52	0	25	X	77
と	0	0	0	0		0	0	2	0	1		3
じ	0	0	0	0		0	0	1	0	0		1
す	0	5	0	15	1※	21	1	10	0	13	2	26
ぢ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ず	0	2	0	0	8	10	0	0	0	0	8	8
ぢ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2

※清音だが打消の助動詞「ず」と思われる箇所で使用されていた。なお打消「ず」、丁寧「です」「ます」の〈ス〉〈ズ〉に用いる仮名に、使い分けが見られる場合があるので、助動詞の欄を設けている。

表 25、2689号と2690号における〈ニ〉の各字体の使用状況

〈ニ〉	2689号						2690号					
	文節頭	中末	準語頭	助詞	副詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	副詞	計
に	0	0	0	0	0	0	0	0	0	133	21	153
𠂔	0	0	0	47	4	51	0	0	0	0	0	0
𠂔	0	0	0	4	1	5	0	0	0	0	0	0
𠂔	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0

前述の〈カ〉については、助詞とそれ以外で使い分けるような傾向は見られなかったが、助詞に多用される〈ニ〉ではどうであったのかについて見ていく(表 25)。2689号においては「尔」を字母とする「𠂔」「𠂔」、「丹」を字母とする「𠂔」の三つの字体が用いられ、2690号においては現行の字体のみ用いられる。いずれも用例は、助詞か副詞の一部となっており、使い分けの意識があったかどうかは判断し難い。以前の調査において、活字であっても助詞には「尔」を字母とする字体を用いる意識が働いた可能性があることが判明したが、2689号においても助詞の用例の大半が「𠂔」「𠂔」で占められていた。それが2690号では、現行の字体のみの使用となり、助詞にも「に」が用いられているのである。そこには仮名文字遣いを廃して、字体を統一しようとした意識があったのではないかと考えられる。ただしこの時点で〈ニ〉は完全に「に」に統一された訳ではなく、これ以降しばらくは現行の字体「に」と「尔」を字母とする字体が併用されることとなる。やはりすぐには「𠂔」「𠂔」等を用いる慣習から脱却できなかったのではないだろうか。〈ニ〉が現行の字体に完全に統一されるのは、『毎日新聞』に改題されてから、更に後のこととなる。

表 26、2689 号と 2690 号における〈ハ〉の各字体の使用状況

〈ハ〉	2689 号					2690 号				
	文節頭	中末	準語頭	助詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
は	0	1	0	7	8	0	2	0	4	6
ハ	0	1	0	40	41	0	2	0	66	68
ゑ	0	1	0	3	4	0	0	0	0	0
ば	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2
バ	0	1	0	13	14	0	0	0	11	11

では〈ニ〉と同様助詞に用いられる〈ハ〉についてはどうであったか。表 26 を見てみると、2689 号、2690 号ともに現行の字体と「ハ」が清濁それぞれの表記で用いられている。さらに 2689 号では清音表記のみ「ゑ」が用いられていた。〈ハ〉の用例も前述の〈ニ〉と同様に、助詞が大半を占める。文節頭での使用例がなく、文節中末での使用例も少ないために、「ハ」と「は」の間で、助詞とそれ以外で使い分けられていたかは定かではない。ただ少なくとも、清濁ともに助詞には「ハ」を用いる傾向があることは確かなようである。前述の〈ニ〉では既に助詞についても現行の字体を用いるという傾向が見られたが、〈ハ〉についてはまだ現行の字体への移行はそれほど進んでおらず、依然として異体仮名の方が用いられるのである。これも〈ニ〉と同様に『毎日新聞』に改題されたその後に、現行の字体に統一されるのであるが、かなり遅い時期まで使い分けの意識が働いていたのではないかと考えられる。

表 27、2689 号と 2690 号における〈ミ〉〈レ〉〈ヲ〉の各字体の使用状況

〈ミ〉〈レ〉 〈ヲ〉	2689 号					2690 号				
	文節頭	中末	準語頭	助詞	計	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
み	0	4	0	X	4	0	2	0	X	2
ゝ	0	1	0		1	0	1	0		1
れ	0	2	0		2	0	59	0		59
き	0	30	0		30	0	0	0		0
を	0	0	0	47	47	0	1	0	73	74
残	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0

最後に残りの仮名〈ミ〉〈レ〉〈ヲ〉について、まとめて考察を加える(表 27)。まず〈ミ〉についてであるが、2689 号、2690 号ともに現行の字体と異体仮名「ゝ」が併用されていた。だがいずれも文節中末における使用であり、用例数自体も少なく、使い分けの意図があったかどうかは定かではない。〈レ〉についてであるが、2689 号では現行の字体と異体仮名「き」が併用されていたが、2690 号においては現行の字体のみの使用となっている。ラ行音であることもあり、文節頭における使用はなく、全て文節中末における用例となっている。2689 号においては、併用といっても「き」よりも現行の字体の方が、圧倒的に使用回数が少なかった。「き」から「れ」へと異体仮名から現行の字体

への移行がここでも起こっているのである。ただ 2690 号以降にも「き」が使用されることはあり、この時点で完全に統一されたという訳ではない。この「き」や先程の「く」などの字体は、特に使い分けの意図が見受けられないことが多い。版本においてもよく使用された字体であったが、やはり仮名文字遣いの意図は見受け難く、連綿の都合上用いられていたのではないかと考えられた。活字本においてはそのような理由で用いられたとは考えられないが、個人によっては慣習的にそれらの字体を用いる意識が強く残っていたのかもしれない。2689 号における「残」の一例のみの使用も、そのように個人的な意識によるものではないかと考えられる。「残」の使用例は「な残さら」(2-2-32)である。元々の原稿においてはどのような表記が行われていたのか知る術はないが、植字の際に「仮名遣い」について何らかの意識をしたことがうかがえる。考えた結果選択されたのが、「お」でも「ほ」でも「を」でもなく、「残」だったのではないだろうか。

4-3-2. 2689 号、2690 号の仮名文字遣いまとめ

以上のように 2689 号と 2690 号を比較してみてきたが、やはり 2690 号の方が現行字体を使用する傾向にあった。「ま」「む」「ぢ」など、2689 号には用いられていなかった異体仮名の使用も確認されたが、それらの使用回数は少なかった。また〈カ〉〈コ〉〈タ〉〈レ〉など、2689 号において異体が優勢であった平仮名が、2690 号では現行の字体が優勢となっていたり、現行の字体のみの使用となっていたりした。さらに〈ニ〉のように、2689 号では複数の異体仮名のみの使用であったものが、2690 号では現行の字体のみの使用となっていた。ただし〈ハ〉のように依然として異体仮名が主として用いられていたものもある。やはりこれは助詞の『は』には異体仮名の「ハ」を用いる意識が強かったためと考えられる。このようにみると、抽出される異体仮名の数以上に両者の差は大きいようである。

2690 号から印刷を担当した秀英舎は、以前調査を行った近代文学作品において、明治 33 年以前に既にほぼ現行の仮名字体のみによって印刷を行っていた作品がみられた印刷社である。明治 12 年という早い段階においても、既にその方針を採っていたものであろうか。秀英舎は明治 16 年頃から活字の自家鑄造に着手し、『横浜毎日新聞』についても、当初は築地体を使用していたが、次第に秀英体も併用するようになり、ついには秀英体のみを使用するようになった。活字を製作する段階において、字体の統一がはかられたことも考えられるのである⁽¹¹⁾。ただ築地体 5 号についてもそれは言えることかもしれない。当時の活字見本を見てみると、同 4 号のような多様な異体仮名は載せられていない⁽¹²⁾。5 号活字は当時の新聞の本文に用いられた基本的な活字であり、大量生産の際にある程度字体を絞ったものと考えられる。その結果残ったのが、2689 号において用いられていた近世に多用された異体仮名や、2690 号において用いられていた現行の字体であるものと推定される。そこから近世的な字体を選択する場合と、現行の字体を選択

する場合があったために、『横浜毎日新聞』の中でも異なる字体使用の傾向が見られたのではないだろうか。

5、おわりに

以上のように『横浜毎日新聞』の仮名字体についてみてきた。やはり使用される字体は活字と深く関わっているようであった。初期は活字によって使用できる字体が制限されていたため、特定の字体しか用いられなかった。それが後には多くの選択肢がある中で、あえて特定の字体しか用いなくなり、ついには一つの仮名に対して一字体となるまでに至った。このような収斂の傾向は新聞に限らず、他の出版物でもみられる。

字体が収斂していった理由は、各出版物によって様々であると考えられるが、『横浜毎日新聞』においてはいかがであったろうか。そこには新聞を発行する上で、活字の利点を最大限に活かそうという意識があったのではないかと考えられる。すなわち使用する活字を最小限に絞ることによって、毎日行われる植字作業をより効率的に行おうとしたのではないかとということである。その最終到達点が字体の統一ということになる。

それでは字体はすぐに統一された訳ではなく、しばらくの間ある程度の異体は用い続けられたのは何故であろうか。そこにはやはり仮名文字遣いに関わっているものと考えられるのである。本調査においては、使い分けがはっきりとしなかったものもあるが、〈カ〉〈シ〉〈夕〉〈ニ〉〈ハ〉といった仮名は、これまでの調査において、活字であっても字体の使い分けが確認されたものである。今回の調査においても、字体が統一される『毎日新聞』期まで、〈夕〉を除いたこれらの仮名において異体の使用が確認されている。これらの仮名はたとえ実際に仮名文字遣いを行わずとも、「かつて仮名文字遣いを行っていた字体」を用いていたのではないかと考えられる。すなわち使い分けるか否かは別として、慣習的に用いられたのではないかとということである。むろん明確に使い分けの意図をもって用いられる場合もあると思われるが、それらの使い分けも含めて「慣習的」なのである。崩し字の連綿体で書かれていた版本においては、仮名文字遣いは判読の一助として行われていた。しかし最早活字本において、その必要性は皆無である。合理性を求めるならば、複数の字体を用いるべきではない。一つの字体に統一することも技術的には可能である。それにもかかわらず、異体が用いられた要因は、これまで異体を用いてきた慣習、ひいてはその背景にあった仮名文字遣いの慣習にあると考えられるのである。その慣習から完全に脱却するまでに、やはりある程度の時間を要したのではないだろうか。

注

(1) 底本には不二出版の復刻版『横浜毎日新聞』（1989～1999 刊）を使用した。

- (2) 仮名文字遣いとは、平仮名を字体レベルで使い分けることであり、仮名遣いとは区別される。例えば文節頭に「と」を用い、それ以外には「し」を用いるといった使い分けは、多くの文献に見られる。学術用語としての「仮名文字遣」は安田（1971）において提唱され、今野（2000）などにおいて使用される。ただ完全に定着しているとは言い難く、矢田（2012）のように、単に「異体仮名使い分け」とされる場合もある。
- (3) 本木昌造の弟子平野富二により築地活版所で鑄造された活字。
- (4) 大日本印刷の前身である秀英舎が築地体を参考に独自に鑄造した活字。
- (5) 片塩（2004）に「この『横浜毎日新聞』の創刊時には木活字が用いられた。同紙に長崎系の金属活字が全面的に採用されたのは意外に遅くて一八七三年（明治六）一月四日になってからであった」（p74）とあり、この記述に基づき実際に紙面に用いられた活字を調査した。築地体活字見本、秀英体活字見本と紙面に用いられる活字を比較することにより、使用される活字が3号から5号へ、さらに築地体から秀英体へと変化していったことが判明した。なお紙面に用いられた字体と比較した築地体の活字見本は、板倉（2006）所収「TYPE FOUNDRY, TSKIJI AT TOKEI 東京築地活版製造所 1876」（明治9年）である。3号は p224 上部「第三號」、4号は p225 「第四號」、5号は p229 下部「第五號」を用いた。秀英体については片塩（2004）p356 に平仮名の項目のみ掲載されている「五号活字見本」（明治22年）を用いた。
- (6) 現行字体に「'」等を付したものと漢字で示しているものについては以下の代字一覧を参照されたい。なお一覧の活字は築地体4号である。

代字一覧

ㇿ' = ㇿ 耳 = 耳 も' = む よ' = よ 良 = 良

- (7) 注(5)で参照した築地体の3号活字見本には「き」「こ」「も」「ゆ」の字体は載せられていなかった。
- (8) 前節において『仮名読新聞』創刊号（M8/11/1）の仮名字体について調査を行ったが、多様な字体は用いられていなかった。
- (9) 片塩（2004）に『横浜毎日新聞』はやがて嚶鳴（おうめい）社・立憲改進黨の領袖であった沼間（ぬま）守一（もりかず）（一八四三—九〇）に買収されて『東京横浜毎日新聞』となった。（中略）秀英舎は一八七九年（明治一二）十一月一八日から同紙の印刷を担当した。これは秀英舎が日刊新聞を印刷したはじめとなった」（p76）とある。
- (10) 第三章第二節の調査結果より、たとえば林甕臣・棚橋一郎編『日本新辞林』（明治30年）では、見出しには異体仮名「ㇿ」「と」「と」および同字母異字体「れ」「ろ」「ろ」が用いられていたが、語釈にはそれらが用いられず、現行の字体と一致していた。

- (11) 「活字見本帖 未完（推定明治 29 年）」（片塩（2004）所収）の活字見本には 1 号～7 号までの平仮名の活字見本があるが、いずれも一つの仮名に対して一字体のみ示してあり、「「ゐ」「れ」「ろ」以外は現行の字体と一致していた。ただ全く異体仮名の見本がない訳ではなく、「貳號太字」には異体仮名も記載されていた。明治 36 年の活字見本「活字見本帖 Type Specimens」も同様であった。
- (12) 注(5)で参照した築地体の活字見本において、5 号活字 129 字体（濁音、半濁音の付いた仮名含む）に対して 4 号活字 233 字体と、倍近くの字体が見本として載せられている。秀英舎についても言えることだが、むろん活字見本にないからといって、異体仮名の活字が作られていなかったとは限らない。ただ新聞以外の出版物の使用状況にも鑑みると、やはり最初からあまり多くの字体を用意していなかった、もしくは用意していても大量には生産していなかったものと思われる。

参考文献一覧

- 板倉雅宣（2006）『活版印刷発達史—東京築地活版製造所の果たした役割—』印刷朝陽会
- 片塩二郎（2004）『秀英体研究』大日本印刷
- 今野真二（2000）『仮名表記論攷』清文堂出版
- 浜田啓介（1979）「板行の仮名字体—その収斂的傾向について—」『國語學』118 集
- 古田東朔（1974）「変体がなからひらがなへ」『言語生活』272、273 号
- 安田章（1971）「仮名文字遣序」『國語國文』40 卷 2 号
- 矢田勉（2012）『国語文字・表記史の研究』汲古書院

第三章 辞書における平仮名

近世においては「節用集」や「往来物」などの書物に、人々は書記を行う上での規範を求めた。それらに類するものとして、新たに明治期になって現れたのが、五十音順の「国語辞書」である。人々の規範となるべき国語辞書において、どのような字体が使用されていたのか。また意識的に字体が使い分けられているようなことがあったのかについて、検証を行っていききたい。

第一節 『言海』における仮名字体および仮名文字遣い

1、はじめに

明治期になって新たに出版されるようになったものの中に、近代的な「国語辞書」がある。日本が近代国家として確立していく上で、「国語」の教育は不可欠であり、その上で「国語辞書」の果たした役割は大きいものと思われる。「国語辞書」は一つの「規範」であり、国語を学ぶ上での拠り所となる。これまで行ってきた調査では、近代小説や新聞など、いわば「実践的」に用いられている仮名字体について調査を行ってきたが、「規範的」である「国語辞書」においては、どのような仮名字体が用いられていたのであろうか。そして異体が用いられているとしたら、それらは「規則的」に使い分けられていたのだろうか。辞書の「規範性」という点に着目しながら、調査を行いたい。

2、調査対象『言海』について

2-1. 調査方針について

今回の調査においては、明治期を代表する国語辞書である『言海』を用いる^①。見出し語を五十音順に配した『言海』は、後発の国語辞書に及ぼした影響も大きく、他の辞書と比較する上でも、利便性が高い。まずは『言海』における異体仮名の扱いについて把握したいと思う。字体を調査する上では、平仮名書きであり、仮名遣いなど表記に最も注意の払われる「見出し語」を対象とする。

2-2. 異体仮名についての言及

見出し語について調査を行う上で、まず『言海』において仮名字体や仮名文字遣いについてどのような言及がなされているかについて把握する。『言海』には冒頭部分に「語法指南（日本文典摘録）」という部分があり、文法等の国語の基本事項が解説されている。このことから、『言海』が教育的配慮に基づき構成されていたことがうかがわれるが、その中に仮名字体や仮名文字遣いについて解説されている部分はない。唯一異体仮名について言及があるのが、1頁目の「五十音圖平假名片假名」の図に付された、ただし書き「假名ニ、變體ノモノモ多ケレド、此ニハ畧ス」である。なお、この五十音図はほぼ現行の字体と一致しており、〈ユ〉に同字母異字体が使用されている程度であるが、「語法指南」中の用例

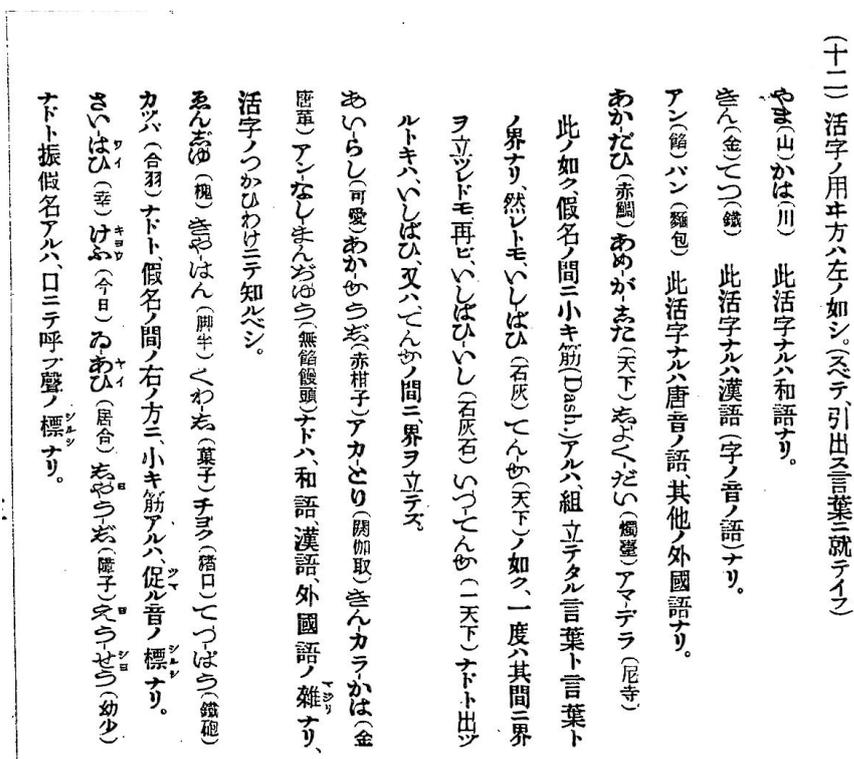
の平仮名には「ㇰ」「ㇱ」「ㇲ」「ㇳ」「ㇴ」などの異体仮名が用いられており、図中の字体に統一されているというようなことはなかった。異体を当たり前のように入っていた当時においては、辞書であっても特に注意は払われなかったものであろうか。

次に「凡例」に目を向ける。見出し語における異体仮名の使用についての注意書き等は特にない。ただ〈二〉に関しては「凡例」14頁(三十五)において、「あきらか(明)ㇱづか(静)つまびらか(詳)ナドイフ一類ノ語ハ、ソノママニテハ用キラレズ、必ズ下ニㇲヲ添ヘテ、副詞トシテ擧ゲタリ」とある。これは副詞には必ずしも「ㇲ」を用いるとしている訳ではないが、用例に全て「ㇲ」が用いられている点は注目される。さらに実際に辞書を引く上での注意点を記した「索引指南」3頁(十)においても、「わづかㇲ(僅)ㇱづかㇲ(静)あきらかㇲ(明)ㇰまやかㇲ(細)ナドイフ言葉ハ、スペテ下ニㇲヲ添ヘテ出ダシタレバ、其假名ノ順ノ所ヲ見ルベシ」とある。ここでも「ㇲ」が用いられており、編者に副詞には「ㇲ」を用いるという意識があったのではないかと推測される。実際の見出し語において「ㇲ」が用いられているかについては、「4、仮名文字遣いについて」において確認する。

2-3. 活字について

見出し語の活字を使い分けていることが、「索引指南」三頁(十二)において「活字ノ用キ方ハ左ノ如シ」として以下のように示されている(図1)。

図1 『言海』「索引指南」三頁(十二)



唐音やその他の外国語はカタカナであるが、和語と漢語についてはともに平仮名であり、母型の異なる活字が用いられている。いずれも築地体五号活字^②であり、漢語に用いられる活字は明治9年の活字見本に、和語に用いられる活字は明治18年の活字見本に見られるものと字形が一致するようである^③。和語に比べて漢語に用いられる活字は、線が細くやや扁平である。本稿においては、漢語として、和語と異なる活字が用いられている見出し語については、「きん」「てつ」のように、下線を付して示すこととする。

2-4. 仮名字体の規範意識について

仮名字体や仮名文字遣いを研究する上で、問題となるのが、それが誰の意思によって決定されたものかということである^④。手書きであれば、それは書き手の意識が直接反映されたものということになるが、出版物においては、そうはならない。整版印刷においては、作者自身が直接版下を書かない限り、使用される仮名字体は筆耕の手によって決められる。活版印刷においては、活字化というプロセスを経るため、基本的に書き手の意思が入り込む余地は少ないと考えられる。これまで扱ってきた明治期の出版物—合巻、近代小説、新聞についても、実際のところは資料に乏しく確実なことは言えないが、字体の選択は印刷所によるものと考えられた。実際同じ印刷所で発行されたものが、似た傾向を示すことがあり、また印刷所の変更によって使用される仮名字体に変化が見られることがあった。それでは『言海』においてはどうかであったろうか。

『言海』で使用される活字には、編者の大槻文彦自身が深く関わっていたことが、巻末の「ことばのうみのおくがき」からうかがえる。これは『言海』発行までの経緯を、大槻自身が記述したものであるが、その中に活字についての言及がある。「刊行のはじめ、中田大久保の二氏、閑散なりしかば、家にやどして、活字の校正せむふとを託しぬ。(中略)校訂塗抹すれば、二氏浄書してたゞちに活字に付し、活字は、初より二回の校正とさだめたれば、一版面三人して、六回の校正とはなりぬ」(4頁4~7行)とあるように、大槻は二人の校正者とともに、活字化されたものに目を通し、校正を行っている。また印刷所における植字について、「本書植字の事、原稿の上にては、さまでとも思はざりしが、さて着手となりてみれば、假名の活字は異體別調のものなれば、寸法一々同じからず、その外くさ“\ /の符號など、全版面に、およそ七十餘とほりのつかひわけあり、植字校正のわづらわしきこと、熟練のうへにてもはかどらず、いかに促せどもすゝまず。また辭書のことなれば、母型に無き難字の思ひのほかに出できて、木刻の新調にいとまをつひやせる事、甚だ多し。」とある。ここでの「假名の活字」の「異體別調」とは、和語と漢語で用いる活字を変えたことを示すものと思われるが、假名についても大槻自身が注意を払っていたことがうかがえる。また漢字について「母型に無き難字」を「木刻の新調」している点から、異体字の使用について妥協を許さず、わざわざ木活字を制作する程であったということが分かる。このように大槻は『言海』を発行する上で、常に活字化されたものに目を通し、指示を行

っていたのである。

『言海』に使用される仮名の字体の選択が、全て大槻によるものであるかどうかは判断のしようがない。だがそこに用いられている字体は、大槻自身が全て目を通し、認めたものなのである。それらは大槻の字体意識がそのまま反映されたものではなく、大槻自身が「規範」と考える辞書として相応しい字体が反映されたものであると考えられるのである。その点において国語辞書は、他の出版物よりも、仮名文字遣いの「規則性」を重んじ、「規範」となるべき仮名字体の選択がなされていることが期待されるのである。

3、仮名字体について

3-1. 和語と漢語の仮名字体

それでは『言海』の見出し語においては、実際にどの字体が用いられているのか。和語（表1）と漢語（表2）それぞれ示す。

表1、和語

現行無	
異体	ふぶふぶふぶ
同字母	れ

表2、漢語

現行無	かしじすずな
異体	かじじすずな
同字母	か※ あ

※「か」は極めて現行の字体に近いが、一画目から三画目まで連綿している点が異なる。

現行の字体が定められた明治33年の小学校令施行規則以前には、平仮名の字体の絶対的な基準は存在しなかった。それでも『言海』においては、概ね現行の字体かそれに近いものが用いられていたようである。やはり辞書という性質上、意図的に字体を統一しようとしたものと考えられる。だがただ単純に複数ある字体の中から一字体を選択したのであれば、それが必ずしも現行の字体と一致するとは限らない。現在我々が「異体仮名」と称する字体が「正体」として用いられることもあったはずである。では何故そうならなかったのか。

先程「絶対的基準は存在しない」と述べたが、それでもやはり一定の基準は存在したものと考えられている。それが前章においても触れた「平仮名書きいろは歌」⁶⁾である。これは本来平仮名の「音」が何種類あるのかを示すために用いられたものであり、字体としては一例でしかなかった。ただそこに用いられる字体は時代を通じてほぼ一定であり、それが字体の一つの基準と捉えられるようになった可能性がある。とりわけ明治期の「活字化」

においては、その基準を重視したため、版本の時よりも現行の字体に近付いたものであると考えられる。

大槻もやはり辞書としての「規範性」に鑑み、この基準に則ったものと思われる。ただそれでもいくつかの異体仮名の使用が確認され、一つの仮名に二種の字体が用いられているものがあった。また、和語と漢語で用いられる字体は必ずしも一致するという訳ではなかった。現行の字体と異なる字体が用いられている仮名について、それぞれ検証していく。

3-2. 〈オ〉

和語において、現行の字体以外に同字母異字体の「れ」の使用が確認された。ただこの「れ」の使用は「はだ-れび（名）膚帯」「はた-れり（名）機織」「はたれり-むし（名）機織蟲」「はたれり-め（名）機織女」の4例のみである。なおかつこの4つの見出し語は連続して出現しており、使い分けの意図はなかったものと思われる。「お」の活字が足りなくなったものか、あるいは単なる人為的なミスか、いずれにしても印刷所側の事情により、使い分けに関係なく使用されたものと考えられる。

3-3. 〈コ〉

和語においては「こ」「ご」と「ぷ」「ぶ」の字体が併用されているが、前者の使用例は後者に比べて極めて少ない。「あか-ご（名）赤子」「あふぎ-ばこ（名）扇箱」「いちご（名）苺」「うし-ころし（名）」「み-どころ（名）居所」等、全編を通じて「こ」5例、「ご」12例のみである。全て語中における使用であり、見出し語の語頭は全て「ぷ」「ぶ」となっている。「ぷ」「ぶ」は語中にも用いられており、「ぷ」「ぶ」を語頭（文節頭）、「こ」「ご」をそれ以外に用いる使い分けがあったとは言い難い。もし使い分けの意図があるのならば、漢語についても「こ」「ご」のみではなく、「ぷ」「ぶ」も併用しているはずである。〈オ〉の「れ」の場合と比べると、やや数も多く、出現場所もまばらであるが、誤って混入してしまった可能性が高い。実質的には和語「ぷ」「ぶ」、漢語「こ」「ご」という語種間の使い分けとなっているようである。では何故和語と漢語で別の字体が用いられるのか。「こ」「ご」で統一することも可能だったはずである。次節の〈ス〉も似たような状況にあるので、ここで併せて考察する。

3-4. 〈ス〉

〈ス〉については〈コ〉と逆で、和語に現行の字体「す」「ず」が、漢語に異体仮名の「𠂔」「𠂕」が用いられる。何故漢語と和語で異なる字体が用いられるのであろうか。その理由として考えられるのが、活字の問題である。前述の活字見本によれば、明治9年に〈ス〉は「𠂔」しか載せられておらず、逆に18年には「す」しか載せられていない。見本に載せられていないだけで、他の字体が必ずしも存在しないという訳ではないが、一つの可能性として考えられる。ただその活字系に「す」がなければ、別の活字系から「す」を持って

くることもできたはずである。何故そうしなかったのか。理由として考えられるのが、「す」「ま」両方の字体を見出し語の字体として示したかったということである。前述のように現行の字体は明治 33 年の小学校令施行規則において定められたものであり、それ以外の字体が「異体」とされるのは、現行の字体が「正体」とみなされているからに他ならない。辞書である以上は、使い分けがあるために複数字体を示す必要があるもの以外は、「正体」のみを用いるべきであるのかもしれない。徒に字体を増やしてしまつては、辞書としての統一感に欠けてしまう。だが明治 33 年以前の当時においては、「正体」の絶対的基準など存在しない。「平仮名書きいろは歌」はあったが、それはあくまで一つの基準なのである。他の仮名については一つの字体に正体を絞れたが、〈ス〉については決めかねて、和語と漢語で別の字体を用いることにより、二つの「正体」を示そうとしたのではないだろうか。前述の〈コ〉も同様で、「こ」「ま」両方の字体を示さんがために、あえて漢語と和語で使い分けたのではないだろうか。また同一語種内の使い分けではなく、語種間の使い分けにすることによって、この二つの字体は等価であるということを示したかったのかもしれない。

3-5. 〈シ〉

和語については、現行の字体「し」「じ」と異体仮名の「𛄁」「𛄂」が併用されている。〈シ〉の項の見出し語の語頭は、全て「𛄁」「𛄂」であり、「し」「じ」は全て語中尾における使用となる。他の多くの出版物でも見られるような、「𛄁」を語頭（文節頭）に、「し」をそれ以外に用いる使い分けの意識があったものと思われる。ただ、見出し語においては、語中にも「𛄁」が用いられることがある。どのような場合にそうなっているかについては、「4、仮名文字遣いについて」にて検証する。

一方の漢語については、「し」「じ」の使用は見られず、「𛄁」「𛄂」のみが使用される。明治 9 年の活字見本には「𛄁」のみしか載せられておらず、これも活字による制限であることが考えられる。ただこれについては、「𛄁」（「𛄂」）のみあれば、それで十分であった可能性がある。漢語の場合、漢字一字を「語」の単位とみなし、漢字音の一音目を「語頭」とした結果、一音目の〈シ〉に「𛄁」が用いられているようなのである。例えば「春秋」という漢語は、「𛄁ゆん・𛄂う（名）春秋」というように表記されており、「春」と「秋」、それぞれの「語頭」に「𛄁」「𛄂」が用いられている。すなわち二音目が〈シ〉〈ジ〉である漢字を含む漢語を載せることがなかったため、「𛄁」「𛄂」のみで事が足りたのではないかと考えられるのである。

3-6. 〈ニ〉

漢語は「に」のみだが、和語において「に」と「𛄃」が併用されている。語頭〈ニ〉の見出し語の中には、「𛄃」の字体で立項されているものがある。それは「𛄃（辭）第一類ノ天爾波、動詞ノ動作ノ移リ互ル所ヲ示ス、其意種種ナリ。（後略）」と「𛄃（辭）第三類ノ

天爾波、思フニ違ヒテ意ノ反スル意ヲ示スモノ。(後略)」の 2 項目である。このように他の項目とあえて異なる字体で立項されているのは、全編を通してこの 2 項目のみである。このことから、「辭」すなわち助詞の『に』には「ㄥ」を用いるという意識が、かなり高かったことがうかがえる。また「凡例」や「語法指南」において、副詞には「ㄥ」の字体を用いると解釈できる部分があると指摘したが、実際に副詞の項目には「ㄥ」が用いられているものが存在した。副詞には全て「ㄥ」が用いられるのか、また助詞『に』や副詞以外にも「ㄥ」が用いられるかについては、「4、仮名文字遣いについて」にて検証する。

3-7. 〈ハ〉

漢語は「は」「ば」のみだが、和語においては「は」「ば」と「も」「む」が併用されている。ただ前述の「ㄥ」のように、「も」「む」が見出し語の語頭で用いられることはなく、助詞『は』『ば』の見出しについても、「は」「ば」が用いられていた。また「も」「む」ともに使用例はあまり多くはない。ただ「も」「む」の用例を実際にみると、成句中の助詞『は』『ば』として用いられる傾向にあるようであった。また前述の「ㄥ」が使い分けのために用いられていたのだとすれば、「も」「む」もそのために用いられていた可能性が高い。助詞『は』『ば』と対応して用いられているかについては、「4、仮名文字遣いについて」において検証を試みる。

4、仮名文字遣いについて

見出し語において、漢語と和語で異なる字体を用いる〈コ〉〈ス〉を除けば、一つの平仮名に対して複数の字体が用いられているのは〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉のみである。それぞれについて、どのような意図をもって字体が使い分けられていたのかについて、詳しく検証していく。

4-1. 〈シ〉〈ジ〉

〈シ〉〈ジ〉を語頭に持つ和語の見出し語は全て「ㄣ」「ㄤ」から始まっており、「し」「じ」から始まる語は一つもない。語頭には「ㄣ」「ㄤ」を用いるという意識があったことは明らかで、「し」「じ」の使用は語中尾に限られる。ただし語中尾には必ず「し」「じ」が用いられる訳ではなく、「ㄣ」「ㄤ」が用いられることもある。それはどのような場合であるかについて検証する。

4-1-1. 準語頭における〈シ〉〈ジ〉の使い分けについて

前述の「索引指南」3 頁(十二)には、見出し語中の「-」について、以下のように解説がある。

あか-だひ (赤鯛) あめ-が-ゑた (天下) ゑよく-だい (燭台) アマ-デラ (尼寺)

此ノ如ク、假名ノ間ニ小キ筋 (Dash.) アルハ、組立テタル言葉ト言葉トノ界ナリ、然レドモ、いしばひ (石灰) てん-か (天下) ノ如ク、一度ハ其間ニ界ヲ立ツレドモ再ビ、いしばひ-いし (石灰石) いつ-てんか (一天下) ナドト出ヅルトキハ、いしばひ、又ハ、てんかノ間ニ、界ヲ立ズ。

複合語については、「-」でその要素を区切るものとしているのである。語中における「ㇿ」「ㇿ」の使用についても、そのことが関わっているものと考えられる。例として挙げられている「あめ-が-ㇿた (天下)」は、実際の見出し語においても「あめ-が-ㇿた」と表記されている。「-」によって「あめ」「が」「ㇿた」と複合語を分割して考えた時、「ㇿた」の〈シ〉は、要素中の「語頭」ということになる。それ故に「し」ではなく、「ㇿ」が用いられたものと考えられるのである。すなわち、「準語頭」というべきものにも、「ㇿ」を用いる意識があったのではないかということである。それでは実際に「-」の後の〈シ〉〈ジ〉は、「ㇿ」「ㇿ」となっているのかについて、見ていくこととする。

表3、「-」直後の〈シ〉の使い分け

	ㇿ		し		ㇿ		じ	
	自立	付属	自立	付属	自立	付属	自立	付属
第一冊 あ～お 明治22年 5月15日出版	49	1	13	8	31	1	11	7
第二冊 か～さ 明治22年 10月31日出版	47	0	6	10	20	0	0	0
第三冊 し～ち 明治23年 5月31日出版※1	20	1	1	7	29 ※2	1	2	0
第4冊 つ～を 明治24年 4月22日出版	109	8	7	23	66	0	2	2
合計	225	10	27	48	146	2	15	9

※1、第三冊には、ここに集計したものの他に、「ㇿな-ㇿなし (形.二) 品々」「ㇿろ-ㇿろ (副)」など、疊語が18例みられる。これらは「-」の直後に〈シ〉〈ジ〉がきているが、形式上分割したものと考えられ、自立語とも付属語ともみなし難いので、表には含まなかった。なお18例全て「ㇿ」もしくは「ㇿ」が用いられているが、これは本来繰り返し記号が用いられるものについて、それをを用いず同じものを二度書いたため、語頭の「ㇿ」

「ぢ」が写されたものと考えられる。

※2、「とほ-ぢ・む (自動) (規.一)」「とほ-ぢ・む (自動) (規.一) 潮染」「とほ-ぢり (名) 塩尻」の三語は、「ぢ」として漢語であることを表す活字が用いられているが、正誤表にて和語を表す活字に訂正されていたので、数に入れてある。

分冊毎に、「-」の直後の〈シ〉〈ジ〉について、どちらの字体が用いられているかについて調査した結果が表 3 である、分冊毎に集計したのは、同時に全冊発行された訳ではなく、明治 22 年から 24 年にかけて、順次発行されたため、分冊間で方針に違いが見られる可能性があったからである。また付属語の場合、「語頭」ではあっても「文節頭」とはならず、そのために「し」「じ」が用いられていると思われる場合があったので、「自立語」と「付属語」(接尾辞を含む)で分けて集計を行った。全体を通してみると、やはり「と」「ぢ」が用いられる傾向にあるようである。一部付属語の用例も見られるが、そのほとんどが自立語であり、語中にあっても、最小単位で分割した場合には、「自立語」の「語頭」であるために、「と」「ぢ」が用いられているものと考えられる。通常では複合語と意識されないような語についても、語源にまで遡り分割し、「と」「ぢ」が用いられているものもある。「お

-ぢり (名) 瑞^{コジリ} [小後ノ義カ]」「や-とろ(名)社 [屋代ノ義]」などの例がある。

このように基本的には「-」の直後の自立語の〈シ〉〈ジ〉には、「と」「ぢ」が用いられているが、「し」「じ」が全く用いられていない訳ではない。特に第一冊においては、使用が目立ち、「し」が「あし-しろ(名)足代」「うち-しき (名) 打敷」「おく-しま (名) 奥島」など 13 例、「じ」が「あせ-じ・む (自動) (規.一) 汗染」「いた-じき(名)板敷」「うち-じに(名)討死」「うら-じろ-の-き (名) 裏白木」など、11 例が確認された。

それが第二冊になると、「-」直後の自立語に「じ」の使用はなく、「し」についても、「かざ-した (名) 風下」「かざ-しも (名) 風下」「かぜ-しり-ぐさ (名) 風知草」「かた-しろ (名) 形代」「さか-しま (名) 倒^{サカサマ} 逆方の転」「たま-しづめ-の-まつり (名) 鎮魂祭」の 6 例のみとなっている。なお『しき (敷)』『しま (島)』が含まれる複合語は多く見られ、第一冊ではそれぞれ「し」が用いられるものもあったが、第二冊以降は「かう-とき (香敷)」「きかい-とま (名) 鬼界島」といったように、「と」のみ用いられるようになっている。

第三冊になると、さらに「し」「じ」の使用は少なくなり、「そう-じ-て (接) 總」「そ-し-て (接) 而 [さうしてノ約]」「せん-じる (動) [煎^{セン}ズノ訛]」と、「し」1 例「じ」2 例のみとなっている。またこれについても、サ変動詞といずれもみなせることから、自立語として分類しておいたが、『して』の助詞化や、一字漢語+サ変動詞であることなどにより、自立語としての意識が希薄となり、付属語扱いされていた可能性がある。

第四冊ではやや増えた印象を受けるが、収録語数の割には少なく、「し」7 例「じ」2 例

となっている。「し」7例の内、「とき-と-して(副)時」「と-して(辞)」「に-し-て(辞)」「べつ-し-て(副)別」の4例は、サ変動詞とみなして自立語と分類したが、第三冊の2例同様に付属語扱いされていた可能性がある。また「じ」2例は「みや-じ(名)」と「むら-じ(名)連」であるが、「みや-じ」は「みや-ぬし(名)宮主」の転訛とされ、「むら-じ」は「^{ムラヌシ}〔郡主ノ約カ〕」とある。「-」の後ではあるが、語中尾の感覚で「じ」が用いられていたのかもしれない。純粹に自立語とみなせるのは、「にが-しほ(名)苦鹽」「の-し(名)〔のハ野、とほ羊蹄(しのね)ナリ〕」「みこ-しろ(名)御子-代」の3例のみと考えられる。

このように、自立語における「し」「じ」の使用は、後半の分冊の方が、見られないようである。第一冊を校正した時点では、「-」直後の〈シ〉〈ジ〉には、「と」「ど」を用いるという方針が、まだ徹底されておらず、第二冊で気を付け始めるようになり、第三冊以降はそれをかなり徹底するようになったものと思われる。

一方付属語の方に目を向けてみる。「-」の後に付属語がくること自体が少ないようであるが、それでも全体を通してみると、「と」10例、「し」48例、「ど」2例、「じ」9例と「し」「じ」が「と」「ど」を上回っている。ただ「と」については、10例確認されている内の8例が後半の第四冊に集中しており、一見すると後半の方が使い分けられなくなっているようにも思える。そこで実際どのような語に使用されているかについて、みていくこととする。

第四冊において「-」直後の付属語に「と」が用いられるのは、「ね-と(名)」「ね-とま(名)」「はぢ-と・む(他動)(規.二)」「みせ-とめ(名)」「や-と(名)矢師」「や-と(名)野師」「ゆき-とな-2(副)」「ゆみ-と(名)弓師」の8例である。まず「ね-とな」であるが、「ね-とま」ととも

に「^{ネギワ}寐際ニ同ジ」としている。この『しな』『しま』は、『言海』において、「と(接尾)〔時ノ意ヲイフ古言とだノ転ナラム〕」としており、さらに「とだ」については、「とだ(名)時ノ意ニテ、今行キと(名)、帰リと(名)、起キと(名)ナドイフと(名)コレナリト云」と名詞として立項されている。この語源意識から、『しな』『しま』を、自立語に準ずるものとみなし、「と」が用いられたのではないだろうか。第一冊の「おき-と(名)」、第四冊の「ゆき-とな-2」にも同じく「と」が用いられているのである。次に「はぢ-と・む」「みせ-とめ」であるが、『しむ』『しめ』ともに、使役の助動詞『しむ』由来である。第三冊にも「せ-とむ(助)」とあり、やはり「と」が用いられている。「はぢ-と・む」は「〔令恥ノ転〕」とあり、「みせ-とめ」は「〔令見ノ義〕」とある。最後に「や(矢)-と」「や(野)-と」「ゆみ-と」であるが、「～師」について『言海』には、「と(名)〔為ノ義、常ニ師ノ字ヲ假スル〕諸ノ^{タクミ}工匠ノ称。

(熟語ニノミ)「塗一」「染一」「弓一」「矢一」工」とある。「名詞」としているが、使用は「接尾」に限られているというのである。第四冊におけるこの3例以外の「～師」の用例

には、第一冊「いかだ-し(名)筏師」「おもの-し(名)御物師」等4例、第二冊「くす-し(名)薬師」「さや-し(名)鞆師」等6例、第三冊「とぶと-し(名)仕事師」「そめもの-し(名)染物師」等3例、第四冊「ぬ-し(名)塗師」「やま-し(名)山師」等11例の合計24例があり、いずれも「し」が用いられている。「～師」の〈シ〉が「し」から「と」へとシフトしていった背景には、前述の自立語における「と」「ど」の使用の徹底が関係しているものと考えられる。「-」の後に付属語がくることは少なく、自立語に「と」の使用を徹底すると、「-と～」という形が大多数となる。それに伴い、これまで「接尾語」として、付属語扱いであった「～師」も、名詞の「師」として自立語とみなされるようになり、いわば他に連れて「と」が用いられるようになったのではないだろうか。以上のように、「-」直後の付属語における「と」の使用は、特定の語に限られており、付属語については、基本的に「し」を用いる方針であったものと思われる。

複合語である見出し語を「-」で、語要素の単位に分割するだけでなく、「-」直後が〈シ〉〈ジ〉の場合、それが自立語か付属語かを判断し、自立語であれば、語頭(文節頭)と同じように、「と」「ど」を用い、付属語であれば、語中尾(文節中末)と同じように、「し」「じ」を用いる—それが第一冊では、まだ徹底されておらず、また自立語と付属語の判断も曖昧なところがあるが、そこには確かに〈シ〉〈ジ〉の使い分けの意図が見受けられるのである。

4-1-2. 語頭、準語頭以外の〈シ〉〈ジ〉の使い分けについて

語頭でもなく、「-」直後の複合語の要素の語頭(準語頭)でもなく、一見すると純粋な「語中尾」にも思われる部分に「と」「ど」が用いられている場合がある。それらはどのような意図で用いられていたものであろうか。

これらは大きく三つに分類できる。一つ目は「-」は付されていないが、さらに分割が可能であり、分割後語頭となるもの(「あがり-どき(名)揚座敷」等)、二つ目はこれ以上の分割は望めず、純粋に「語中尾」となるもの(「あか-ぼと(名)赤星」等)、三つ目は〈シ〉〈ジ〉の音が繰り返しているものの二番目の文字となるもの(「あを-どと(名)青鹿」等)の三種である。二つ目については、本当にこれ以上の分割が望めないのか判断が難しいが、『言海』内の関連項目における表記(「あか-ぼと」であれば「ほし」)等を参照して、さらに分割可能であるか判断した。これらがどの程度あるか、集計した結果が表4である。

「C繰り返し」について、〈シ〉〈ジ〉が重なる場合の用例はこれが全てであり、必ず「と」「ど」が用いられている。例えば「とどみ(名)蜷」「ゐの-とと(名)猪」などがあり、「し」「じ」が用いられているものはなかった。「と」「ど」と「し」「じ」の間に使い分けがあるのならば、「とじみ」「ゐのとし」となっても良いはずであるが、そうはならない。これは辞書でなければ「とどみ」「ゐのと」と繰り返し記号を用いて表記されることに鑑み、「ど」「と」の代わりに直前と同じ「文字」を置くことを心がけたのではないかと思われる。

表 4、語頭、準語頭以外における「ㄣ」「ㄣ」の使用数

	A 分割可能		B 分割不可		C 繰り返し	
	ㄣ	ㄣ	ㄣ	ㄣ	ㄣ	ㄣ
第一冊 あ～お	4	0	4	1	3	1
第二冊 か～さ	6	4	6	2	5	0
第三冊 し～ち	0	0	5	1	20	15
第四冊 つ～を	21	5	7	3	4	0
小計	31	9	22	7	32	16
合計	40		29		48	

「A 分割可能」と「B 分割不可」であるが、全体的には、分割できるものに用いられている方が多く、分割不可のものはそれよりは少なかった。第三冊までは、どちらかと言えば分割不可の B が目立ったが、第四冊においては、A が B を大きく上回っている。それ故に、前述の「-」直後の自立語の「ㄣ」「ㄣ」の使用のように、使い分けを徹底しようとした結果、こうなったとも考えられる。ただ分割不可の B は、純粹に語中尾であるにも関わらず「ㄣ」「ㄣ」が使われているのか、それとも本当は編者の意図するところがあって「ㄣ」「ㄣ」が使われているのか、判別が難しく、単純にそうとも言い切れないのである。例えば「いぬばㄣり(名)犬走」「き-みㄣか-2(副)気短」「つㄣㄣ・む(他動)(規.一)慎 | 謹」と言えば、まず語中尾と考えて良いであろう。それに対して、「ひㄣㄣ(名)羊」「ひㄣㄣやく(名)柄杓」といった例がある。これらも語中尾とみなして良さそうであるが、関連語にも全て「ㄣ」「ㄣ」が用いられているのである。「ひㄣㄣ」は「ひㄣㄣ(名)末」「ひㄣㄣ-さる(名)末申」、「ひㄣㄣやく」は「ちや-びㄣやく(名)茶柄杓」「ま-びㄣやく(名)馬柄杓」「ヤシヤ-びㄣやく(名)夜叉柄杓」といった具合である。「ひㄣㄣ」は、「[朝鮮語カトモ思ハルレド、詳ナラズ]」とあり、編者の中では元の朝鮮語から「ひㄣㄣ」という認識であったのかもしれない。「ひㄣㄣやく」については、「[ひさぶ、ひさくノ転、字ノ音ナラズ]」と「柄杓」は当て字であるとしているが、やはり「ひ-ㄣやく」と認識していたのではないだろうか。漢語に「ㄣやく(名) | 杓 | 柄杓^{ヒシヤク}ニ同ジ」との立項もある。このようにして編者の意図を汲んでいけば、A の用例はもっと増え、「-」が付されていないとも、「準語頭」の場合には「ㄣ」「ㄣ」を用いていたとみなすこともできる。ただその場合にも「し」「じ」が用いられていた可能性があるので、「し」「じ」についても調査を行った。

語頭でもなく（そもそも「し」「じ」は『言海』の見出し語の語頭には用いられていない

が)「-」直後の準語頭でもない「し」「じ」の性質については大きく三つに分類できる。一つ目は「分割可能」、二つ目は「分割不可」、そして三つめは「ㇿ」「ㇾ」の場合とは異なり、活用語尾として直前に「・」が付されたものである。形容詞や助動詞の場合、例えば「あかる・し(形.一)」「うるは・し(形.二)」「ぶと・し(助動)如/若」のように、語幹と活用語尾の間に「・」が付されるものがある。この場合は全て「し」「じ」が用いられており、「ㇿ」「ㇾ」が用いられていることはなかった。以上の三分類について集計した結果が表 5 である。なお形容詞や助動詞には必ず「・」が付されている訳ではなく、省略されているものもあった。そのようなものについては「分割不可」として集計した。

表 5、語頭、準語頭以外における「し」「じ」の使用数

	A' 分割可能		B' 分割不可		D 活用語尾	
	し	じ	し	じ	し	じ
第一冊 あ～お	5	0	518	22	195	2
第二冊 か～さ	10	1	488	43	179	1
第三冊 し～ち	5	7	221	8	99	1
第四冊 つ～を	5	4	848	89	288	3
小計	25	12	2075	162	761	7
合計	37		2237		768	

B' 分割不可のものが圧倒的に多く、D 活用語尾がそれに次ぐ。「・」が入っているので、便宜上別項目としたが、活用語尾の「し」「じ」は純粋な語尾であるので、「し」「じ」は実質的にほぼ純粋な語中尾にのみ用いられているとみなせる。A' 分割可能のものは、3000 例以上の用例の内、37 例しかない。むしろ「ㇿ」「ㇾ」の場合の時のように、分割不可の中に、本当は分割可能であるものが含まれているのかもしれない。ただそのことを踏まえても、分割可能が分割不可を上回ることはまずないであろう。

それでは A' には実際にどのような用例があるのかを見ていくことにする。「じ」についてはサ変動詞由来のものが多く、「そんじ(名)損」「ぞんじ(名)存」「ふうじ-らふ(名)封蠟」など 11 例が該当する。4-1-1 では自立語として集計したが、やはり付属語的に扱われていたものであろうか。「し」についても「さつしる(動)」「たつし(名)達」「ふくし-もの(名)肴」と、サ変動詞由来のものが 3 例あった。「じ」の残り 1 例は「さじき(名)棧敷」であり、この「しき(じき)」が含まれる語は「し」に 7 例ある。「ざしき-すずめ(名)座敷雀」「なか-やしき(名)中屋敷」などである。「しま」が含まれるものも多く、「おほしま(名)大島」「かしま-だち(名)

鹿島発「つしま-ぎり(名)対馬桐」など8例が確認された。複合語がさらに複合語化されることによって、使い分けが消滅することもあるようであった。「いせ-おしろい(名)」「おしろいばな(名)白粉花」の2例などは、「お-しろい(名)白粉」では見られた使い分けがなくなっていた。「し」にはこの他「うま-くすし(名)馬医」「おしね(名)」「さかしま-ぶと(名)倒語」「さらしな-そば(名)更科蕎麥」といった例があった。なお今回は分割可能か否かに着目して自立語、付属語問わずに用例を採取したが、結果的に付属語相当は「うま-くすし」のみであった。

以上のようにみてきたが、「と」「ど」は元々語頭、準語頭以外に用いられることが少ないが、用いられる場合は、そこでさらに分割可能であることが多いようであった。一方「し」「じ」は語頭、準語頭以外での使用が非常に多く、そのほとんどが純粋な語中尾であり、さらに分割できるものの割合は少なかった。

分割可能であっても、「-」で示されていない、いわば埋もれた状態にある複合語の要素の語頭についてまでは、本来「と」「ど」を用いてまでそれを示す必要はないのかもしれない。だが仮令そうであっても、極力それを示そうとしている姿勢がうかがえる。やはり辞書としての「規範性」に鑑みてのことであろうか。だがその方針は徹底されておらず、またどこまで分割可能と編者が考えているのかも、読み取ることが難しい。「規範性」を求めた結果、却って「規則性」を損ねてしまっているようにも見受けられた。

4-2. 〈ニ〉

語尾が〈ニ〉である副詞には全て「ㇿ」が用いられているかについて調査を行った。比較対照として、他の品詞において語尾が〈ニ〉となっているものについても「に」「ㇿ」どちらの字体が用いられているかを調べた。また語尾以外にも「ㇿ」が使用されることがあるのかについても調査した。表6がその結果である。

表6、副詞における「ㇿ」の使用について

	副詞「ㇿ」		副詞「に」		その他「ㇿ」		その他「に」	
	語尾	語中	語尾	語中	語尾	語中	語尾	語中
第一冊 あ～お	80	1	1	4	1	0	35	77
第二冊 か～さ	89	2	0	1	9	6	20	122
第三冊 し～ち	89	0	0	0	2	0	20	117
第四冊 つ～を	192	4	1	9	6	6	37	116
合計	450	7	2	14	18	12	112	432

やはり副詞の語尾には「ㇿ」が用いられており、「に」が用いられていたのは、第一冊の「あえか-に(副)」、第四冊の「なに(副)何」の2例のみであった。副詞の語尾の〈ニ〉には、基本的に直前に「-」が付されているが、この「なに」については「に」の前に「-」も付されておらず、語尾は〈ニ〉であるものの、他とは性質を異にする。同じ性質でありながら「〜ㇿ」とならないものは、「あえか-に」のみということになる。この「あえか-に」は、〈ニ〉を語尾に持つ副詞の最初の用例であり、やはりまだ使用字体の方針が定まっていなかった時期に活字化されたものではないかと考えられる。これより後は全て「ㇿ」が用いられており、徹底している。

副詞の語中において「ㇿ」が用いられている場合があるが、これは「いか-ㇿ-も(副)」「げㇿ-げㇿ(副)」「さる-もの-ㇿて(副)」「と-ㇿ-かく-ㇿ(副)」「と-ㇿ-も-かくㇿ-も(副)」「ゆた-ㇿ-たゆた-ㇿ(副)」の6項目7例である。「ㇿて」「ㇿ-も」のように、後ろに助詞が加わった場合、「げㇿ-げㇿ」のように、単独でも用いられる副詞が重ねられ、単独では語尾であった「ㇿ」が語中に位置した場合、「と-ㇿ-も-かくㇿ-も」のように、語中で助詞の働きをしているものがある場合、語中であっても「ㇿ」が用いられるようである。逆に副詞の語中でもそれに当てはまらない場合は「に」が用いられていた。「いち-にち(副)一日」「ぐにや-ぐにや(副)」「にや-にや(副)」など、全体を通して14例見られた。「あや-にく-ㇿ(副)生憎」のように、一語の中で使い分けられているものも存在した。なお「なに-さま(副)何様」「なに-ほど(副)何程」のように、「なに」の複合語の場合にも、「に」が用いられており、ここからも「なに」が他と性質を異にしていたことが分かる。

その他の品詞の語尾に目を向けると、「ㇿ」が使用されているものと、「に」が使用されているものの両方が存在する。全体を通してみると、「に」が112例、「ㇿ」が18例となっているが、その内訳を見ていくこととする。まず「に」であるが、「名詞」109例、「句」1例(「いへ-ば-え-に(句)」、「接尾語」1例(「がに(接尾)」、「辞」1例(「だに(辞)」と、ほぼ名詞で占められていた。一方の「ㇿ」は「接続詞」9例、「接尾語」9例と、「名詞」における使用は見られなかった。やはり「ㇿ」は単純に用いられているのではなく、そこには使い分けの意識が潜んでいるようである。それは品詞で使い分けしているという訳ではなく、「語」と「文節」という基準の使い分けである。名詞はそれ自体でも文節となり得るが、助詞を伴うことが多く、名詞の語尾が必ずしも文節末となる訳ではない。一方副詞はそれ自体が既に文節となっており、副詞の語尾がそのまま文節末なる。すなわち文節の切れ目を表さんがために、「ㇿ」が用いられていると考えられるのである。接続詞も同様で、「と-ㇿ(接)然」「ならび-ㇿ(接)並」「ゆゑ-ㇿ(接)故」といったように、語尾が文節末となっているのである。それでは接尾語はどうであろうか。接尾語の用例は、「ぶと-ㇿ(接尾)毎」「さう-ㇿ(接尾)」「みどろ-ㇿ(接尾)」といったように、文節を形成し、その文節末となるものであった。このように文節末となるものについて、「ㇿ」が用いられているものと考えられるのである。

それでは語中における「ㇿ」の使用はどうであろうか。前述の副詞の語中に用いられる

以外にも、全体を通して12例の使用が確認された。どのような場合に用いられるのかについて見ていく。「き-㊦-いり(名)気入」「げ㊦-げ㊦・し(形.二)」「おふ-㊦-おいて(接)」「な-㊦-お・ふ(自動)(規.一)名負」「ま-㊦-ま-㊦(接尾)随|随意〔儘ニ儘ニノ約〕」など、語中においては品詞を問わず用いられている「㊦」であるが、基本的には助詞の役割を果たしているようである。「げ㊦-げ㊦・し」のように、副詞由来であることを示す場合もあるが、多くは「㊦」の前後に「-」が付され、一語とみなされる前の「文節中」においては、それが助詞『に』であったことを示している。この助詞『に』と「㊦」の結び付きは強く、辞書に限らず、小説、新聞などにおいても、このように一語化したものの中の助詞由来の〈ニ〉には「㊦」が用いられることがある。むろん語中だけでなく、文節中の助詞『に』にも「㊦」の使用は認められ、本文中の大半が「㊦」で占められていることもある。

辞書の見出し語は、文中における使用とは異なり、「㊦」を用いて文節の区切りを示す必要はない。それでもあえて「㊦」を用いたのは、それが当時「一般的」であり、編者自身もそれが適切であると考えたのであろう。わざわざ助詞『に』の見出し語の字体を「㊦」にしていることから、それがうかがえる。また「凡例」や「索引指南」においても、副詞の語尾の〈ニ〉は「㊦」で示していることから、辞書を作成する上で、〈ニ〉には細心の注意が払われていたものと思われる⁶⁾。

4-3. 〈ハ〉

4-3-1. 〈ハ〉の使い分けについて

表7、〈ハ〉の使い分けについて

	は		え	
	語中尾	助詞	語中尾	助詞
第一冊あ～お	358	9	0	0
第二冊か～さ	366	9	0	0
第三冊し～ち	125	1	0	0
第四冊つ～を	423	0	1	4
合計	1272	19	1	4

助詞『に』が「㊦」で立項されているのとは異なり、助詞『は』『ば』は、「え」「む」では立項されていない。また「凡例」や「索引指南」においても、「え」「む」の字体の使用については言及されていない。だが実際見出し語には、「え」「む」が用いられているものがあり、かつ成句中の助詞由来の〈ハ〉〈バ〉について用いられているものが存在した。そこでまず用例は少ないが、「え」について検証する。表7は、和語の見出し語中の「は」「え」について、それが単に語中尾において使用されているのか、成句中の助詞にあたるものとして使用されているのかについて集計したものである。なお助詞か否かの判断は、やはり

『言海』の解説によった。

全体を通じて「も」の使用例は 5 例しかなく、第四冊のみにみられる。語中尾が「てうせん-もまぐり（名）朝鮮蛤」1 例、助詞相当が「ねがはく-も（副）願」「もし-く-も（接）若」「われ-も-がほ（名）我ハスクゾト誇ル顔」「をしむ-らく-も（副）惜」の 4 例である。語中尾はほぼ「は」で占められており、助詞についても第三冊までは「は」の方が用いられていた。用例として「ある-ひ-は（接）」「おなじく-は（接）」「お-は（感）」「さて-は（接）」「す-は（感）」等がある。「も」の用例が少ないので、確実なことは言えないが、第三冊までは助詞に用いられていた「は」が、第四冊では語中尾のみの使用となり、そのかわりに「も」が助詞として用いられていることに鑑みると、助詞に「も」、それ以外に「は」を用いるという使い分けの意識が反映されたものであると考えられる。このように後半になって使い分けが顕著になるという事例は、4-1-1 の「-」直後の〈シ〉〈ジ〉についても確認されたが、〈バ〉についても同様の現象がみられるのであろうか。次に検証する。

4-3-2. 〈バ〉の使い分けについて

「も」については、用例が少なく判断が難しかったが、「む」についてはある程度の用例が得られた。〈ハ〉と同様の調査を行った結果が表 8 である。

表 8、〈バ〉の使い分けについて

	ば		む	
	語中尾	助詞	語中尾	助詞
第一冊あ～お	170	4	4	0
第二冊か～さ	134	6	0	4
第三冊し～ち	157	2	0	2
第四冊つ～を	348	0	0	9
合計	809	12	4	15

全体的に〈バ〉は語中尾における使用が多く、なおかつその用例のほとんどが「ば」で占められていた。ただ「む」が語中尾に使用されているということもあり、「ば」が助詞として使用されている例もあった。字体の使用状況について、分冊ごとにみていくこととする。

第一冊においては、助詞に「む」は使用されず、語中尾における使用が確認された。「あかかたむみ(名)赤酢漿」「あま-つむめ(名)雨燕」「いくそ-むく(副)〔^{いくそばかり}幾十許ノ転〕」「いく-^{イクバカリ}むく(副)幾何〔幾許ノ転〕」の 4 例である。助詞には「ば」が用いられており、「いかん-

と-なら-ば(接)」「いざ-さら-ば(感)」「いは-ば(接)」「いへ-ば-え-に(句)〔にハ^ス不ノ転〕言へ
バ言ヒ得ズ、エイハレズ」の4例が見られた。

第二冊から助詞に「む」の使用が確認されるようになり、また語中尾における「む」の
使用がみられなくなる。助詞の「む」の用例は、「はと-なら-む(接)」「さも-あら-む-あれ(句)
遮莫 | 任他」「さら-む(接)然アラバ、ノ約。然アラムニハ」「さらむ(感)〔然ラバ、行カム、
ノ意〕」の4例である。一方助詞に「ば」を使ったものは、「かから-ば(接)」「さ-ば(接)さら
ばノ略」「さばれ(句)」「さまらばれ(句)」「さら-ず-ば(接)」「され-ば(接)」の6例であり、「む」
を上回った。ただ「さばれ」「さまらばれ」は、いずれも「さもあらばあれ」の略だが、こ
こまで略すと、句中の〈バ〉が助詞由来であるという意識が薄れ、語中尾として「ば」が
用いられたのかもしれない。そうすると助詞の「ば」は4例ということになり、「む」と同
程度の使用ということになる。

第三冊は、助詞の用例自体が少ないが、「む」が「たとへ-む(副)例」「たとへ-む(副)假令」
の2例、「ば」が「と-から-ば(接)然」「と-かれ-ば(接)然」の2例と、同数になっている。

第四冊になると、助詞には「む」しか用いられなくなっており、語中尾の「ば」と使い
分けが徹底しているように見受けられた。助詞の「む」の用例は、「て-へれ-む(接)者 と言
へれむノ約。然レバ。」「と-も-すれ-む(副)」「なかつせむ(句)微 なかりせむノ音便」「なかり-
せ-む(句)微」「なん-と-なれ-む(接)何則」「ませ-む(助動)」「やや-と-も-すれ-む(副)」「やや-
も-すれ-む(副)動 | 輒」「よしん-む(助動)」の9例である。

以上のようにみてきたが、やはり後の分冊になるほど使い分けが徹底されていく傾向に
あるようであった。第一冊では語中尾に用いられていた「む」が、第二冊以降は助詞とし
てしか用いられなくなり、第一冊から第三冊までは助詞としての使用も確認された「ば」
が、第四冊では語中尾のみの使用となっているのである。

文節の切れ目を示すための文中での使用とは異なり、辞書の見出し語においては、助詞
を使い分ける必要性はあまり高くない。むしろ助詞も含めて同一の字体にした方が、辞書
としては整っていることになるのかもしれない。それでもあえて異体を用いたのは、その
方がより「規範的」であるとの判断からではないだろうか。小説や新聞などの他の出版物
においては、時代が下るに連れて使い分けが衰退していくのとは対照的に、『言海』におい
ては後から発行された分冊の方がより使い分けが徹底している。そこには仮名文字遣い
に対する規範までも、できるだけ反映させようという編者の試みが見て取れるのである。

ところで助詞『は』『ば』であるが、小説や新聞など、他のジャンルにおいては「ハ」「バ」
が用いられることが多く、「も」「む」が用いられることは比較的少ない。助詞に「ハ」「バ」、
それ以外には「は」「ば」を用いるというのが、これまでに見てきた活版印刷においては主
流であった。「も」「む」の活字そのものが用いられていないということも珍しくなかった。
第一章第一節で見た明治期の版本においては、「も」「む」の字体が見られるが、むしろ助

詞以外に用いられており、版本においてもやはり助詞には「ハ」「バ」が用いられていた。いずれにしても、「も」「む」を助詞として用いることは、明治期の出版物においては、主流ではなかったのである。それでは何故『言海』においては用いられていたのだろうか。そこには辞書ならではの「規範意識」というものが関わっているのではないかと考えられる。「者」をくずした「も」が、〈ハ〉の仮名として用いられるのはそもそも「者」が漢文において助詞『は』として用いられるからである。『言海』の助詞『は』『ば』の項目は、「は

(辞)者 第二類ノ天爾波、物事ヲ各自ニ差別スル意ノ語」「ば(辞) 差別スル天爾波ノ者ノ、

音便ニテ濁ルモノ」「ば(接尾)[差別スル天爾波ノ者ヨリ転ジタル語ナラム]」となっており、助詞『は』『ば』と「者」の字を結び付けて考えていたことがうかがえる。そこでやはり助詞『は』『ば』には「も」「む」の字体が相応しいと考えたのではないだろうか。その結果、当時出版物において一般的に行われていた仮名文字遣いと、ずれが生じたものと考えられる。仮名文字遣いに絶対的な規則はなく、また字体の成立過程に鑑みると、助詞『は』『ば』に「も」「む」を用いることは不自然なことではない。実際の用いられ方よりも、本来の使われ方に重きを置き、そちらを採用するという、規範的な辞書ならではの現象と言えよう。

4-4. 仮名文字遣いのまとめ

以上のように仮名文字遣いについてみてきたが、〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉いずれも使い分けの意図をもって二種類の字体が用いられていたことが確認された。ただ首尾一貫して使い分けられているのは〈ニ〉のみであり、〈シ〉〈ハ〉については、後から発行された分冊の方が使い分けを徹底しているという傾向が見られた。辞書として、仮名文字遣いについても規範となるものを示そうとして、使用字体に関する方針を修正していったものと考えられるのである。

5、おわりに

以上のように『言海』における仮名字体および仮名文字遣いについてみてきたが、やはり複数の字体が用いられている〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉については、仮名文字遣いが行われていた。現在の我々の感覚では、辞書の平仮名に複数の字体があることを、非合理的に感じるかもしれない。しかし当時は異体仮名を用いることが当たり前に行われており、それを全く無視してしまうことは、逆に辞書として不完全であると、編者は考えたのではないだろうか。また編者自身も日常的に異体仮名を用いていた当時の人間であり、字体を統一してしまうことに、不自然さを感じる人間の一人だったのかもしれない。

この〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉は、前章までに見てきた通り、出版物において字体が統一されていく中で、最後の方まで異体仮名が用いられ、仮名文字遣いが行われていた仮名である。人々の意識に深く根付いていた使い分けであり、編者にとってもそうであったものと思わ

れる。〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉が使い分けられているのは、決して編者の個人的な意識によるものではなく、当時の一般的な感覚を反映したものであると考えられるのである。

調査前は、辞書であるので、仮名文字遣いについても、徹底しているものと考えていた。だが実際には、「規則的」と言えるまでの使い分けは〈ニ〉に見られた程度であった。一つには、まだ辞書の作成が試行錯誤の段階であり、仮名文字遣いにまで手が回り切らなかったということがあるのだろう。後の分冊の方が、使い分けが明確になっていることから、それがうかがえる。もう一つには、そもそも仮名文字遣いに「規範」があるのかということがある。使い分け方に、ある程度の共通認識はあるが、絶対的な基準はないのである。例えば〈シ〉の使い分けで、語頭「も」、語中尾「し」というところまでは、ほぼ共通認識であるが、複合語の場合はどうするのか、「漢語+サ変動詞」の場合はどうするかなどは、個人の意識によるところが大きい。そのことを踏まえた上で、編者の考える「一般的使い方」を例示したものであり、編者もそれが規範であるとまでは、考えていなかったかもしれない。ただ助詞『は』『ば』にあえて一般的ではない字源重視の「も」「む」を使うなど、仮名字体に対して「規範意識」がなかった訳では決してないと思われるのである。

当時の他の出版物などにおける仮名字体の使用状況に鑑みると、『言海』に用いられている仮名字体数は極めて少ない。他ではしばしば使い分けの見られる〈カ〉〈タ〉などの異体仮名についても、見出し語においては見られない。当時の人々が『言海』に仮名文字遣いの法則を求めても、答えはみつからないのである。そういった意味では『言海』は「規範的」ではないのかもしれない。ただ出版物においては字体の統一が進んでいき、二十年代後半頃には、『言海』と同じ程度の異体仮名しか用いられていないものも見られる。いわば『言海』に示された方向へと、字体の統一が進んで行くのである。『言海』がそのことにどの程度影響を与えたのか定かではないが、その時『言海』の仮名字体は確かに「規範」となっていたはずである。

注

- (1) 底本には『明治期国語辞書大系; 普 5 日本辞書言海』大空社, 1998 年を使用した。本書は明治 22~24 年刊の初版本の合本複製である。
- (2) 築地体は本木昌造の弟子平野富二により築地活版所で鑄造された活字であり、五号活字は小説や新聞の本文などに用いられた標準的な大きさの活字である。
- (3) 板倉雅宣 (2006) 『活版印刷発達史—東京築地活版製造所の果たした役割—』「活字の書体は、いつ頃作られ改作されたか」(印刷朝陽会) p182~p183 を参照とした。
- (4) 内田宗一 (2000) 「馬琴作合巻『金毘羅舟利生纜』の仮名字体—筆耕による表記の改変をめぐって—」国語文字史研究会・前田富祺編『国語文字史の研究 5』和泉書院。この問題が詳しく取り上げられている。
- (5) 矢田勉 (1995) 「いろは歌書写の平仮名字体」『国語と国文学』72 - 12。「平仮名書きいろは歌」は時代を通じてほぼ一定の字体が用いられていたことが述べられている。
- (6) 語中の助詞『に』相当に「に」が用いられるのは、「お・め・に・かか・る(自動)(規.一)」

「お・め-にか・く(他動)(規.二)の 2 例のみであり、やはり第一冊に見られる。また「てには(名)天爾波」「て-に-を-は(名)には、「ㇿ」が用いられていないが、これは一まどまりの学術用語であることに鑑み、あえて「てㇿと」や「て-ㇿ-を-と」にしなかったものと思われる。

第二節 明治期国語辞書における仮名字体および仮名文字遣い

1、はじめに

前節で『言海』について見出しの仮名字体の調査を行ったところ、異体仮名の使用が確認され、それらの中に使い分けの意図をもって用いられているものがあることも判明した。例えば「～に」という語形の副詞については「ㇿ」が用いられ、語頭の〈シ〉には「ㇿ」が用いられるといった使い分けがなされていたのである。ただ「準語頭」^④における「ㇿ」の使用は、最初の巻ではあまり見られないが、巻を重ねるごとにその使用頻度が増すというようなこともあり、辞書といえども仮名字体の扱いに関しては試行錯誤の段階であったものと思われた。

『言海』ではこのような状況であったが、その他の明治期の国語辞書において見出しに用いられる仮名字体の使い分けが徹底されているということはあったのか、調査を行いたい。また、『言海』においては語釈が漢字片仮名交じりであったために、見出しのみを扱ったが、今回調査対象とした国語辞書の中には、語釈が漢字平仮名交じりのものも存在した。それらにおける仮名字体についても、調査を行うこととした。

2、見出しにおける仮名字体

2-1. 調査対象ならびに調査方法について

今回の調査には、仮名字体の規範が示された明治 33 年の小学校令施行規則以前に発行された、活版の国語辞書 10 種^⑤を取り上げた。関連性のある辞書については比較対照しつつ、『言海』同様の調査を行った。なお本稿における各辞書の位置付けは、『書誌と研究』^⑥によるものとする。また辞書から引用する際に、旧字体は新字体に、用例以外の異体仮名は現行字体に改めた。

2-2. 『日本大辞書』系統

まずは『言海』に対抗するかたちでつくられた山田美妙編『日本大辞書』（明治 25～26 年刊、以下『大辞書』）を取り上げる。それに関連する辞書として、『大辞書』の版權を買い取りつくられた藤井乙男・草野清民編『帝国大辞典』（明治 29 年刊、以下『帝国』）、さらに『帝国』をもとに増補した林甕臣・棚橋一郎編『日本新辞林』（明治 30 年、以下『新辞林』）についても調査を行った。表 1 はその結果である。

表 1、『日本大辞書』『帝国大辞典』『日本新辞林』の見出しにおける仮名字体

	『大辞書』	『帝国』	『新辞林』
現行無		お そぞ	お そぞ
異体	ㇿ ㇿㇿㇿ ㇿㇿ	ㇿ ㇿㇿ	ㇿ ㇿㇿ
同字母	ㇿ うㇿㇿ	ㇿ うㇿ	ㇿ うㇿ

『大辞書』については現行の字体が使用されていないという仮名はなかった。いくつかの仮名については異体との併用が見られた。ただしそれは辞書の一部分のみでのことだったのである。『大辞書』は、十一巻構成（巻一～巻十および巻十補遺）であり、実際にこれらの異体が見られたのは、巻一、二、三、八のみであった。また巻八以外、使用は語中尾に限られていた。巻八は他と少し事情が異なり、語頭にも使用が確認された。巻八は「さんみやく」～「すすむ」の項目で、見出しの語頭に〈シ〉〈ジ〉の仮名を含んでいる巻である。そしてこれらの見出しの語頭が全て「と」「ど」だったのである。ただ「と」「ど」の使用は語頭に限られていた訳ではなく、語頭以外でもその使用が確認された。

『帝国』と『新辞林』は先行する『大辞書』とはやや異なる結果となったが、『帝国』と『新辞林』では全く同じ字体が用いられていた。『大辞書』では現行の字体が使用されていないものはなかったが、『帝国』『新辞林』では〈オ〉〈ソ〉〈ゾ〉が同字母異字体のみとなっている。その一方で異体仮名の使用は「ゐ」「と」「ど」のみと削減されている。現行の字体とは内容が異なるが、一つの仮名に対して一字体のみの使用に近づいたようにも見受けられるのである。

それでは二字体が併用されている場合、異体はどの程度使用されていたのかまずは『大辞書』から検証していくこととする。それぞれの巻の語中尾における異体の使用状況を見てみると、表2のようになった。

表2、『日本大辞書』各巻の見出しにおける異体仮名の使用回数

	ゐ	れ	と	ど	そ	ろ	ろ	ふ	ゐ	む
巻一	1	18	2	0	1	0	3	14	2	2
巻二	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0
巻三	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
巻八	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0

このような結果となったが、編者に使い分ける意図はあったのであろうか。『大辞書』の「おくがき」には、「速記し了った原稿をば必ず通読して誤謬を正し、句読を施し、字など加なければならず、更に版に製して二回は通読して校合する」とあり、編者は活字の版面を見ていたであろうことがうかがえる。巻一、二、三と、巻を重ねるごとに、異体の使用が減るのは、校合の範囲が仮名字体にまで及ぶようになったからではないだろうか。すなわちこれらの異体の使用は、編者の意図するものではなく、活字化の段階で用いられたものであり、後の巻になるほど、編者のチェックにより除かれたのではないかとということである。巻四以降の状況からみても、編者は一つの仮名に対しては一つの字体を用いる方針であったことがうかがわれる。ただし語頭の「と」「ど」の使用のみは別で、当時の仮名字体の使用状況に鑑み、統一せずに使い分けを残したものと考えられる。なお巻八においては「とこ・とこ（副）」「とこ・の・とこぐさ（名）醜の醜草」「とふ・とふ（名）集輯」の

3例「準語頭」における使用があり、それ以外には「ゑら・きぢ（名）白雉子」の1例、使用がみられる。これらは植字の際に、語頭における使用に連動して用いられた可能性があり、『大辞書』においては、「準語頭」の〈シ〉〈ジ〉を使い分ける方針はなかったものと思われる。

ところでたとえ見出しについて字体を統一する方針にあったとしても、それが必ずしも現行の字体と一致するとは限らない。異体仮名や同字母異字体が、「正体」として採用されることもあり得るからである。『大辞書』の場合、異体仮名のみならず、「れ」「ろ」「ふ」といった同字母異字体までも除かれている。現代の感覚と非常に近い、正体に対する意識を編者は持っていたものと考えられるのである。

次に『帝国』と『新辞林』において、現行の字体と異体仮名が併用されているものについて検討していきたい。まず〈エ〉についてであるが、『帝国』『新辞林』いずれも「ゑ」は語中尾にしか用いられず、「え」は語頭中尾に関わらず用いられるという特徴がある。しかも用例の出現には非常に偏りがあった。まず最初は「ゑ」のみの使用であり、〈ア〉～〈ウ〉の項目の語中尾の〈エ〉は全て「ゑ」である。「え」の登場は〈エ〉の項目に入ってからであり、〈エ〉の項目の語頭には全て「え」が用いられることとなる。そしてそれに伴い語中尾の〈エ〉にも「え」が用いられるようになるのである。『新辞林』ではその後「ゑ」は全くみられなくなるが、『帝国』では全く用いられなくなった訳ではなく、「きーゑん名詞（奇縁）」「さかゑ名詞（栄）」などの17例が確認される。ただ「え」の416例に比べて圧倒的に少ない。

何故〈エ〉についてこのような交替ともいえる現象が起こったのであろうか。それは他の仮名と異なり、〈エ〉には二つの規範があったことに由来するものと考えられる。字体を統一する際に基準となったと考えられるものが、時代を通じてほぼ一定の字体が用いられていたと考えられる「平仮名書いろは歌」⁽⁴⁾であり、それに従い字体を選択すれば「ゑ」ということになる。ところがこの「ゑ」は実際に使用されることが少なく、近世までの慣習に従えば「え」が正体ということになる⁽⁵⁾。そのため当初は一字体に絞ることができなかったが、〈エ〉の項目となった時、語頭の字体を選択しなければならなくなり、そこで「え」を選ぶとともに、語中尾についても以降は「え」に統一したものと考えられるのである。

次に〈シ〉〈ジ〉についてみると、〈エ〉の場合と似たような傾向がみられる。すなわち〈シ〉〈ジ〉の項目まで「ぢ」「ぢ」は用いられず、語頭の〈シ〉〈ジ〉が出現して初めて「ぢ」「ぢ」が用いられるようになるのである。ただ〈エ〉とは二つ異なる点がある。一つ目は語頭にも「し」「じ」が用いられることである。それは「ぢ」「ぢ」が見られる『大辞書』では付属語に関しても一律「ぢ」「ぢ」が用いられていたものが、『帝国』『新辞林』においては「し」「じ」で表記されていることによる。実際の文中においては付属語が文節頭にならないことに鑑み、助動詞「し」（過去、強意）や助動詞「じ」（打消）などには、あえて「ぢ」「ぢ」を用いなかったためではないかと考えられる。二つ目は語頭以外に関しては引き続き「し」「じ」が用いられ、「ぢ」「ぢ」が語頭以外に用いられるのは一部だとい

うことである。語頭には「ㄣ」「ㄣ」を用い、それ以外には「し」「じ」を用いる近世の慣習に従ったことによるものだと考えられる。ただし例外として「準語頭」には「ㄣ」「ㄣ」を用いることがあり、それによって一部には使用されているのである。ただ「準語頭」に用いられる例は少なく、特に『新辞林』は〈シ〉〈ジ〉の項目の「準語頭」という限られた範囲においてしか使用されていない。語頭以外に関しては、「準語頭」に関わらず、基本的に「し」「じ」が用いられているのである。

『帝国』『新辞林』の刊記にはいずれも「印刷者亀井忠」「印刷所三省堂活版所」と記されている。使用される仮名字体が一致するのは、そのためであろうか。『帝国』はさておき、『新辞林』については、編者の意思が感じられない。ただ先行する『帝国』に準拠するという方針であった可能性もある。語釈の方についてもそうであったのかは後に検証する。

2-3. 『いろは辞典』系統

明治期の国語辞書といえば、近世までの節用集とは異なり、五十音順に項目が配置されているものと思われがちだが、「いろは順」に配置されているものも存在する。いろは順の国語辞書として、高橋五郎の『いろは辞典』のシリーズを取り上げる。『漢英対照いろは辞典』（明治21年刊、以下『漢英』）は横書きの辞書で、日本語とそれに対する漢語、英語が掲載されている。その英語部分を除き、縦書きにした改訂版が『和漢雅俗いろは辞典』（明治21～22刊、以下『和漢』）であり、さらにその改訂版が『増訂二版和漢雅俗いろは辞典』（明治25～26年刊、以下『二版』）である。この3種について比較検討したい。

表3、『いろは辞典』系統の見出しにおける仮名字体

	『漢英』	『和漢』	『二版』
現行無	そぞ	お	はばわ
異体	ゑ む	ゑ む	もむろ
同字母	うづ	れ	

表3のように、全く同じ字体が用いられている訳ではなかった。まず『漢英』であるが、「む」は「たつをけむな（名）」1例のみの使用であった。〈ソ〉〈ゾ〉は現行の字体のかわりに「ろ」「ろ」が用いられており、一つの仮名に対して二字体以上が用いられているのは、実質〈エ〉の「え」「ゑ」のみである。次に『和漢』であるが、「む」は「いつとう【ゑる】一統」のように、「漢語+する」の形のみ用いられ、他には「いぶん（以聞）」「いんとん（隱遁）」に後続する形で、全3例しかない。〈オ〉は現行の字体のかわりに「れ」が用いられており、『漢英』同様に複数字体使用は実質〈エ〉のみとなっている。そして『二版』であるが、前の二冊とは異なり、複数字体が用いられず、一つの仮名に対して一つの字体となっている。ただその内容は現行の字体とは一致せず、〈ハ〉〈バ〉には「も」「む」、〈ワ〉には「ろ」が用いられているのである。この3種は前述の3種に共通してみられた「ㄣ」「ㄣ」

の使用がなく、明治 20 年代前半から中ごろまでの比較的早い時期の出版でありながら、字体が絞られているのが特徴である。

それではその中においても「え」「ゑ」と二字体が併用されていた〈エ〉について検証していきたい。語頭と語中尾で使い分ける意図があったのだろうか。表 4 は『漢英』『和漢』の見出し語における〈エ〉の各字体の使用状況である。

表 4、『漢英』『和漢』における〈エ〉の各字体の使用状況

	『漢英』		『和漢』	
	語頭	語中尾	語頭	語中尾
え	660	422	662	457
ゑ	13	332	10	279
計	773	754	772	736

語頭、語中尾ともに「え」が「ゑ」を上回る結果となった。特に語頭においては「え」の方が圧倒的多数を占めていた。『帝国』『新辞林』においても語頭には「え」が用いられていたが、語頭には「え」を用いるという意識があったものであろうか。ただ語中尾においても「え」の方が「ゑ」よりも多く用いられており、必ずしもそうとは言い切れないようである。これはむしろ「え」は語頭、語中尾問わず用いることができるが、「ゑ」は語中尾にしか用いることができないという意識の表れなのではないだろうか。本来「え」はア行、「ゑ」はヤ行の仮名であったが、ア行とワ行の混同よりもさらに古い時期に、音韻の区別が失われたため、〈エ〉と〈エ〉のように仮名遣いにおいても区別されることはない。だがそこはやはり辞書を編集する人間で、「ゑ」はヤ行動詞の活用形として語中尾に用いられることが多いという意識が働いたのかもしれない。それならばあえて「ゑ」を用いずに、はじめから汎用性の高い「え」の方で統一してしまえば良いようにも思えるが、そこにはやはり、前述の「平仮名書いろは歌」の影響が考えられる。「いろは順」に配列した辞書においては、殊更にそれが意識されたという可能性もある。

また編者の意向のみによるものだけではなく、当時の印刷事情を反映したということも考えられる。当時の活字見本を見ると、これもまた「平仮名書いろは歌」の影響だと思われるが、基本的な字体である「平仮名」の見本として「ゑ」を、現在の異体仮名に相当する「万葉仮名」の見本として「え」が載せられていることが多い⁶⁾。平仮名、万葉仮名が混同して載せられている場合（「いろは順」の如く）でも、「ゑえ」のように、「ゑ」が先に載せられているのである。いわば当時の活版印刷においては、「ゑ」が標準的な字体であり、特に指定がなければ、「ゑ」を用いていたということも考えられるのである。

2-4. 『ことばのはやし』『日本大辞林』

『ことばのはやし』（明治 21 年刊、以下『はやし』）『日本大辞林』（明治 27 年刊、以下

『大辞林』) は、いずれも物集高見編である。「かなのくわい」で用いる目的で編纂された『はやし』の増補改訂版が『大辞林』であり、いずれも語釈には「分かち書き」が用いられる。仮名に対しては注意が払われていたものと考えられるが、見出しについてはいかがであったか。2種を比較検討する。

表 5、『ことばのはやし』『日本大辞林』の見出しにおける仮名字体

	『はやし』	『大辞林』
現行無		はばわ
異体	とと と	とととむと
同字母	れ ろ	

『いろは辞典』同様に、同じ編者であっても、使用される字体は異なっていた(表 5)。特に注目すべき点は、後発の『大辞林』において、現行の字体が全く用いられていない仮名が存在するということである。しかもそこで使用される字体は前述の『二版』と同じ「と」「む」「と」であった。『大辞林』において二字体が併用される〈シ〉〈ジ〉については、語頭は「と」「と」、語中尾は「し」「じ」と、異体仮名と現行の字体が使い分けられている。語頭以外に現行の字体が用いられていなかったのは、「あづまとし ナ 東獅子」「あひとるし ナ 相識」の 2 例のみであった。この 2 例は準語頭とみなせるが、ここでは準語頭も含め、「し」「じ」で統一するつもりであったものと思われる。「正体」は現行の字体と異なるが、辞書としてどの字体を使用するかは一貫していたようであった。

一方『ことばのはやし』については、現行の字体が用いられていない仮名は存在しなかった。現行の字体とそれ以外の字体の併用が見られるが、それらを使い分けていたかという点、必ずしもそうとは言い切れないようであった。「ろ」については、全体を通じて「あくがれろむ」の 1 例しか用例がなく、使い分けの意図は見受けられなかった。同じく同字母異字体の「れ」は、全体を通じて 29 例の用例が見られるが、全て語中における使用であり、語頭は全て「お」が用いられていた。また〈ア〉の項目に「あにれと ナ 兄弟」など 7 例、カ行の項目に「くにのれや ナ 國親」など 3 例、ハ行の項目に「はねれと ナ 翅音」など 13 例、その他〈ヨ〉〈ル〉〈ワ〉〈ヲ〉の項目に各 1 例と、「れ」は用例が一部に集中してみられる。「お」の語中における使用 189 例が、遍く見られるのに対し、「れ」の使用には偏りがあったのである。〈オ〉の仮名は仮名遣いの性質上、語中においては「準語頭」の位置に用いられることが多いが、「お」「れ」いずれもその位置に用いられており、両者に使い分けがあったとは考えにくい。基本的には語頭に用いられる「お」を用いる方針であったが、同字母である「れ」を使う分には抵抗がなかったということであろうか。

それでは異体仮名の「と」「と」「と」についてはどうであろうか。『言海』においては、助詞「は」に相当する〈ハ〉について、「と」が用いられるということがあったが、『はやし』においては、そのような使用例は見られず、「は」が用いられていた。「と」の使用は

全体を通じて 15 例しかなく、最初の方の頁に集中していた。内訳は「あらひかゑ ナ 洗革」など〈ア〉の項目に 7 例、「いかだなゑ ナ 筏縄」など〈イ〉の項目に 6 例、〈ウ〉と〈ナ〉の項目に各 1 例であった。〈ナ〉の 1 例を除けば、用例はア行の項目に集中しており、前の方の項目における異体仮名の使用を、後ろの方の項目においては修正したものと考えられる。一方「ㇿ」「ㇾ」であるが、『大辞林』同様に語頭には「ㇿ」「ㇾ」、それ以外には「し」「じ」を用いるという使い分けが見出せた。ただし「ㇿ」「ㇾ」については語頭以外における使用例が全くない訳ではなく、29 例が確認された。ただこれらはいずれも準語頭とみなせるものであった。「あまつゑるし ナ 天璽」「かぶきゑばゐ ナ」など、ア行～サ行までで 24 例と、前半部に用例が集中しているが、途中「なみのゑわ ナ 水紋」とナ行の用例もあり、さらに「めをゑばたたく」「わたくしのゑゆう」など、マ行、ワ行合わせて 5 例と、後半部においても準語頭とみなせる用例が見られるのである。むろん準語頭に当たるものには「し」「じ」も使用されており、347 例と「ㇿ」「ㇾ」よりもはるかに多くの用例が見られた。やはり基本的にはたとえ準語頭であっても、純粋な語頭以外には「ㇿ」「ㇾ」を用いない方針であったのだろうか。あるいは編者はそのような方針であっても、植字の段階で活字を組む人間の意識が働き、準語頭においても用いられたのかもしれない。前述のように、『はやし』の改訂版である『大辞林』においては、準語頭における「ㇿ」「ㇾ」の使用はほぼ見当たらず、一貫して語頭には「ㇿ」「ㇾ」、それ以外には「し」「じ」が用いられていた。『大辞林』においては、活字化したものを校正する際に、編者がより仮名字体に注意を払ったものと考えられるのである。

2-5. その他『日本新辞書』『ことばの泉』

その他の辞書として三田村熊之介編『日本新辞書』（明治 28 年刊、以下『新辞書』）と、落合直文編『ことばの泉』（明治 31～32 刊、以下『泉』）を取り上げたい。前者は『言海』と『大辞書』の両方を参考につくられたもので、後者は百科事典的な要素を持つものであり、今回調査した中で最も遅い時期に刊行された。使用される仮名字体を調査したところ、表 6 のようになった。

『新辞書』は前述の『大辞林』と似たような結果となった。〈ハ〉〈バ〉〈ワ〉には現行の字体が用いられず、「ㇿ」「ㇾ」「ㇽ」が用いられており、これは『二版』とも共通である。これらの字体は近世の版本においては非常によく見られたものであったが、明治期の活字本になると、現行の字体が用いられ、見られなくなったものである。活字化に伴い、「正体」が現行の字体へと移行した仮名が、この〈ハ〉〈バ〉〈ワ〉であると考えられるのである。『新辞書』においては、近世における仮名の使用状況に鑑み、「ㇿ」「ㇾ」「ㇽ」の字体を「正体」として採用したものと思われる。『二版』『大辞林』のように、他の辞書でも同じような傾向がみられたことから、これは決して編者独自のものではなく、当時の一般的な字体意識を反映したものである可能性が高い。

表 6、『日本新辞書』『ことばの泉』の見出しにおける仮名字体

	『新辞書』	『泉』
現行無	はばわ	お
異体	ととむこ	とと
同字母		れ

他の辞書と大きく異なる点が、語頭における清音表記「と」に対する濁音表記「じ」の使用である。『いろは辞典』シリーズのように、語頭も全て「し」「じ」で統一しているという訳ではなく、濁音「じ」のみが統一されている。当初は一つの仮名に対して一つの字体という方針であったが、やはり〈シ〉の項目になって、使い分けた方が良いと思い直したものであろうか。準語頭にあたるものにおける「と」の使用も、〈シ〉の項目以降である。では何故清音のみかといえば、本来和語の語頭は清音のみであるということが関係しているものと思われる。辞書においては漢語も平仮名表記され、〈ジ〉の仮名が語頭に来ることも多いが、実際の文章において漢語は基本的に漢字で表記される。そのためわざわざ平仮名表記において「と」を用いる必要はないと判断したものであろうか。

『泉』は今回調査を行った辞書の中で唯一凡例において仮名字体について触れていた。凡例二十七には「本書に用ゐたる仮名は語法摘要のはじめにしるせる五十音図の体を取り用ゐ、異体の仮名はとらず。最もはと、とし、にとのみはいずれも二つの仮名を取り用ゐたり。その中、はとにとは、すべてに用ゐ、ととととは見出の外は、助辞にのみ用ゐ、ととは詞の上に用ゐ、しは中と下とに用ゐたり。」とある。語法摘要の五十音図は〈オ〉が「れ」であることと、ヤ行のイ・エに「む」「ぬ」、ワ行のウに「う」が埋め込まれている以外は、現行の字体と一致する。すなわちほぼ現行の字体に加えて「と」「と」「と」の字体を用いると、予め宣言しているのである。では実際にそのようになっていたかを検証したい。

『泉』は巻一から巻四まで複数巻に分かれて発行されたが、使用される仮名字体は凡例の通り一貫していた。「と」「と」は見出しには用いられず、語釈にのみ用いられていたが、これは後述する。「とは詞の上に用ゐ」という通り、〈シ〉〈ジ〉の項目の語頭は全て「と」「と」が用いられていた。ただ語頭以外には用いられないということはなく、他の辞書と同様、「準語頭」については使用されていたのである。『泉』は複合語を掲載する場合、『言海』同様に「-」を用いて「あかり-とやうじ名 明障子」のように表記する。この「-」に後接する〈シ〉〈ジ〉には「と」「と」が用いられているのである。それは自立語、付属語に関係なく、例えば「き-と-かた名 来方」「さ-と-も副」「ね-と-な名 寝際」のように、助動詞、助詞、接尾辞であっても「-」の直後であれば用いられる。なお例外もあり、「-」の直後に「し」「じ」が用いられることもあるが、「をり-しも副」「りうち-じよ名 留置所」など全 8 例で非常に少ない。また「-」を用いずに、あたかも語中尾に「と」「と」が用いられているように見える例もあるが、やはりそれらも「-」が用いられていないだけで、準語頭相当となっているのである。「つゆとも-の枕 露霜」などがそれにあたる。「ちく-えふ

と名 竹葉紙」のような例もあるが、『泉』においては、「いうしき-とや名 有識者」のように、漢字音の一音目も「準語頭」となっている場合がある。これは本来「ちくえふ-と」として、「準語頭」とするつもりだったのかもしれない。ただ「はとら-よせ名 柱寄」のようにそうではないと考えられるものも 1 例あった。若干の例外はあるものの、基本的には「-と」「-と」となるものが大多数を占め、規則的にしようとしていたことがうかがえた。

2-6. 見出しにおける仮名字体のまとめ

以上のように『言海』以外の 10 種の辞書についてみてきたが、現行の字体と完全に一致するものはなかった。また『大辞林』や『泉』のように、統一かつ規則的に字体を用いているものは少なく、字体の統一が不十分であるものや、使い分けが徹底されていないものがほとんどであった。ただいずれの辞書も、作成する中でそれらが修正されており、後ろの巻、後ろの頁にいくほど、辞書としての仮名字体に対する態度が明確になるようである。これは『言海』においてもみられたことであった。

半数以上の辞書で「と」「と」の使用が確認され、語頭には「と」「と」を用いるということは共通の規則として認識されているようであった。一方語頭以外における使用については各辞書で異なり、全く使用されていないという辞書もあった。確かにその方が、規則性がはっきりして良いのかもしれないが、やはり当時は準語頭についても「と」「と」を用いる意識が強かったのであろう。語頭の「と」「と」の使用に伴い、語頭以外にも用いられることもあったようである。校正の段階で、それらを修正することもできたはずであるが、当時としてはむしろそれが自然であったため、あえて直すようなことはしなかったのではないだろうか。

3. 語釈における仮名字体

今回調査対象とした 10 種の辞書の内、『大辞書』と『新辞書』を除く 8 種の辞書において、見出しのみならず、その語釈（ここでは用例文も含め、「語釈」とする）についても、平仮名が用いられていた。これらについて、まずはどのような仮名字体が用いられているか調査を行った。調査範囲は各辞書の冒頭 50 頁である。その結果『新辞林』以外の辞書について、語釈における異体の使用が確認された。語釈については『新辞林』は『帝国』に準拠していなかったのである。表 7 は各辞書の語釈における字体の使用状況である。なお仮名字体使用の用例については、() で頁数、段、行数を示すこととする。

『漢英』『和漢』を除き、見出しとは異なる結果が得られた（『和漢』は「と」の使用なし）。『漢英』『和漢』は見出しと語釈に同一の活字が用いられており、そのことが字体の一致に関連しているものと思われる。他は全て見出しと語釈で異なる活字を用いていた。そしていずれの辞書についても、見出しよりも豊富な字体が用いられているのである。

表 7、各辞書の語釈における仮名字体

	『帝国』	『漢英』	『和漢』	『二版』	『泉』
現行無		そぞ	お		お
異体	ゑ ぶ ぶ さハ	ゑ む	ゑ	ゑ ぶ さ <small>ハ</small> ハバ	ぶぶぶむむ
同字母	れ う	うず	れ	れ うず	れ
	『はやし』			『大辞林』	
現行無				はば わ	
異体	ぶぶぶぶぶぶぶ むむむハバ			ウウ ^ハ ぶぶぶぶむむハバ ^ハ	
同字母	ふ				

各辞書に共通して見られるのが「ぶ」の使用であり、これは見出しと共通する。見出しにおいては使用されていなかった『二版』においても見られた。語頭と語中尾における「ぶ」と「し」の使い分けは、語釈においても行われているようである。「分かち書き」が行われていた『はやし』『辞林』はそれが一目瞭然であり、凡例において使い分けを宣言していた『泉』もその通りに行われているように見受けられた。ただ『新辞林』のように、語釈においては異体の使用が確認されず、使い分けが消滅しているものも存在した。

見出しにおいては異体が用いられなかったが、語釈には用いられていたのが〈二〉〈ハ〉〈バ〉の仮名である。これは『泉』の凡例において「助辞にのみ用ゐ」とあるように、助詞に用いる仮名を使い分けたものと考えられる。〈二〉については現行の字体「に」を助詞以外に、異体仮名の「^ハ」を助詞に用いるという点で共通しているようであった。なお『二版』に見られる「^ハ」と同字母の「^ハ」は、一部助詞以外にも用いられるが、やはり概ね助詞に用いられていた。

一方の〈ハ〉〈バ〉についてだが、その使い分けは辞書によって異なる。まず『帝国』の「ハ」は「うハ\／する」(38中3) 1例のみの使用であり、使い分けがあるとは言い難かった。ハ行転呼音にならない〈ハ〉を使い分けた可能性もあるが、一般的には転呼音に「ハ」を用いることが多く、その可能性は低いように思われる。次に『二版』の「ハ」「バ」は全て助詞に用いられているという訳ではなかったが、やはり助詞として用いられることが多いようであった。また『泉』は凡例の通りに、助詞には「^ハ」「^ハ」を用いていることが確認できる。では〈ハ〉〈バ〉に現行の字体以外に「^ハ」「^ハ」「ハ」「バ」と複数字体用いられている『はやし』はいかがであろうか。「ハ」「バ」は、助詞「は」(16下5) 助詞「ば」(22上9)の各1例のみであったので、実質的には現行の字体「は」「ば」と異体仮名「^ハ」「^ハ」の使い分けとなる。試みに冒頭20頁(25字×16行×2段×20頁の約16000字)を調査範囲として、各字体の使用回数を集計し、使い分けの意図があったのかどうかについて調査を行った(表8)。見出し語とは異なり、文であるので、文節を単位としている。なお文節中末に、準語頭、助詞「は」「ば」は含まれず、それぞれ独立して集計している。

表 8、『はやし』の語釈における〈ハ〉〈バ〉の使い分け

	文節頭	準語頭	文節中末	助詞「は」	助詞「ば」
は	21	2	19	8	
ば	0	2	47		28
と	37	5	65	44	
む	0	0	2		0

〈バ〉については、「む」の使用例が少なく、ほぼ「ば」が使用されている。〈ハ〉については「は」「と」両方用いられるが、「と」の方が、使用回数が多く、助詞「は」についても、主として「と」が用いられている。結果として助詞「は」と助詞「ば」が、「と」と「ば」で使い分けられているようにも見えるが、清濁のはっきりとした活字において、この使い分けには、あまり意味があるようには思われない。単に併用しているだけなのであった。それでは『大辞林』における〈ハ〉〈バ〉の使い分けはどうか。『大辞林』においては現行の字体が用いられず、近世の版本においてよく見られる「ハ」「バ」と「と」「む」の組み合わせとなっている。

表 9、『大辞林』の語釈における〈ハ〉〈バ〉の使い分け

	文節頭	準語頭	文節中末	助詞「は」	助詞「ば」
と	55	7	98	0	
む	0	4	79		0
ハ	0	0	0	98	
バ	0	0	0		33

冒頭 10 頁 (25 字×24 行×3 段×10 頁の約 18000 字、表 10、表 11 についてもこの範囲で調査を行った) の調査結果が以上の表 9 である。「ハ」「バ」を助詞に用い、それ以外に「と」「む」を用いるという使い分けがなされていることがわかる。この使い分けも版本ではしばしば見られるものである。見出しの字体のみならず、語釈における仮名文字遣いまでも、近世までの慣習を反映しているようであった。改訂後の『大辞林』の方が改訂前の『はやし』よりも、使い分けが徹底されていた。

この『はやし』と『大辞林』を〈ハ〉〈バ〉以外の仮名についても比較してみると、やはり後者の方が、使い分けが徹底されていることが分かる。例えば〈タ〉〈ダ〉についてみると、『はやし』における「た」の使用は「あかるたへ」(13 上 10)、「あきれいさき」(20 上 7)、「まさ」(20 下 5 他 4 例) の 7 例、「だ」の使用は「さざまり」(20 下 10) の 1 例のみであった。「た」「だ」は文節頭以外に用いられるということも考えられるが、やはりある程度の使用回数がなければ、読み手にその意図は伝わらないであろう。一方の『大辞林』については、表 10 のような結果が得られた。

表 10、『大辞林』の語釈における〈た〉〈だ〉の使い分け

	文節頭	準語頭	文節中尾
た	53	1	3
だ	0	2	1
と	0	7	199
ど	0	5	32

『はやし』においては、「と」「ど」の用例が少なく、使い分けが不明であったが、『大辞林』でははっきりと傾向が表れた。「た」を文節頭に用い、文節中尾には「と」「ど」を用いるようである。なお「た」「だ」に文節中尾の使用があるが、これは「あしたどころに同じ」(2中11,12)「あいだちなしに同じ」(2中10)といったように、他の項目の見出し語を示す場合のみに限られていた。見出し語においては、「と」「ど」は用いられていないので、無用な混乱を避けるために、語釈中に示される見出し語は「た」「だ」で統一したのであろう。それ故に単純に「た」「だ」が文節中末に使用されることはなかったものと考えられ、使い分けが徹底されていたと言えよう。

また『はやし』にはそもそも異体との併用がなく、使い分け自体が発生しない場合についても、『大辞林』においては、異体と併用した上で使い分けている場合もある。それが〈カ〉〈ガ〉の仮名である。以下の表 11 に『大辞林』の語釈における〈カ〉〈ガ〉の各字体の使用状況を示す。

表 11、『大辞林』の語釈における〈カ〉〈ガ〉の使い分け

	文節頭	準語頭	文節中尾	助詞『が』
か	105	2	12	0
が	0	5	3	0
カ	0	9	359	0
カ ^ゝ	0	17	61	23

助詞『が』とそれ以外で使い分ける場合もあるので、助詞『が』を別項目とした。だがそのようなことはなく、文節中の位置によって使い分けているようであり、〈カ〉の文節頭は全て「か」となっていた。準語頭については「カ」「カ^ゝ」を用いることが多く、純粋な語頭以外には「か」は用いない方針であったものと思われる。文節中尾に「か」「が」が用いられることがあるが、これは〈タ〉〈ダ〉の場合と同様に、「あがためしに同じ」(7下6)、「あかおほねに同じ」(7中10)など、見出し語を示す場合に限られていた。やはり使い分けが徹底されていたものと考えられる。

改訂前よりも改訂後の方が、仮名文字遣いが徹底されていることは、当たり前のように思われるかもしれないが、そもそも異体仮名が削減されつつあった時代である。それでも

あえて仮名文字遣いを行うのは辞書の規範意識からであろうか。今回調査した中で最も遅く刊行された『泉』の凡例において、本文中の仮名字体について触れたのも、そのような状況の中で、仮名字体の規範をより強く意識させられた所以かもしれない。

ところで見出し語とは異なり、語釈に用いられる字体は、当時の他のジャンル—例えば第一章第三節で扱った近代小説などとも大きくかけ離れてはいないようである。そしてまたこれらの字体は、手書きの世界において、小学校令施行規則で字体表が示された後も用いられ続けた字体であるとも考えられる。例えば田島（2009）⁷⁾では漱石の『坊っちゃん』自筆原稿の仮名字体について、「原稿の一枚目を見ると、原稿とは字母を異にする、あ（可）、よ（古）、よ（多）、よ（爾）が使用されている。」（p270）ことが指摘されている。手書きの原稿における仮名字体の実態については、第四章第一節において一部扱ったが、今後の課題ともなる。おそらく出版物において共通にみられたものに近似したものになるのではないかと考えられる。これらの字体が一種の規範であったものと思われるからである。

4、おわりに

辞書は「規範」であり、その当時の言葉をそのまま反映しているとは限らない。流動的である言葉を固定することが辞書の役割であり、一昔前の使われ方が、正しいものとして示されることもある。

そのような性質も持つ辞書において、今回取り上げたいずれの辞書についても、基本的には見出しが一字体に統一する方向にあったのは、画期的であったと言えよう。従来の書記法に従えば、語頭と語中尾では異なる字体を用いるということを行っても良いはずであるが、一つの仮名に対しては一つの字体を用いるという方針が採られているのである。

その一方で語釈については、『新辞林』のように全く異体を用いないものも一部存在したが、異体を用いられ、仮名文字遣いが行われていたと考えられるものがあつた。見出しと語釈で、仮名字体に対する意識が異なっていたようにも思われるのである。何故このようなことが起きたのであろうか。

仮名文字遣いは慣習的に行われていたものであり、厳格に法則が定められていた訳ではなく、個人差も大きかった。そのような中で、見出しについて仮名文字遣いを行ってしまうと、これこそが正しい字体の表記であると、読み手に捉えられてしまう可能性がある。そのことを避けるために、見出しは一字体に統一したのではないかと考えられる。「と」のように、使い分けに共通認識があるものについては、残したのではないだろうか。一方の語釈については、辞書の「規範性」に鑑み、編者の思うところの仮名文字遣いが行われたのではないかとと思われる。読み手にも同じように表記することは求めないが、書き手の方は自分が正しいと思う書記法で表記したかったのではないかと考えられる。

辞書の編者は、仮名字体に配慮していなかった訳ではなく、熟慮した結果このような形をとることが最善であるという結論に至ったのではないだろうか。たとえ凡例において仮名字体に対して明記されておらずとも、編者が使用する仮名字体に対して一定の配慮をも

った上で、辞書の作成に臨んでいたことは、確かなようである。

注

- (1) 準語頭とは、複合語中の構成要素における語頭、連語中の単語における語頭、疊語の繰り返しの始めの文字などのことである。これらにあたる文字は、位置的には語中尾にあたるが、語頭と同様に字体を使い分ける場合がある（特に〈シ〉の仮名において顕著にみられることが多い）。なお本節においては、編者が辞書の見出し語を、「-」や「・」などの記号によって語の構成要素単位に意図的に分割している場合において、その記号の直後の文字を特に鍵括弧つきの「準語頭」としている。これは辞書の編者によって、はっきりと切れ目が示されていたことを表す。辞書の見出し語に記号そのものが用いられていない場合や語釈については、稿者が判断し、構成要素の切れ目の最初の文字だと思われるものを、鍵括弧を付さず、単に準語頭としている。前者はたとえ内容を伴わず（付属語など）とも形式的に、後者は形式を伴わずとも内容的に〈準語頭〉ということになる。
- (2) 底本には大空社刊『明治期国語辞書大系』より『普 2 漢英対照いろは辞典』『普 3 ことばのはやし』（1997）『普 4 和漢雅俗いろは辞典』『普 6 日本大辞書』『普 7 増訂二版和漢雅俗いろは辞典』『普 8 日本大辞林』『普 9 日本新辞書』（1998）『普 10 帝国大辞典』『普 11 日本新辞林』（1999）『普 12 ことばの泉』（2003）を使用した。
- (3) 飛田良文、松井栄一、境田稔信編『明治期国語辞書大系別巻 書誌と研究』大空社（2003）の「一、書誌編（一）普通辞書」を参照した。
- (4) 矢田勉（1995）「いろは歌書写の平仮名字体」『国語と国文学』72-12（p.56）
- (5) 遠藤邦基（2007）「ちぢみ「え」－仮名の異名というは歌－」『国語文字史の研究 10』和泉書院（p.130）に「「え」は、中世から近世を通じて文字教育の初学でもあり基本でもあった仮名書きいろは歌には使用されない字体であり、一方の「江」はいろは歌以外にはほとんど用いられない字体だったのである」とある。
- (6) 例えば府川充男撰輯『圖説近世近代日本文字印刷文化史乙酉新鐫 聚珍録 第 3 篇(假名)』（三省堂、2005）には明治期の活字見本が載せられており、その内平仮名が全種類載せられているのが 12 種あるが、その内で平仮名として「え」、万葉仮名として「ゑ」を載せているものは、1926 年の秀英舎「壺号明朝活字見本帖」のみである。1900 年以降の活字見本においても、1906 年の秀英舎「明朝式号活字見本」や 1912 年の築地活版製造所「改正三号明朝活字書体」は、平仮名「ゑ」万葉仮名「え」となっている。
- (7) 田島優（2009）『漱石と近代日本語』「第八章 漱石の表記と書記意識」翰林書房

第四章 出版物の原稿における平仮名

ここまでは出版物における仮名字体について考察を行ってきた。文学作品、新聞、辞書、いずれも明治33年を待たずして、ほぼ字体が統一されていたものがあったことが判明した。活字の本を「読む」という行為において、人々が異体仮名を目にする機会は、なくなりつつあったのである。では人々が字を「書く」場合はどうであったろうか。「読む」行為と「書く」行為は表裏一体であり、互いに影響を与え合っている。「読む」ことにより字を学び、それを「書く」と、今度は誰かがそれを「読む」ことになる。この二つを全く切り離して考えることはできない。異体仮名を「読む」機会が減ったことが、「書く」ことにも何らかの影響を及ぼしたことは十分に考えられる。この章においては「書く」ことに注目し、「手書き」における仮名字体について考察したい。

第一節 近代作家の自筆原稿における仮名字体—手書きに残った異体仮名について—

1、はじめに

明治33年の小学校令施行規則において初めて国家によって平仮名の字体の規範が示された。稿者はここまでの調査において、それ以前から既に出版の世界においては、字体が統一されつつあったことを明らかにしてきた⁽¹⁾。出版物という多くの人々の目に触れるいわば公的な場においては、異体仮名は姿を消していったのである。ただそれはあくまで公的な領域における話であり、私的な領域—すなわち手書きの世界においては、依然として異体仮名が用いられていたことが推測される。出版物における字体の統一は活版の植字作業の合理化という側面もあったが、手書きにおいてはそのことは関係しない。また小学校令施行規則で示された字体は、教育の場における規範であり、個人の字体選択を制限するものではない⁽²⁾。手書きにおいては基本的には自由に異体仮名を用いることができたのである。これまでの研究では出版物に焦点を当てていたが、本節においては、その元となる手書きの原稿に注目する。

明治期の活字本の場合、自筆原稿がそのまま版下となる訳ではないので、作者が自身の原稿に使用する仮名字体にまで気を回す必要はなく、自由に字体を用いていたとも考えられる。ただ、作者と出版物の間には、植字工や編集者という「読み手」が存在し、その「読み手」を介して、さらに多くの読み手に開示することが出版という行為である。それ故に出版物の原稿は、手書きという私的領域のものでありながら、全く自由に表記して良いというものではなく、「読み手」に正しく伝えるという工夫が必要だったのではないかと思われる。ここで考えられる工夫とは、かつての版本のように仮名文字遣いを行って判読の助けとするようなものではなく、時流に合わせて使用する字体を統一するということである。出版物から消え、教育の場においても扱われなくなり、次第に異体仮名が身近な存在から遠退いていく現状において、多種の異体仮名を用いることは判読の妨げにもなりかねない。手書きに残った異体仮名も、やがては用いられなくなるようになったのではないだろうか。

近代作家の自筆原稿を調査することによって、そのことを明らかにしていく。

2、調査方法について

近代作家の自筆原稿における仮名字体については、先行研究においても扱われてきた^③。ただしそれは、ある作家の特定の作品の表記体系を明らかにすることを目的として行われた調査の一環としてである。それがその作家特有の字体使用であったのか、それともその時代においては他の作家も同じような字体を用いていたのかということについては、言及されてこなかった。本稿においては、複数の作家の自筆原稿を調査することによって、そのことについて検証していく。特に明治 33 年の小学校令施行規則以降のものを中心に引き上げ、そこで示された規範に則り字体を選択していたのか、それとも独自の字体を用いていたのかについて注目する。調査には早稲田大学図書館蔵の近代作家の自筆原稿 12 種を用いた。文学作品だけではなく、評論や意見書なども含まれている。全文を調査し、使用されていた仮名字体について検証していく。

3、調査結果と考察

3-1. 明治 33 年以前

まずは参考として明治 33 年以前のを 2 種取り上げる。金子筑水『詩の二大別』（明治 24）と饗庭篁村『文化文政度の小説家』（明治 25）で、表 1、2 はそれぞれの結果である。

表 1、金子筑水『詩の二大別』における仮名字体

	〈エ〉 〈オ〉 〈ギ〉 〈ゴ〉 〈ソ〉 〈ヅ〉 〈ホ〉 〈ボ〉 〈ユ〉 〈ロ〉 〈ワ〉 〈ヰ〉 〈エ〉 なし
現行無	か だ に はば
異体	ああきぎげさご むもハバハ
同字母	ふ も

表 2、饗庭篁村『文化文政度の小説家』における仮名字体

	〈ゼ〉 〈ボ〉 〈ヰ〉 なし
現行無	あ
異体	あうう、ああきおとさ むハバぢし り
同字母	ふ も め

一部仮名そのものの使用が見られないものもあったが、その中でも異体仮名の使用が確認された。筑水の〈ハ〉〈バ〉や篁村の〈ア〉など、現行の字体が用いられていないものも存在した。筑水と篁村で共通して異体仮名が使用されているのが、〈カ〉〈ガ〉〈タ〉〈ニ〉〈ハ〉〈ミ〉である。これらに用いられていた異体仮名は、明治期に一般的に用いられていた字体と考えられ、例えば明治初期の草双紙においては、版本と活字本の両方でその使用が見

られる⁴⁾。ただこれらの異体仮名の使用頻度や、「ㇿ」などの版本の方に特徴的に見られる字体の使用、さらには現行の字体が用いられていない仮名の存在などから、全体的には版本一すなわち当時の手書きベースの出版物に近いような印象を受けた。

筑水の「ハ」「バ」の助詞における使用、用例は少ないが、篁村の「ㇿ」の「ㇿるすべし」(65オ6行目)「ㇿばらく」(68オ12行目)といった文節頭における使用など、仮名文字遣い—所謂異体仮名の使い分けの意識も見受けられた。その一方で、やはりまだ出版物においても異体仮名が用いられていたこの時期においては、原稿に使用する仮名字体を統一するような意識は見受けられないようであった。あるいは多少はあったのかもしれないが、この程度の仮名字体の使用は常識の範囲として、当然読めるものとして扱われていた可能性もある。

3-2. 明治33年直後

次に小学校令施行規則直後の明治期のものについて、5種取り上げた。小栗風葉『男の子、女の子』(明治35)、泉鏡花『青切符』(明治35)、徳田秋声『ゆく雲』(明治36)、伊藤左千夫『萬葉集短歌私考』(明治38)、長塚節『才丸行き』(明治38)で、風葉、鏡花、秋声の作品については、ほぼ総ルビであったため、ルビについても別に表を設けた。表3~7はその結果である。

表3、小栗風葉『男の子、女の子』における仮名字体

本行	〈オ〉〈ギ〉〈ゴ〉〈ザ〉〈ジ〉〈ゼ〉〈ダ〉〈ヂ〉〈ホ〉〈ボ〉〈ヨ〉〈エ〉なし
現行無	なに も ゆ
異体	ㇿㇿ ㇿ
同字母	ㇿ ㇿ ㇿ

ルビ	〈ズ〉〈セ〉〈ヅ〉〈テ〉〈デ〉〈ベ〉〈ル〉なし
現行無	に も ゆ
異体	ㇿㇿ ㇿㇿㇿㇿ ㇿ
同字母	ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ

本行よりも振り仮名の方に異体仮名の使用が多く見られた。なおかつ「ㇿ」「ㇿ」「ㇿ」「ㇿ」「ㇿ」など、明治中期以降の活字本においては、あまりみられなくなった字体が使用されている。〈モ〉〈ユ〉など、同字母異字体のみの使用もあるが、現行の字体と字母を異にする字体のみが用いられていたのは〈ニ〉のみであった。本行だけで見ると、使用されている異体仮名は「ㇿ」「ㇿ」「ㇿ」のみと、活字においても比較的後の時代まで見られた字体を用いていた。

表 4、泉鏡花『青切符』における仮名字体

本行	本行 〈ギ〉 〈ゴ〉 〈ゼ〉 〈ゾ〉 〈ブ〉 〈ベ〉 〈ミ〉 〈キ〉 〈エ〉 なし	振仮名 〈ズ〉 〈ヌ〉 なし
現行無	な にも	も
異体	ウウ ^ゝ ㇿ ^ゝ ㇿ	ウウ ^ゝ ㇿ ^ゝ ㇿ ^ゝ ㇿ ^ゝ
同字母	ふ あ も	あ も

「ゝ」の使用などがみられるが、特に振り仮名において異体仮名が多用されているという訳ではなかった。「も」の使用は風葉と同様である。〈ニ〉については、振り仮名においては現行の「に」も使用されていた。異体仮名の使用についてみると、「ウ」「ウ^ゝ」「ㇿ」「ㇿ^ゝ」「ㇿ^ゝ」など、明治期の活字にもよく見られるものが使用される一方で、「ゝ」など、版本ではよく見られたが活字では見られなくなった字体の代表とも言うべき字体も使用されていた。

表 5、徳田秋声『ゆく雲』における仮名字体

	本行 〈ブ〉 なし	振り仮名
現行無		な ゆ
異体	ㇿ ^ゝ ㇿ	ㇿ ^ゝ ㇿ ^ゝ ㇿ ^ゝ
同字母	あ も ゆ	ふ あ む [※] ゆ

※む…二画目の円を書かず上下に分かれる字体。現行の字体との差異が明確で、かつ併用されている場合のみ、同字母異字体とみなした。

ルビに一部同字母異字体のみの使用がみられたが、基本的には現行の字体との併用という形になっている。本文に用いられている異体仮名は「ㇿ」「ㇿ^ゝ」「ㇿ^ゝ」で、いずれも活字においても見られる字体であるが、「ㇿ^ゝ」は「感じがㇿ^ゝて」（第2回4枚目1行目）の1例、「ㇿ^ゝ」は「力を量らㇿ^ゝ、路の嶮夷（けんい）を問はㇿ^ゝ」（第9回1枚目2行目）など、打消の助動詞「ず」にあたるものが5例であった。ルビに関しても「ㇿ」「ㇿ^ゝ」各1例、「ㇿ^ゝ」「ㇿ^ゝ」各2例と、使用回数自体は少なかった。本文の「ㇿ^ゝ」の使用は目立つものの、「に」も使用されており、一見すると現行の字体のみを使用しているようにも見えた。

表 6、伊藤左千夫『萬葉集短歌私考』における仮名字体

	〈ギ〉 〈グ〉 〈ゲ〉 〈ゼ〉 〈ゾ〉 〈ダ〉 〈ヅ〉 〈ブ〉 〈ベ〉 〈ボ〉 〈ワ〉 〈エ〉 なし
現行無	お ご ゆ
異体	お ^ゝ ご ^ゝ そ ^ゝ ゝ
同字母	わ ふ ゆ

振り仮名が付される場合もあったが、片仮名表記であった。また濁音と思われるものについても、濁点を付していない場合があり、そのため濁点付きの仮名の使用が見られないものが多くあった。異体仮名「ふ」「ぶ」「む」「も」「む」「ハ」や、同字母異字体の使用が認められるが、使用回数は少なく、全体的には現行の字体の使用に近い印象を受けた。

表 7、長塚節『才丸行き』における仮名字体

	〈ザ〉 〈ヅ〉 〈ヌ〉 〈ベ〉 〈ユ〉 〈ヰ〉 なし
現行無	な も
異体	ふ
同字母	ふ も

異体仮名の使用は「ふ」のみで「山のこふふは」（8枚目2行目）の1例であった。「ふ」「も」など、一部同字母異字体が用いられているが、ほぼ現行の字体が用いられていた。

以上のように明治33年直後のものについてみてきたが、やはりまだ異体仮名の使用が確認された。ただ一部の仮名については異体仮名のみの使用もあったが、多くは現行の字体と併用されていた。また同字母異字体の使用も目立ち、特に〈ナ〉〈モ〉〈ユ〉については、それらのみが用いられ、現行の字体が用いられていない場合もあった。ただこれに関しては手書きということもあり、現在の我々が思うほど、異なる字体として意識されていなかったのかもしれない。第一印象では現行の字体使用に近いものを感じても、実際には異体仮名が使用されており、意識的に字体を統一しようとしていたと思われるのは、節ぐらいであった。もっとも他の作家についても、意識した上でこのような字体の使用となったのかもしれないが、近世の版本においてよく見られた字体が使用されているなど、伝統的な手書きの習慣のようなものが垣間見られた。

3-3. 大正期

最後に明治33年から10年以上が経過した大正期のものについてみていきたい。島崎藤村『昨日と一昨日』（大正8）、与謝野晶子『春宵浅語（しゅんしょうせんご）』（大正8）、有島武郎『再び本間久雄氏に』（大正9）、若山牧水『姉への手紙』（大正13）、幸田露伴『巢林子（そうりんし）の二面』（大正15）の5種を扱うが、いずれも『早稲田文學』に掲載されたものの原稿である。全て振り仮名は付されておらず（一部見られたが数箇所のみであった）、仮名字体の調査は本行のみについて行った。表8～12はその結果である。

表 8、島崎藤村『昨日と一昨日』における仮名字体

	〈エ〉〈オ〉〈ザ〉〈ゼ〉〈ゾ〉〈チ〉〈ヂ〉〈ヌ〉〈ボ〉〈ユ〉〈ヨ〉〈ワ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし
現行無	だ なのはばも
異体	ゝ ぞ り ゑ ゑ
同字母	ふ ゑ ゑ

〈ダ〉のみ現行の字体と異体仮名が併用されているが、「だ」の使用は「この文体で苦んだ」(7枚目10行目)1例のみであった。藤村は基本的には一つの仮名に対して一字体のみを用いる方針であったようである。ただしその内容は現行の字体とは異なり、異体仮名が「正体」として用いられていた。「ゝ」「ぞ」「ゑ」のように活字本においても使用が確認された字体だけではなく、「ゑ」「ゑ」のように主として版本において使用された字体も「正体」として用いられていたのである。また〈ナ〉〈モ〉は同字母異字体のみの使用であった。

表 9、与謝野晶子『春宵浅語』における仮名字体

	〈グ〉〈ゲ〉〈ボ〉〈ヰ〉〈ヱ〉なし
現行無	も
異体	ゑ
同字母	ふ ゑ ゑ

異体仮名の使用は「ゑ」のみであった。ただこれも現行の字体との併用であり、現行の字体が用いられていなかったのは、同字母異字体「ゑ」が使用される〈モ〉のみであった。晶子の字体使用は、現在の我々と非常に近いものであったと言えよう。

表 10、有島武郎『再び本間久雄氏に』における仮名字体

	〈エ〉〈ク〉〈ゴ〉〈ザ〉〈ゼ〉〈ゾ〉〈チ〉〈ヂ〉〈ヒ〉〈ヰ〉〈ボ〉〈ミ〉〈ユ〉〈ロ〉〈ヱ〉なし
現行無	
異体	
同字母	ゑ

異体仮名は一つも用いられておらず、同字母異字体の使用も「ゑ」のみで、これも現行の字体との併用であった。ほぼ現行の字体のみを用いて書かれており、平仮名の部分だけであれば、現在の人間にも十分判読可能なほどである。

表 11、若山牧水『姉への手紙』における仮名字体

	〈ユ〉なし
現行無	
異体	
同字母	れ ふ ゑ

武郎同様に異体仮名は一つも用いられておらず、同字母異字体の使用についても「れ」「ふ」「**ゑ**」のみで、やはり現行の字体との併用であった。武郎では仮名そのものの使用が確認されなかったものもいくつかあったが、牧水は〈ユ〉のみで、現行の字体との一致がより確実なのである。

表 12、幸田露伴『巢林子（そうりんし）の二面』における仮名字体

	〈ヅ〉〈ネ〉〈ボ〉〈エ〉なし
現行無	にもわ
異体	ウウゝ さどゝ り
同字母	も

今回調査を行った中では、最も遅い時期のものであったが、いくつか異体が確認された。〈カ〉〈ガ〉〈タ〉〈ダ〉〈ニ〉〈ワ〉に異体仮名が使用され、その内〈ニ〉〈ワ〉は「**ㇿ**」「**ㇾ**」のみで、現行の字体の使用は確認されなかった。「**ㇾ**」は前述の通り、活字ではあまり見られず、版本において多用される字体である。他の大正期のものと同様に、同字母異字体の「**も**」の使用も確認された。

以上のように大正期の自筆原稿についてみてきたが、この時期になるとやはり現行の字体に限りなく近い字体の使用が見られるようになった。ただ個人差もあり、藤村のように現行の字体のかわりに異体仮名を用いる場合や、露伴のように依然として異体仮名を併用する場合もあった。ただ藤村の場合、現行の字体とは異なるが、ほぼ一つの仮名に対して一字体となっており、複数の字体を併用するという意識は薄いようであった。明治33年の小学校令施行規則は、たとえそこで示された字体をそのまま規範として使うということにまでは至らなくても、長い年月をかけて人々の表記意識に何等かの作用を及ぼしていったのではないかと考えられるのである。

3-4. 仮名字体調査結果のまとめ

小学校令施行規則直後の明治期と大正期の原稿を中心にみてきたが、やはり大正期になると、手書きにおいてもほぼ現行の字体と一致するものが多くみられるようになるのである。ただ作家によっては、大正期においても異体仮名を使用している場合もあり、個人間の差も存在するようであった。明治期においても、長塚節のように、比較的現行の字体に

近い字体使用も見られることがあり、もう少し多くのサンプルを集める必要があるであろう。また同じ作家でも時期によって異なる字体を用いる場合があるとの指摘もあるが⁶⁾、それについては後ほど検証する。

3-1 で参考として挙げた明治 33 年以前の自筆原稿に比べ、小学校令施行規則後のものは異体仮名が用いられているにしても、その種類は少ないように思える。果たしてそこには字体を統一しようとする意識があったのであろうか。確実なことを言うためには、作家の原稿以外の書記資料（日記、手紙など）と比較しなければならないのかもしれないが、今回調査を行った範囲の中でも、字体統一の意識を垣間見ることはできた。それは修正箇所における使用字体に関することである。手書きの原稿であるので、そこには何箇所も作者による修正の跡が見られる。書き直されている部分も本文の一部には違いがないのでそこに用いられている字体もカウントしたが、そこに異体仮名が見られるという事例もあったのである。それが秋声と晶子の原稿である。秋声の場合、本行に「に」「ㄥ」が併用されているが、「ㄥ」が使用される三箇所の内、二箇所が修正部分なのである。第 2 回 3 枚目 2 行目の文の途中で挿入された「君の過去の運動ㄥは何等の希望」の一文と、第 10 回 2 枚目 1 行目で一字消して一字を加えた「門前●ㄥ」がそれにあたる。晶子の場合、やはり一字消して一字加えた「建設し●ㄥくい」（22 枚目 18 行目）「決定された暁●ㄥは」の二箇所、「ㄥ」が使用されるのはこの二箇所のみとなっている。このように修正箇所に現れるのは、普段は意識的に使用を控えていたものが、本文を推敲するにあたり、誤りを訂正することに気をとられ、使用する字体にまでは気が回らず、おそらく慣れ親しんでいたであろう字体を無意識に使ってしまったのではないかと考えられるのである。

4、仮名文字遣いについて

ここまで見てきたところ、現行の字体と一致しない場合もあるが、近代作家の原稿は一つの仮名に対して一字体を用いる傾向にあった。ただそうではなく複数の字体を用いる作家もあり、その場合には前述のように仮名文字遣いが行われていた可能性もある。本稿においては、築水、篁村、左千夫の〈ハ〉の使い分けについて注目する。いずれも〈ハ〉に複数の字体を用いるが、使用している字体はそれぞれ異なる。またこの〈ハ〉の使い分けは、版本と活字本でその傾向が異なるということがあった⁶⁾ので、その点にも鑑み調査を行うこととした。なお築水、左千夫については全範囲調査を行ったが、篁村については、なるべく他の二つと分量を揃えるために、前半部分（64 才～74 才）のみ調査を行った。その結果が表 13～15 である。

表 13、築水の〈ハ〉の使い分け

	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
ハ	0	7	0	63	70
と	0	0	1	0	1
バ	0	0	0	20	20

前述のように築水は「ハ」「バ」と「も」を併用していた。これは版本においてよく見られた組み合わせである。各字体の使用状況を見てみると、「ハ」「バ」は主として助詞に用いられる他、「ハ」については文節中末における使用も確認された。一方の「も」は準語頭「持てもやされ」(9枚目8行目)1例のみであった。「ハ」「バ」の字体を「正体」として用いていた可能性もあるが、文節頭・準語頭に「も」、それ以外には「ハ」(「バ」)を用いる可能性も考えられた。

表 14、篁村の〈ハ〉の使い分け

	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
は	7	13	0	0	20
ハ	0	0	0	131	131
ば	0	5	0	0	5
バ	0	0	0	38	38

篁村については、はっきりとした傾向が見られた。「ハ」「バ」は助詞にのみ用いられ、「は」「ば」は文節頭、文節中末に用いられていたのである。すなわち助詞とそれ以外で使い分けられていた可能性が高い。このような使い分けの傾向は、活字本においてよく見られるものである。

版本においては、「ハ」「バ」と「も」「む」で、助詞とそれ以外の使い分けが行われていたが、活字本においては、「も」「む」にかわり、現行の字体と同じ「は」「ば」が使用されるようになる。そして「ハ」「バ」と「は」「ば」で助詞とそれ以外の使い分けが行われるようになる。やがて「ハ」「バ」は助詞についても用いられなくなり、「は」「ば」が活字において正体として定着する。これまでの研究の調査結果から、以上のように仮定すると、篁村の使い分けは当時の活字本に近いものであったのではないかと考えられるのである。

表 15、左千夫の〈ハ〉の使い分け

	文節頭	中末	準語頭	助詞	計
は	0	21	0	79	100
ハ	0	0	0	2	2
も	0	1	0	1	2
ば	0	0	0	5	5
む	0	0	0	1	1

左千夫は主として「は」「ば」を用い、文節中末、助詞はほぼ「は」「ば」であった。文節頭や準語頭の用例がないので、判断が難しいが、もしあったとすれば、おそらく「は」「ば」が用いられていたのではないかと推測される。左千夫は字体を使い分けようとしていたのではなく、一つの字体に統一しようとしていたのではないだろうか。近世までの慣習では

助詞には「ハ」「バ」が用いられることが多いが、それがほとんど「は」「ば」のみ用いられているのである。左千夫の使用可能な字体の中に「ハ」「も」があったのは確実で、それがどのように使い分けられてきたのかも知っていた可能性もある。それをあえて「は」「ば」のみを使用しようとしていたのは、やはり小学校令施行規則における字体の規範の公示、ひいては活版印刷における字体の統一があったのではないだろうか。

以上のように〈ハ〉を例として、仮名文字遣いについて見てきたが、複数の字体を併用しているからと言って、必ずしも使い分けている訳ではなかった。ただ篁村のように、はっきりと使い分けの意図をくみ取れる場合もあった。元々仮名文字遣いは、手書きにおいて連綿した崩し字の判読の助けとなるものであった。左千夫の原稿は、マス目のある原稿用紙には書かれていなかったが、一文字一文字が独立しており、一部を除きほぼ連綿は見られなかった。それに対して篁村は縦の罫線のみ原稿用紙を使用しており、平仮名の部分は連綿していることが多い。築水は匡郭のような枠組みのみ原稿用紙を使用しているが、やはり平仮名が続く部分は基本的に連綿していた。原稿用紙における連綿の有無が、仮名文字遣いの有無、ひいては使用する仮名字体を決定づけている可能性があったのである。マス目のある原稿用紙を使うと、連綿ができなくなるという訳ではないが、連綿しても一字一字がマス目に収まることで、少なくとも文字の切れ目ははっきりとする。原稿用紙と仮名文字遣いの関係についても、今後注目していきたい。

5、学校教育と字体の統一について

ここまで主に出版物に用いられる字体との比較において、近代作家の使用する仮名字体についてみてきた。やはり手書きということもあり、版本においては多く見られたが、活字本になると次第に見られなくなった字体が使用されているということもあった。ただそこで版本を見ていたために使用するようになったと短絡的に結びつけてしまうことはできない。何故なら個人の字体の使用には、教育一とりわけ初等教育が根底にあるからである。ここでは教育という観点から、改めて近代作家の使用字体について考察する。

まず明治 33 年（1900 年）という年を基準にして検証する。これ以降は初等教育の場では異体仮名を用いないという方針を定めたものであるから、これより後に初等教育を受けた人間は、少なくとも小学校では異体仮名を習う機会はなくなるということである。今回調査した作家の中に、そのような人間がいたかどうか、生年を確認しておく以下の通りになる。（ ）内が生年である。

饗庭篁村（1855）、伊藤左千夫（1864）、幸田露伴（1867）、金子筑水（1870）、
徳田秋声（1871）、島崎藤村（1872）、小栗風葉（1875）、有島武郎（1878）、
与謝野晶子（1878）、長塚節（1879）、若山牧水（1885）

最も若い牧水も明治 33 年の時点では既に 15 歳であった。いずれもこの時点では学校教

育における平仮名の習得は終えていたということになる。すなわち学校教育の場において異体仮名を習得する機会があったと考えられるのである。それにもかかわらず、ほぼ現行の字体と一致するものを用いていた作家については、意識的に字体を統一していた可能性が非常に高い。

田島（2009）⁷⁾では、夏目漱石『坊っちゃん』の自筆原稿に使用されている平仮名と、漱石が初等教育を受けたであろう時期の教科書の字体表を比較して、「たとえば明治六年五月に刊行された文部省編纂の『小学教授書全』に掲げられた「草体五十音の図」には漱石と共通するものも見られる。」（p272）と述べられている。これに倣い、自筆原稿と教科書の字体の比較を試みる。

使用する教科書は『小學讀本便覧』第二卷⁸⁾所収の『讀方入門』（明治17=1884、文部省編）である。1878年生まれの晶子、武郎、1879年生まれの節などは、この教科書を使用していた可能性も考えられる。『讀方入門』に掲載されている字体は以下の通りである。実際の表においては、「い^い」のように、大きな文字で正体（この教科書における）が載せられ、小さな文字で変体が添えられているが、ここでは正体（変体）として示す。

い (い)	ろは (ろは)	に (に)	ほ (ほ)	へ (へ)	と (と)	ち (ち)	り (り)	ぬる (ぬる)
を (を)	わ (わ)	か (か)	よ (よ)	た (た)	れ (れ)	う (う)	つ (つ)	ね (ね)
な (な)	ら (ら)	むら (むら)	の (の)	れ (れ)	お (お)	く (く)	やま (やま)	け (け)
ふ (ふ)	こ (こ)	い (い)	え (え)	て (て)	あ (あ)	さ (さ)	き (き)	ゆ (ゆ)
め (め)	み (み)	し (し)	る (る)	ひ (ひ)	も (も)	せ (せ)	す (す)	ん (ん)

いくつかの仮名において、正体が現行の字体と異なっている、「い」「わ」「う」がそれにあたるが、表7、9、10を見ると、三人とも「え」「お」「そ」（武郎は〈エ〉なし）を用いていた。逆に三人とも共通して用いていた「も」は、この表にはない。また晶子、節が用いた「あ」は変体扱いであった。異体仮名としては、晶子の使用した「に」、節の使用した「ろ」が、変体として表に記載されている。

たとえこの表の正体のみを習得したとしても、現行の字体そのままとはならず、変体をも習得したとなれば、まず字体の統一はみられないであろう。やはり当時としてはこの程度の異体仮名は、当然知っておかなければならない範囲であったのだろう。『讀方入門』の「教師須知六則」にも「平假名ノ正變二體ニ習熟セシメ」とあり、異体仮名の習得は必須のようであった。ただここで注意しなければならないのは、これが「よみかた」の教科書であるという点である。これら全ての字体を書くことまで強制されていたとまでは言い難い。そうとはいえども「よみかき」は表裏一体であり、異体仮名を全く書けなかったということも考え難い。実際に晶子、武郎よりもわずかに3年前に生まれた風葉は、異体仮名を多用していた。ただその一方で、この中では最も若い牧水も、ほぼ現行の字体に近いものを使用していたことから、その辺りで断絶があったということも考えられる。

振仮名	
現行無	げ もゆ
異体	うう ^ゝ おん ^ゝ なま ^ゝ と ^ゝ ど ^ゝ ハバむ ^ゝ か ^ゝ は ^ゝ ほ ^ゝ り
同字母	ほほ まもゆ

両者を比較してみると、『風琴』では用いられるが『妙な水』になるとみられなくなる字体がいくつかあることが分かる。そのうち「ゝ」「𑄎」については『風琴』においても使用が少なく、「ゝ」が 2 例、「𑄎」が 1 例のみであった。逆に『妙な水』にのみ使用が確認される字体に「ほ」があるが、本行に 3 例、ルビに 2 例のみであった。これら以外の字体について、使用される字体がどのように変化しているのかをみていきたい。

23 年の隔たりはあるものの、同一人物が書いたものであるため、使用される字体には一致する部分が多い。それでもやはり大きく違う点がある。それは現行の字体が用いられているか否かという点である。『風琴』は異体仮名のバリエーションが多く、一見すると『妙な水』よりも使用される字体数では大きく上回るように思える。確かに「𑄎」「𑄏」「𑄐」「𑄑」「𑄒」など、『妙な水』では見られない字体が確認できる。その一方で、「か」「が」「す」「ず」など、『妙な水』においては異体仮名と併用されている現行の仮名字体が、『風琴』においては見られないのである。出版物においては、比較的早い時期から、既に見た目上は現行の字体と異体仮名の併用となっているものがあるが⁽¹⁰⁾、この手書き原稿においてはまだそのようなにはなっていなかったようである。

明治 33 年から 10 年が経過した時期に書かれた『妙な水』においても、『風琴』と同様に、様々なバリエーションの異体仮名が確認できた。〈ア〉〈ワ〉などは現行と同じ字体に統一されているが、〈カ〉〈ケ〉〈ゲ〉〈シ〉〈ス〉〈タ〉〈ダ〉〈ニ〉〈ノ〉〈ハ〉〈バ〉などは複数の字体使用が確認される。では美妙に字体を統一する意識はあったのであろうか。おそらく一つの仮名に対して一つの字体のみを使用するという意識はあまりなく、必要に応じて複数の字体を用いることを是としていたものと思われる。『風琴』『妙な水』はいずれも原稿用紙には書かれておらず、マス目も罫線もない白紙に書かれ、文字には連綿が見られる。連綿するのに都合の良い文字を選んでいただ可能性がある。ただ『風琴』では使用されていなかった現行の字体「か」「が」「す」「ず」の使用に鑑みると、明治 33 年の小学校令施行規則の影響を受けたのかは定かでないが、「平仮名の正体」について何かしら意識していた可能性が考えられるのである。

今回調査した中で、美妙と同世代の作家に幸田露伴がいるが、『巢林子の二面』においては、『妙な水』程の多様な異体仮名は見られなかった。大正 15 年と、かなり遅い時期の作であることも関係しているかもしれない。美妙と同世代の作家の、『妙な水』と近い時期に書かれた自筆原稿の字体を調査した上で、改めて美妙の仮名字体について考察する。

比較の対象としては夏目漱石『心』の自筆原稿を用いる⁽¹¹⁾。漱石は慶應三年（1867）生まれで、『心』は大正 3 年（1914）の作品である。表 18 にその結果を示す。

表 18、夏目漱石『心』における仮名字体

	本行	振り仮名
現行無	かが だな	が た な
異体	あお ちさご め りき	あお ちさご め
同字母	く ふあ む	く ふあ む

〈ク〉〈ナ〉〈ム〉など、同字母異字体と現行の字体が併用されているものもあるが、それ以外で、一つの仮名に対して一つの字体となっていないのは、〈カ〉〈シ〉〈タ〉〈ダ〉〈ニ〉のみである。この内〈シ〉〈リ〉〈レ〉については、異体仮名の使用例が少なく（「ち」本行とルビ合わせて7例、「り」本行のみ1例、「れ」本行のみ6例）、ほぼ現行の字体となっている。一方の〈カ〉〈タ〉〈ダ〉については、併用されていると言っても、現行の字体の使用が極端に少ない。「か」はルビ1例のみ、「た」は本行のみ4例、「だ」はルビ2例のみであった。これら以外は全て異体仮名で占められていた。結果として現行の字体と異体仮名が併用されていたと言っても良いのは本行の〈ニ〉のみであった（振仮名については併用と言っても「に」の使用は1例のみであったため）。異体仮名が「正体」として使用されることがあるものの、一つの仮名に対して一つの字体を用いるという意識が強かったのではないかと考えられる⁽¹²⁾。

前章までの研究により、出版の世界においては、明治33年の小学校令施行規則以前から字体の統一が進み、現行の字体に限りなく近付いていたことが判明していた。それに対して手書きの世界においては、明治33年以降も異体仮名が用い続けられていた。小学校令施行規則による字体の制定はあくまで教育の場におけるものであり、やはり手書きに直接影響を及ぼした訳ではないようである。ただ出版界の中で自主的に行われてきた仮名字体の統一が小学校令施行規則によって明文化されたことにより、出版界における字体統一を揺ぎ無いものとしたと考え、手書きにも出版物を通じて間接的に影響があったのではないかと考えられるのである。一つの仮名に対しては、それが異体仮名の場合もあるが、一つの字体のみを用いるという漱石の字体意識（藤村もこれにあたる）や、「現行の字体」すなわち「正体」を用いた上で異体仮名を使用するという微妙の字体意識の背景には当時の出版物における字体の使用状況があるものと思われ、そこには小学校令施行規則も関与していたのではないだろうか。

7、おわりに

以上近代作家の仮名字体についてみてきた。出版の世界においては、明治33年の小学校令施行規則以前から既に字体は収斂する傾向にあり、現行の字体の使用に限りなく近付いていたが、一方の手書きの世界においては依然として異体仮名を用いる作家もいたことが判明した。ただ作家によって異なる字体を用いていたが、ある一定の範囲内から使用する

字体を選択していたようであった。美妙のような例外もあるが、明治33年以降とりわけ大正期にもなると、現行の字体使用に限りなく近いものや、現行の字体とは一部異なる字体を用いるが一つの仮名に対して一字体のみを用いるものも現れるのである。その美妙についても、執筆の年代によって、使用する字体に差異を生じ、明治33年以降の作品においては、異体仮名の使用が減り、現行の字体の使用が増えるという変化を見せていた。やはり仮名字体の規範が示されたことの影響を、何らかの形で受けていたようであった。

今回は明治大正期のみを対象としたが、昭和期以降も手書きにおいては異体仮名の使用が見られるものと考えられる。また自筆原稿以外の書簡や日記などにおいてはどうかであったのかなど、今後さらに範囲を拡大して検証していきたい。

注

- (1) 前章までの、明治期の草双紙、小説、新聞、辞書などの調査においてである。
- (2) 明治33年8月20日に小学校令が改正され、翌21日に、文部省令第十四号小学校令施行規則が公布された。その中には「第十六條 小學校ニ於テ教授ニ用フル假名及其ノ字體ハ、第一號表ニ（後略、下線は稿者）」とあり、あくまで学校教育の場において使用する字体を制限するものであった。ただ行政が具体的な字体表を示した影響は少なくなかったものと考えられる。
- (3) 近代作家の自筆原稿の仮名字体について言及したものには、前田富祺（1994）『『たけくらべ』における平仮名の書体と字体』前田富祺編『国語文字史の研究2』和泉書院、笹原宏之（2000）『『豎琴草紙』の文字・表記』山田俊治、十重田裕一、笹原宏之 編著『山田美妙『豎琴草紙』本文の研究』笠間書院、佐藤栄作（2007）『『道草』の書き潰し原稿と最終原稿の文字・表記』『国語文字史の研究10』和泉書院などがある。
- (4) 第一章第一節において、明治初期の草双紙の版本と活字本各二十種の仮名字体調査を行った。その結果、〈カ〉〈シ〉〈ス〉〈ニ〉〈ハ〉の仮名については、ほぼ全てにおいて共通する異体仮名の使用が確認された。また〈ケ〉〈タ〉〈ミ〉〈レ〉なども版本と活字本で共通することが多かった。その一方で〈キ〉〈ネ〉〈ホ〉〈マ〉〈リ〉〈ワ〉など、版本にのみ異体仮名が使用される仮名も存在した。さらに〈ホ〉〈ワ〉の仮名は、版本においては現行の字体が用いられず、ほぼ異体仮名の「ほ」「わ」のみが用いられていることが判明している。
- (5) 佐藤（2007）において、「漱石の異体仮名の使用は、『坊っちゃん』（初期）と中期以降とで変化している。その方向性は基本的には「異体仮名の淘汰と一字体への収斂」である。」（p215）との指摘がある。
- (6) 第一章第二節参照。
- (7) 田島優（2009）『漱石と近代日本語』「第八章 漱石の表記と書記意識」翰林書房
- (8) 古田東朔編『小学読本便覧』第二巻、武蔵野書院、1978年

- ⑨『風琴』の自筆原稿については、『山田美妙集第1巻(小説1・初期文集)』(2012、臨川書店刊、解説は山田俊治、十重田裕一)に、「「緒言」、章題、末尾付言はなく、第二曲後半と、第三曲の一部が欠落した」(p489)とあり、実際に欠損が見られた。
- ⑩むろん当時は「現行の字体」という認識はなかったが、使用され字体の調査結果だけを見ると、あたかも現行の字体に加えて異体仮名が用いられているように見えるということである。例えば第三章第二節で調査した山田美妙編『日本大辞書』(明治25～26年)についても、現行の字体は全て使用が確認できた。
- ⑪佐藤(2007)では具体的な字体は示されていなかったので独自に調査を行った。底本には自筆原稿複製本『心』(1993、岩波書店刊)を用いた。調査範囲は第1回～第110回の全文である。
- ⑫佐藤(2007)においては、『道草』の自筆原稿には〈カ〉〈ク〉〈シ〉〈タ〉〈ナ〉〈ニ〉〈ヨ〉〈レ〉〈キ〉の仮名に異体が存在するが、「か」「く」「し」「よ」「た」「れ」は、ほぼ一字体の専用といえる。」(p215)と述べられている。異体を用いていても、使用回数が極端に少なく、ほぼ統一されている仮名があるという本稿の『心』についての見解と共通していた。

近代作家自筆原稿リスト (早稲田大学図書館蔵)

- 筑水(金子馬治)『詩の二大別』明治24(1891)年、『延葛集』第9号(明治24年7月7日)所載、請求記号:ヌ0609304A2
- 饗庭篁村『文化文政度の小説家』明治25(1892)年、『史海』第13-14巻(明治25年5-6月)所載、請求記号:文庫14A0122
- 風葉散人(小栗風葉)『男の子女の子』明治35(1902)年、『俳藪』明治35年3月号所載、請求記号:文庫14A0028
- 泉鏡花『青切符』明治35(1902)年、『俳藪』明治35年5月号所載、請求記号:文庫14A0025
- 徳田末雄(秋声)『ゆく雲』明治36(1903)年、『三六新報』明治36年6月1-15日所載、請求記号:文庫14A0030
- 伊藤左千夫『萬葉集短歌私考』明治38(1905)年、『馬酔木』第2巻3号(明治38年5月)所載、請求記号:文庫14A0102
- 長塚節『才丸行き』明治38(1905)年、『馬酔木』2巻5号(明治38年5月)所載、請求記号:文庫14A0050
- 島崎藤村『昨日と一昨日』大正8(1919)年、『早稲田文學』(大正8年1月号)所載、請求記号:文庫14A0168
- 与謝野晶子『春宵浅語』大正8(1919)年、『早稲田文學』大正8年4月号所載、請求記号:文庫14A0170
- 有島武郎『再び本間久雄氏に』大正9(1920)年、『早稲田文學』大正9年6月号所載、請求記号:文庫14A0055

- 若山牧水『姉への手紙』大正 13(1924)年、『早稲田文學』大正 13 年 7 月号所載、請求記号：文庫 14 A0125
- 幸田露伴『巢林子の二面』大正 15(1926)年、『早稲田文學』第 250 号記念近松研究号(大正 15 年 11 月号)所載、請求記号：文庫 14 A0149
- 山田美妙『風琴調弑節』明治 20(1887)年、『以良都女』創刊~3 号所載、請求記号：文庫 14 A0163、『滑稽妙な水』明治 43(1910)年、請求記号：文庫 14 A0057 1-5

終章

第一節 各章のまとめ

以上のように出版物における仮名字体について検証を行ってきた。近世においても既に仮名字体は収斂の傾向にあったことが指摘されていたが、結局字体の統一には至らなかった。それが明治期になると字体の統一が果たされたことになる。その最も大きな要因となったのが、活版印刷の導入であると考えられた。仮名文字遣いの有効性が発揮されない活版印刷においては、一つの仮名に複数の字体があるのは、非合理的であり、合理化のために統一が果たされたのではないかということである。だが活版印刷も、初めから字体が統一されていた訳ではなかった。各章における検証の結果から、字体統一の過程と、その中でもすぐには字体が統一されなかった様々な要因が見えてくる。

1. 第一章のまとめ

近世からの連続性に鑑み、草双紙を用いて版本と活字本の比較を行った。第一節では明治10年代に出版された草双紙の版本20作品と活字本20作品を取り上げ、それらに用いられている仮名字体を比較した。草双紙は近世から続く絵入りの大衆小説であり、体裁を変えながらも、明治初期まで出版され続けた。整版印刷によるものと、活版印刷によるものがあり、活字本へと媒体が移行したことにより、仮名字体にどのような影響があったのかを、両者を比較することによって検討した。その結果、仮名字体数（一つの作品の中で用いられている平仮名の字体総数）については、活字本の方が若干減ってはいるものの、それほど大きな差はなかった。ただ同程度の字体数であってもその内容は異なっており、例えば版本においては異体仮名の「ひ」のみが用いられ、活字本では現行の字体「ほ」のみが用いられるなど、活字本の方では現行の字体が選択される傾向にあった。また活字本の草双紙においても仮名文字遣いが行われているかどうかについて『貞烈美談小夜時雨』（明治18年）を用い検証したところ、活字本においてもそれは見られ、句読点などの書記法が未発達であった初期の活字本において、判読の補助になっていたことが推定された。

第二節では版本から活字本への移行が異体仮名の使用に与えた影響の考察の一環として、明治初期の翻刻本を取り上げた。近世に版本として出版されたものの中には、明治になって翻刻され、活字本として出版されたものがあり、初期のものは異体仮名が用いられていた。だが使用される字体は、版本のままではなく、版本と活字本では差異を生じている。両者を比較することによって、「翻刻」という活字化の作業による表記の改変について検証した。馬琴作の合巻『風俗金魚傳』について、原本（版本）と翻刻本（活字本）を比較し、仮名字体と仮名文字遣いについて調査を行った結果、版本において仮名文字遣いが行われているものの、活字本においてはそれが行われなくなっている仮名が多く見られた。異体を用いていながらも仮名文字遣いが行われていない場合と、異体自体が用いられなくなり仮名文字遣いも消滅した場合とがあった。活字本においては仮名文字遣いの必要性が低下

してこのような結果になったものと考えられた。

第三節では明治 20 年代から明治 30 年代前半までに出版された近代小説 10 作品を対象とし、調査を行った。作品によって異体仮名の使用状況にかなりの差がみられたが、ルビの一部を除いてほぼ現行の字体が用いられている作品も存在した。必ずしも時代が下るにつれて字体が統一されていくという訳ではないが、やはり小学校令施行規則が出される明治 30 年代前半になると、かなり字体の整理が進んでいた。ところで現行の字体と使用される字体を比べた時、本行、ルビともに近世の版本にはあまり見られない異体仮名「ゑ」の使用が目立った。これは活字製作の際に「平仮名書きいろは歌」の字体を「正体」として参考にしたものであると考えられ、活版印刷における字体の統一にも、「平仮名書きいろは歌」が関係していたことが推定された。また近代小説において仮名文字遣いの意識があったのかどうかについても調査を行った。活版の草双紙において仮名文字遣いが行われていた異体仮名が使用されていた『小説花籠』(明治 22 年)をテキストとして検証した。その結果、仮名によって程度の差はあるものの、なんらかの使い分けの意図をもって異体仮名が用いられていたことが確認され、近代小説においても仮名文字遣いが行われていたことが判明した。だがそのような仮名文字遣いに関係する仮名も排除されたのが、明治 20 年代後半から 30 年代にかけての時期であるものと考えられた。

以上のように明治初期の活版の草双紙においては、整版と同程度の種類の異体仮名が用いられており、字体の統一が見られるのは明治中期の近代小説からであった。ただ明治初期の版本と活字本とを比較した結果、版本においては、現行の字体が使用されず、異体仮名のみを使用ということがあったが、活字本においては現行の字体が使用された上で、異体仮名が使用されているという大きな違いがあった。これは現代の判断基準によるもので、むしろ当時の人々に「現行の字体」という意識はなかったのだが、おそらく「平仮名書きいろは歌」を基準に活字を作成したことにより、結果として「現行の字体」と重なる字体が、主として用いられるようになったのではないだろうか。すなわち「平仮名」という字種の活字を作成する際、多種多様な異体仮名がある中で、現行の字体とほぼ一致する「平仮名書きいろは歌」に用いられる字体を「平仮名」の基本として選択したことが、現行の字体の定着を推進したのではないかということである。実際に活字の見本帳を見ても、現行の字体が用意されていないものはほとんど見当たらなかった。(「平仮名書きいろは歌」の〈エ〉が「ゑ」である「え」は除く)。活字本におけるこのような字体の使用が、人々に「正体意識」を芽生えさせたことも考えられる。普段からよく目にする字体が、「普通の字体」として定着していくのは自然なことではないだろうか。

2. 第二章のまとめ

字体が統一の方向に向かう一方で、異体仮名の使用は、人々の中に習慣として根強く残っていたようである。第二章においては、近代に新たに出現した「新聞」を用いて、使用される仮名字体の変化を通時的に追って行った。第一節において扱ったのは『仮名読新聞』

である。『仮名読新聞』は明治初期の代表的な小新聞の一つであり、発行期間は第一章で扱った活版の草双紙と重なる。仮名字体について調査したところ、使用される字体は時期によって異なり、仮名字体数も増減を繰り返していた。ただ全体的には活版の草双紙に用いられる字体数よりも少なく、中には明治10年代前半という早い時期において、ほぼ異体仮名が用いられていない号も存在した。仮名文字遣いについても調査を行ったが、やはり特定の字体については、仮名文字遣いが行われていた。新聞は日刊であり、版組みは迅速に行わなければならない、字体を一つに絞った方が効率的に植字を行える。それにもかかわらず、異体仮名が用いられ、字体数が減少してもまた増加する場合があった。やはりまだこの時期は、ある程度は仮名文字遣いを行わなければならないという意識が強く、慣習的に行っていたのではないかと考えられた。

第二節では、明治期の代表的な大新聞の一つである『横浜毎日新聞』を通時的に調査することにより、仮名字体は収斂していく傾向にあったのか検証した。また使用できる字体が制約される活版印刷の導入が、仮名字体にどのような影響を及ぼしたかについても考察を加えた。使用される活字を基準に調査を行った結果、やはり字体は統一される傾向にあったことが判明した。ただし単純に時代が下るにつれて収斂していくのではなく、場合によっては字体数が増加することもあった。そしてそれには木活字、築地体3～5号、秀英体といった使用される活字の種類が大きく関わっていることが考えられた。また字体の選択には仮名文字遣いも関係しており、使い分けのある、あるいはかつて使い分けのあった字体が最後まで用いられ続けたものと考えられた。

何故初期の『横浜毎日新聞』においては、字体数が増加する現象が見られたのであろうか。その背景には、使用する活字の変更により、より多くの字体の中から選択できるようになったことや、他の新聞との差別化、大新聞としての権威づけなどの要因が考えられるのである。いずれにせよ、使用字体が増えていたことは事実であり、そこには活版における異体仮名使用の非合理性よりも、近世までの異体仮名使用の慣習を重んじた人々の意識がうかがえるのである。まだ整版印刷も並行して行われていた時代でもあり、多様な字体が用いられている整版印刷の紙面に近づけることを、初期の活版印刷では目指していたのかもしれない。

3. 第三章のまとめ

第三章においては、仮名字体に対する規範意識を考えるために、近代の国語辞書を取り上げた。第一節で扱ったのは、明治期を代表する国語辞書『言海』である。『言海』は、見出し語を五十音順に配しており、後発の国語辞書に及ぼした影響も大きい。他の辞書と比較する上でも、利便性が高く、まず『言海』における異体仮名の扱いについて調査を行った。「見出し語」を対象とし、使用される字体を調査したところ、漢語と和語で異なる字体を用いる〈コ〉〈ス〉を除けば、一つの平仮名に対して複数の字体が用いられているのは〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉のみであった。そこでそれぞれについて、どのような意図をもって字体が使い

分けられていたのかについて検証を行った。その結果、〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉いずれも使い分けの意図をもって二種類の字体が用いられていたことが確認された。ただ首尾一貫して使い分けられているのは〈ニ〉のみであり、〈シ〉〈ハ〉については、後から発行された分冊の方が使い分けを徹底しているという傾向が見られた。辞書として、仮名文字遣いについても規範となるものを示そうとして、使用字体に関する方針を修正していったものと考えられるのである。この〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉は、出版物において字体が統一されていく中で、最後の方まで異体仮名が用いられ、仮名文字遣いが行われていた仮名である。人々の意識に深く根付いていた使い分けであり、編者にとってもそうであったものと思われる。〈シ〉〈ニ〉〈ハ〉が使い分けられているのは、決して編者の個人的な意識によるものではなく、当時の一般的な感覚を反映したものであると考えられた。

第二節においては、第一節の調査に基づき、明治 33 年の小学校令施行規則以前に発行された辞書 10 種を対象として調査を行った。その結果見出しにおいて、『言海』同様に語頭には「ㇿ」「ㇾ」の字体が用いられることが共通して見られた。それ以外にも異体の使用が確認されたが、使い分けのようなものはなく、後ろの巻や頁の方に行くほど、字体は統一されていく傾向にあった。『言海』では準語頭についても、「ㇿ」「ㇾ」が用いられ、後ろの巻に行くほど、それが徹底されるということがあり、今回調査した辞書においても、準語頭における使用が確認された。だがいずれも用例に偏りがあり、むしろ準語頭であっても、語頭以外には「ㇿ」「ㇾ」を用いない傾向にあるようであった。語釈についても、漢字平仮名交じりで書かれたものが 8 種あり、仮名字体の調査を行った。その結果 1 種は、全く異体が用いられておらず、7 種において異体の使用が確認された。その内の『ことばのはやし』と『日本大辞林』は、同一の編者によるものである。使用されている仮名字体の内容自体にそれほど差はなかったが、それらの字体が使い分けられているか、仮名文字遣いの調査を行ったところ、後発の『日本大辞林』の方が、より使い分けが徹底していることが判明した。この結果から、国語辞書を作成する上では、どこに規範を求めるのが問題となっていたのではないかと考えられた。すなわち合理化によって統一された仮名字体を規範とするのか、近世までの慣習に則り異体仮名との併用を規範とするのかということである。『日本大辞林』(明治 27 年刊)のように、明治 20 年代後半の辞書についても、語釈においては仮名文字遣いが徹底されているものが見られた。やはり近世までの慣習は根強かったのかもしれないが、むしろそのようなものが失われていく中で、せめて辞書においては何とかそれを保存しようとしていたものかとも思われるのである。ただほとんどの辞書においては、どちらかといえば仮名字体を統一する傾向にあるようであった。時代は確実に統一の方向へと向かっていたと言える。

4. 第四章のまとめ

第三章までの調査によって、ジャンルごとに事情は異なっていたが、出版物においては、明治 33 年を待たずしてほぼ字体の統一をみていたことが判明した。出版物がこのような状

況にあったからこそ、学校教育において異体仮名の習得を課さなくても良くなったということも、十分に考え得る。ただ出版物という公の場から姿を消した異体仮名であるが、「手書き」という私的領域においては、依然として残り続けていた可能性があった。

第四章においては、「手書き」の領域においても仮名字体の統一が見られるのかを調査するために、近代作家の自筆原稿を取り上げた。出版物の原稿という点で、完全に私的な領域にあったものとは言い切れないが、少なくとも活字による制約はなく、自由に字体を選択することはできる。明治33年前後から大正期にかけての自筆原稿を調査した結果、明治33年以降に書かれたものについても、異体仮名の使用が確認された。だが大正期のものになると、ほとんど異体仮名を用いないものも見られたのであった。個人差によるところも大きいのであろうが、手書きの世界においても次第に異体仮名が用いられなくなっていったことが考えられる。むしろ出版物に比べれば、一仮名一字体に至るのはずっと後のことであったと推察される。特に今回は取り上げられなかった書簡や日記など、より私的な領域においては、最後まで残り続けた可能性も考えらる。

第二節 結論と今後の課題

1、結論

近世から収斂の傾向は見られたが、近代における仮名字体の統一は、単純にその延長線上にあった訳ではなかった。活版印刷という新たな技術の導入は、版面に新たな表記原理をもたらしたのである。

第一に、活字であることによる使用字体の制限がある。活字が用意されていない字体は、活版印刷においては使用不能となる。ただしこれは初期の活版印刷に見られる現象で、技術が発展し活字の字体が拡充されていくにつれ、解決できた問題である。実際に新聞においては、技術の向上に伴い字体数が増加することがあった。従ってこのことが字体の統一に直接関係していたとは思われないのである。活字によって字体が制限されたのは、あくまで一時的な現象であり、近世の版本に使用されていた字体程度であれば、全く問題なく使用できるようになっていたものと考えられる。

第二に、一文字一文字の独立性ということがある。版本においては、平仮名は連綿して書かれるのが当たり前であったが、活字ではそれがなくなった。活字見本を見ると、上下に伸びた連綿用の活字というものも存在していたが、実際にそれらが用いられた印刷物はほとんど見られない。それまでの版面に見られた連綿が見られなくなったことが、字体を統一へと導いたのではないかと考えられるのである。これまで連綿した仮名の判読の補助となっていた仮名文字遣いが意味をなさなくなり、複数の字体を使い分けることの利点は消え去った。それでも暫くの間は、近世までの慣習に従い、限られた仮名についてのみは、複数の字体を使用し続けた。だがやがてそれもなくなり、統一を見るのである。

むしろ単純に活版印刷において、複数の仮名字体を使用することは、活字を用意する費用や、植字作業の手間などから、非合理的であるとみなされ、一つの字体に絞ったという

側面もあったことは間違いない。ただ単純にそれだけであれば、手書きにおいては、もっと後の時代まで使い続けられても良さそうなものである。明治33年の小学校令施行規則はあくまで教育の場における定めであり、個人の使用する仮名字体に直接に制限をかけるものではない。それでも近代作家の自筆原稿において字体を統一しようとする意識が見受けられたのである。

手書きとはいえ、原稿は完全に私的なものではなく、編集者に見せることを前提としており、使用する字体にも配慮した可能性もある。だがそれ以上に使用する字体に影響を与えたのが、マス目のある原稿用紙の使用ではないかと考えられる。マス目のある原稿用紙に書かれている場合、マス目を超えて連綿することはあまりなく、一字ずつマス目の中に納まるように書かれていることが多い。平仮名が一文字一文字独立しているのである。

平仮名のこの独立性の獲得こそが、字体が統一された最も大きな要因であったのではないだろうか。近世においては、平仮名は前後の平仮名との組み合わせが念頭にあった。そしてそれが複数字体の使用につながった。すなわち前後との関係から、使用する字体を決定していたと考えられるのである。「か」「た」ではなく、「**ウ**」「**ゝ**」の方の字体が語中に用いられるのも、連綿のし易さと無関係ではないであろう。仮名文字遣いが規則として徹底されなかったのも、場合によっては書き易さの方を優先していたからではないだろうか。

活版印刷において独立した平仮名においては、もはやどの字体を選んでも良くなった。前後の関係を考える必要がないからである。だがそれはかえって難しいことであったのかもしれない。そこで選ばれたのが「平仮名書きいろは歌」の字体であったと考えられる。平仮名を学んだ者であれば、誰でも知っている字体であり、また元々連綿することを前提とせず、一文字ずつ書いていく字体であった。「平仮名書きいろは歌」の字体の独立性については、矢田（1995）^④においても言及されており、活版印刷に非常に適した字体であったものと考えられる。

最も基本的な字体であった「平仮名書きいろは歌」の字体だけを用いることに、人々は抵抗があったのかもしれない。それだけしか知らない無教養な人間であると思われる虞があったのではないか。だが活版印刷によって、それだけが用いられた版面が普及して、その抵抗はなくなり、次第に平仮名の「正体」として受け入れられていったのではないかと考えられるのである。

2、今後の課題

本論文における調査によって、近世の出版物に見られた仮名字体の収斂の傾向が、その後近代においてどのような過程を経て統一へと至ったのか、おおまかな通史を描くことができたが、今後の課題も浮き彫りになった。

まず本論文においては、明治期の小説、新聞、辞書といったジャンルの出版物について扱ってきたが、これらは明治期に出版された膨大な数の印刷物のほんの一部に過ぎない。さらにジャンルを拡大して検証していく必要がある。特に明治期の雑誌については、新聞

同様に広く人々に読まれており、発行期間も長期にわたっていたものがある。明治期の平仮名字体の変遷を考える上で、扱っておいた方が良いものと思われる。

次に手書きについては、第四章で扱ったのみであり、これについてもさらなる検証が必要である。近世の整版本においては、筆者の直筆をそのまま版下とすることもあったが、筆耕によって清書されたものを版下とすることが、特に後期の戯作では多かった。そのため筆耕による表記の改変という事態が生じ、内田（1998）⁽²⁾（2000）⁽³⁾では、使用する仮名字体も筆者と筆耕では異なることが指摘されている。手書きの原稿から活字におこされる際に、どの程度使用される仮名字体が改変されていたのかも、字体の統一を考える上で重要な要素である。

また明治期は漢字廃止論やローマ字国字論など、国語の表記について様々な議論が展開された時代でもあった。そのような中で、漢字を廃止し平仮名のみを使用することを提唱した「かなのくわい」が明治16（1883）年に結成された。平仮名のみと言っても、当時は明治33年の小学校令施行規則以前であり、複数の字体が使用されることが当たり前の時代であった。かなのくわいは異体仮名の存在をどのように考えていたのか。実際にかなのくわいによって出版された印刷物を調査することにより、検証したい。

注

- (1) 矢田勉（1995）「いろは歌書写の平仮名字体」『国語と国文学』72-12
- (2) 内田宗一（1998）「『修紫田舎源氏』の仮名字体 作者自筆稿本と板本の比較考察」『待兼山論叢 文学篇』32、大阪大学
- (3) 内田宗一（2000）「馬琴作合巻『金毘羅舟利生纜』の仮名字体―筆耕による表記の改変をめぐって―」国語文字史研究会・前田富祺編『国語文字史の研究』5、和泉書院

参考文献一覧

編著者五十音順

- 板倉雅宣 (2003) 『教科書体変遷史』 朗文堂
(2005) 『教科書にみる印刷術の歴史』 印刷朝陽会
(2006) 『活版印刷発達史—東京築地活版製造所の果たした役割—』 印刷朝陽会
(2010) 『かな活字の誕生 外国人の作った金属かな活字』 印刷朝陽会
- 板倉雅宣ほか (2006) 『本木昌造と日本の近代活字』 大阪府印刷工業組合
- 市地英 (2015) 「馬琴読本の平仮名字体—『月氷奇縁』『椿説弓張月』『南総里見八犬伝』を資料に—」 『成蹊国文』 48、成蹊大学文学部日本文学科
- 内田宗一 (1998) 「黄表紙・洒落本の仮名字体—恋川春町自筆板下についての比較考察—」 国語文字史研究会・前田富祺編 『国語文字史の研究』 4、和泉書院
(1998) 「柳亭種彦自筆資料の仮名字体 草双紙稿本を中心に」 『語文』 71、大阪大学国語国文学会
(1998) 「「修紫田舎源氏」の仮名字体 作者自筆稿本と板本の比較考察」 『待兼山論叢 文学篇』 32、大阪大学
(2000) 「馬琴作合巻『金毘羅舟利生纜』の仮名字体—筆耕による表記の改変をめぐって—」 国語文字史研究会・前田富祺編 『国語文字史の研究』 5、和泉書院
(2001) 「『古事記伝』の仮名字体—訓仮名出自字体の忌避とその背景—」 国語文字史研究会・前田富祺編 『国語文字史の研究』 6、和泉書院
(2006) 「『古言梯』の仮名字体—訓仮名出自字体の忌避をめぐって—」 国語文字史研究会 『国語文字史の研究』 9、和泉書院
(2014) 「鹿持雅澄『万葉集古義』稿本の仮名字体」 国語文字史研究会 『国語文字史の研究』 14、和泉書院
- 宇野義方 (1986) 「異体がなの使い分け」 『松村明教授古稀記念 国語研究論集』 明治書院
(1993) 「現行の仮名字体をめぐって」 松村明先生喜寿記念会編 『国語研究』 明治書院
- 遠藤邦基 (1999) 「清濁の読癖 濁音専用仮名字体の存在しないこととの関係から」 『文学史研究』 40、大阪市立大学
(2000) 「四十八字からなる「いろは歌」 仮名もじつかいの崩壊と仮名<ん>の卓立」 『国語国文』 69-10、京都大学
(2007) 「ちぢみ「え」—仮名の異名といろは歌—」 国語文字史研究会編 『国語文字史の研究 10』 和泉書院
- 岡田一祐 (2014) 「明治期のいろは仮名」 国語文字史研究会編 『国語文字史の研究 14』 和泉書院

- (2014)「明治検定期読本における平仮名字体」『日本語の研究』第10巻4号
- 片塩二郎 (2004)『秀英体研究』大日本印刷
- 木越治 (1987)「富岡本「春雨物語」における仮名字母の用法について」『北陸古典研究』2、北陸古典研究会
- (1989)「上田秋成自筆本「春雨物語」における仮名字母の用法について」『金沢大学教養部論集 人文科学篇』26-2、金沢大学
- (1992)「近世文学作品における字母の用法について—『ますらを物語』『おくのほそ道』『教訓私儘育』の場合—」前田富祺編『国語文字史の研究1』和泉書院
- 久保田篤 (1994)「仮名草子整版本における仮名の用法(上)」『人文学科論集〈茨城大学人文学部紀要〉』27、茨城大学
- (1995)「仮名草子整版本における仮名の用法(下)」『人文学科論集〈茨城大学人文学部紀要〉』28、茨城大学
- (1995)「草双紙の用字法—赤本の仮名字体の用法を中心に—」『築島裕博士古稀記念 国語学論集』汲古書院
- (1996)「恋川春町「無益委記」の表記 平仮名の字体について」『人文学科論集〈茨城大学人文学部紀要〉』29、茨城大学
- (1997)「「浮世風呂」の平仮名の用字法」『成蹊国文』30、成蹊大学
- (1998)「『金々先生栄花夢』の文字の用法について」『東京大学国語研究室創設百周年記念 国語研究論集』汲古書院
- 窪田恵理子 (2000)「与謝蕪村の仮名字体の用法—俳諧と書簡を比較して—」国語文字史研究会・前田富祺編『国語文字史の研究』5、和泉書院
- 国文学研究資料館編 (2002)『明治の出版文化』臨川書店
- ダニエル・小林ベター (2014)「明治前期の出版物における平仮名字体の使用傾向について」『国文論叢』48、神戸大学文学部国語国文学会
- 小宮山博史 (2009)『日本語活字ものがたり 草創期の人と書体』誠文堂新光社
- 今野真二 (2000)『仮名表記論攷』著清文堂出版
- 斎藤達哉 (2014)「平仮名字体の新旧-改正小学校令施行規則と1894年の「いろはかな」-」『国語研究』77、国学院大学国語研究会
- 佐々木勇 (2013)「御物本『更級日記』の仮名字体について」『論叢 国語教育学』10(復刊4) 広島大学大学院教育学研究科国語文化教育教育学講座
- 佐藤栄作 (1990)「カナ字形・字体についての基礎的研究(1) 現代ヒラガナの字形・字体」『山手国文論攷』11、神戸山手女子短期大学
- (2002)「字形のゆれ・変化と字体のゆれ・変化の相互関係について-字体・字体単位体のほりあい・収斂に注目して-」『日本語の文字・表記 研究会報告論集』国立国語研究所

- (2007) 「『道草』の書き潰し原稿と最終原稿の文字・表記」国語文字史研究会編『国語文字史の研究』10、和泉書院
- (2013) 「字体とその示し方」『論集』9、アクセント史資料研究会
- (2014) 「字体を唱える，字体を書く」『愛媛国文と教育』46、愛媛大学教育学部国語国文学会
- 鈴木広光 (2015) 『日本語活字印刷史』名古屋大学出版会
- 銭谷真人 (2009) 「明治期翻刻本における仮名字体および仮名文字遣い—馬琴作合巻の版本と活字本の比較—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要第』54、早稲田大学大学院文学研究科
- (2010) 「明治中期の小説における仮名字体および仮名文字遣い—活版印刷における字体の統一について—」『早稲田日本語研究』19、早稲田大学日本語学会
- (2010) 「『仮名読新聞』における仮名字体および仮名文字遣い」『日本語学研究と資料』33、日本語学研究と資料の会
- (2012) 「『言海』における仮名字体および仮名文字遣い」『日本語学研究と資料』35、日本語学研究と資料の会
- (2014) 「明治期国語辞書における仮名字体および仮名文字遣い」『国文学研究』173、早稲田大学国文学会
- (2014) 「『横浜毎日新聞』における仮名字体および仮名文字遣い—明治期の新聞における字体の統一について—」『日本語の研究』10-4、日本語学会
- (2015) 「近代作家の自筆原稿における仮名字体—手書きに残った異体仮名について—」『早稲田日本語研究』24、早稲田大学日本語学会
- (2015) 「活字化された変体仮名に見られる装飾的字体について」『日本言語文化』32、韓国日本言語文化學會
- 大日本印刷株式会社社史編集委員会編 (2007) 『大日本印刷百三十年史』大日本印刷
- 高木元 (1995) 『江戸読本の研究』ぺりかん社
- 田島優 (2009) 『漱石と近代日本語』翰林書房
- 玉村禎郎 (1994) 「『春色梅兒譽美』における仮名の用字法」前田富祺編『国語文字史の研究2』和泉書院
- 張秀民ほか (2009) 『活字印刷の文化史—きりしたん版・古活字版から新常用漢字表まで—』勉誠出版
- 豊田尚子 (1998) 「藤原俊成自筆『古来風躰抄』における異字体をもつ仮名について—『記述部分』特有の仮名字体を中心として—」鎌倉時代語研究会編『鎌倉時代語研』21、武蔵野書院
- 永井 (大島) 悦子 (2000) 「曲亭馬琴の文字意識—自筆資料の仮名字体について—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』10、早稲田大学大学院

- (2006)「近世女子用往来における仮名字体」国語文字史研究会編『国語文字史の研究』9、和泉書院
- (2008)「江戸時代女性の言語生活に関する一考察 本居宣長母お勝書簡における仮名字体」『十文字国文』14、十文字学園女子大学短期大学部国語国文研究室
- 浜田啓介 (1979)「板行の仮名字体—その収斂的傾向について—」『国語学』118
- (1982)「出版と文字の歴史」『講座日本語学 6—現代表記との史的対照—』明治書院
- 飛田良文、松井栄一、境田稔信編 (2003)『明治期国語辞書大系別巻 書誌と研究』大空社
- 府川充男撰輯 (2005)『圖説近世近代日本文字印刷文化史乙酉新鐫 聚珍録 第3篇(假名)』三省堂
- 古田東朔 (1974)「変体がなからひらがなへ」『言語生活』272、273
- 古田東朔編 (1978)『小学読本便覧』第二巻、武蔵野書院
- 前田富祺 (1994)「『たけくらべ』における平仮名の書体と字体」前田富祺編『国語文字史の研究2』和泉書院
- 安田章 (1971)「仮名文字遺序」『國語國文』40—2
- 矢田勉 (1995)「いろは歌書写の平仮名字体」『國語と國文学』72—12
- (1995)「異体がな使い分けの発生」『築島裕博士古稀記念 国語学論集』汲古書院
- (1996)「異体がな使い分けの衰退—トの仮名の場合—」『山口明穂教授還暦記念 国語学論集』明治書院
- (1998)「印刷時代における国語書記史の原理」『東京大学国語研究室創立百周年記念 国語研究論集』汲古書院
- (1998)「平安・鎌倉時代における平仮名字体の変遷」国語文字史研究会・前田富祺編『国語文字史の研究』4、和泉書院
- (2012)『国語文字・表記史の研究』汲古書院
- (2013)「十一世紀中頃における平仮名字体—実用的資料と美的資料との連関について—」『語文』100・101、大阪大学国語国文学会
- 山内紀世子 (1986)「曼殊院本古今和歌集の仮名字体」『広島女子大國文』3、広島女子大学
- 山内真紀 (2002)「空海真筆いろは 規範性の終焉から現行平仮名字体の成立まで」『語文研究』94、九州大学国語国文学会
- 山内洋一郎 (2006)「古本説話集(梅沢本)の仮名字体」『広島女学院大学大学院言語文化論叢』9、広島女学院大学大学院言語文化研究科
- (2013)「草体仮名の織り成す美と実と—古本説話集四筆の交響—」国語語彙史研究会編『国語語彙史の研究』32、和泉書院
- 山田忠雄 (1981)『近代国語辞書の歩み—その模倣と創意と—』上下、三省堂

山田俊治、十重田裕一、笹原宏之編著（2000）『山田美妙『豎琴草紙』本文の研究』笠間書院

初出一覧

序章…書下ろし

第一章

第一節…修士論文「明治期活字本における仮名字体および仮名文字遣い—草双紙を中心に—」(2008)より抜粋、加筆修正

第二節…「明治期翻刻本における仮名字体および仮名文字遣い—馬琴作合巻の版本と活字本の比較—」(2009、『早稲田大学大学院文学研究科紀要』54)を加筆修正

第三節…「明治中期の小説における仮名字体および仮名文字遣い」(2010、『早稲田日本語研究』19)を加筆修正

第二章

第一節…『『仮名読新聞』における仮名字体および仮名文字遣い』(2010、『日本語学 研究と資料』33)を加筆修正)

第二節…『『横浜毎日新聞』における仮名字体および仮名文字遣い』(2014、『日本語の研究』10-4)を加筆修正

第三章

第一節…『『言海』における仮名字体および仮名文字遣い』(2012、『日本語学 研究と資料』35号)を加筆修正

第二節…「明治期国語辞書における仮名字体および仮名文字遣い」(2014、『国文学研究』173)を加筆修正)

第四章

第一節…「近代作家の自筆原稿における仮名字体—手書きに残った異体仮名について—」(2015、『早稲田日本語研究』24)を加筆修正

終章…書下ろし